

— 令和4年度版男女共同参画に関する年次報告 —

みんなですすめよう男女共同参画





男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

男女が共に個性と能力を発揮でき、 人権が尊重された埼玉の実現を目指して

本書は、「埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年4月1日施行）」第14条に基づき、令和4年度の男女共同参画の推進状況及び推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

本書を通じて多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深め、家庭や職場、地域など身近なところから男女共同参画社会づくりを進めていただければ幸いです。

第1部 埼玉県における男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として、分野ごとに各種統計、調査等によるデータをまとめました。

第2部 埼玉県の男女共同参画施策の実施状況

男女共同参画基本計画の体系・推進指標の達成状況や事業の実績等について記載しました。

第3部 市町村における男女共同参画施策の推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定、計画の策定状況等をまとめました。

第4部 資料編

埼玉県男女共同参画推進条例や、男女共同参画に関する年表などを掲載しました。

目 次

第1部 埼玉県における男女共同参画の状況	1
○人口概況	
1 人口と世帯	2
2 人口動態	2
○女性の社会参画	
1 政治への参画	3
2 審議会等への参画	4
3 司法への参画	4
4 県・市町村における女性の職員	5
5 地域における参画	5
○労働	
1 女性の就業率	6
2 民間企業等における女性	6
3 女性の雇用者の状況	6
4 賃金	7
5 家庭と仕事の両立支援	8
○家庭生活	
1 ライフスタイル	9
2 男性にとっての男女共同参画	10
3 子育ての社会的支援	11
○防災	
1 防災分野における参画	11
○男女共同参画に関する意識	
1 男女平等に関する意識	12
2 性別による役割分担意識	12
○教育	
1 公立学校での男女平等教育の推進状況	13
2 高等学校の男女共学、別学の状況	13
3 高等学校卒業者の進路	13
4 大学等への入学と専攻分野	14
5 女性の教員	14
○女性に対する暴力の根絶	
1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数	15
2 配偶者等から受けた暴力	15
3 子供への影響	16
4 性犯罪の実態	16
○健康・福祉	
1 高齢化社会	17
2 相談の受付状況	17
3 医療従事者の女性割合	18

第2部 埼玉県の男女共同参画施策の実施状況	19
1 「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29年度～令和3年度)の推進	
(1) 計画の体系	20
(2) 「埼玉県男女共同参画基本計画」における推進指標の達成状況	22
(3) 「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業・令和3年度実績	24
基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する	24
基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる	26
基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する	32
基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる	44
基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす	44
基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ	47
基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	50
基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する	59
2 「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4年度～令和8年度)の推進	
(1) 計画の体系	62
(2) 「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業・令和4年度概要	64
目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画	
基本目標Ⅰ-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大	64
基本目標Ⅰ-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大	66
目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大	
基本目標Ⅱ-1 働く場における女性活躍の推進	70
基本目標Ⅱ-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり	73
目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会	
基本目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	75
基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	85
基本目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援	90
基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	94
目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う	
基本目標Ⅳ-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消	95
基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	97
3 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進	100
4 令和3年度「事業のチェックポイント5」の概要	101
5 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進	
○ 事業の概要	103
○ 令和3年度事業実績	104
○ 令和4年度事業計画	108
6 女性キャリアセンター	
○ 事業の概要	110
○ 令和3年度事業実績	110
○ 令和4年度事業計画	111
7 埼玉県荻野吟子賞	112

第3部 市町村における男女共同参画施策の推進状況	113
1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況	114
2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）	116
3 審議会等委員への女性の登用状況	118
4 自治体職員の状況	120
5 市町村における女性の参画マップ	122
第4部 資料編	125
1 総合的な推進体制の整備	127
2 県における審議会等の女性の登用状況	128
3 男女共同参画に関する年表	130
4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧	133
5 埼玉県男女共同参画推進条例	135

第1部

埼玉県における 男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として「女性の社会参画」「労働」「家庭生活」「防災」「男女共同参画に関する意識」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しい数値を盛り込むよう努めました。データ名や出典については本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。

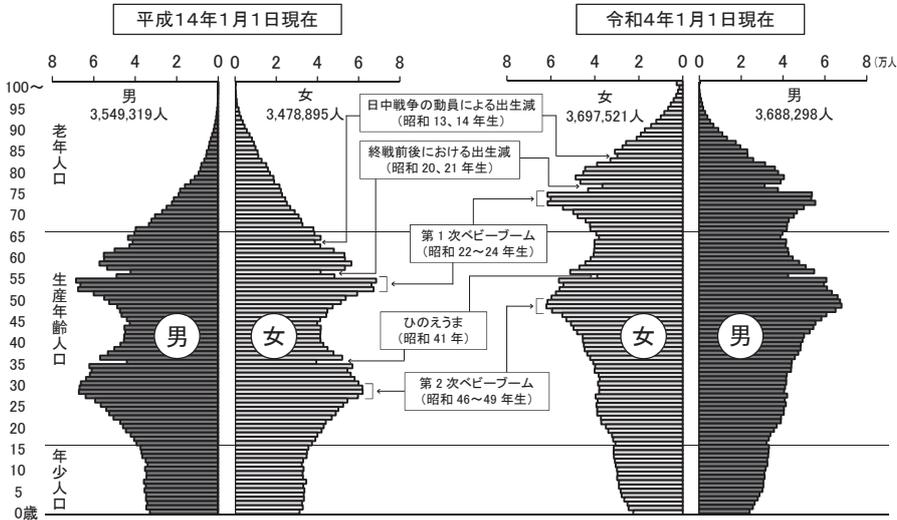
なお、数値については、単位未満四捨五入のため、合計とは必ずしも一致していないところがあります。

■埼玉県における男女共同参画の状況

○人口概況

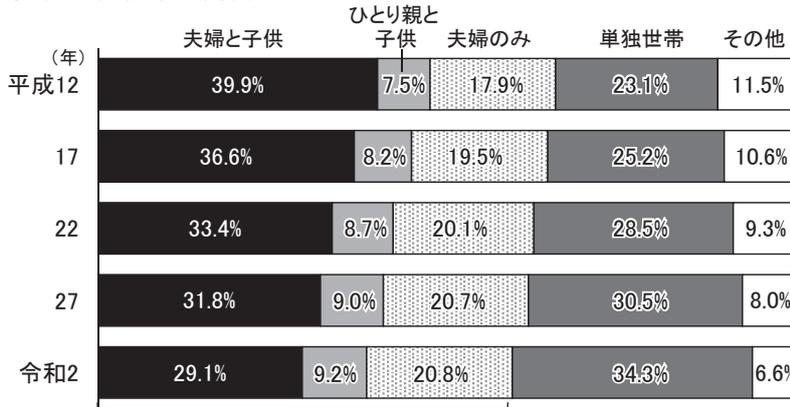
1 人口と世帯

(1) 人口ピラミッド



※ 県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」より作成

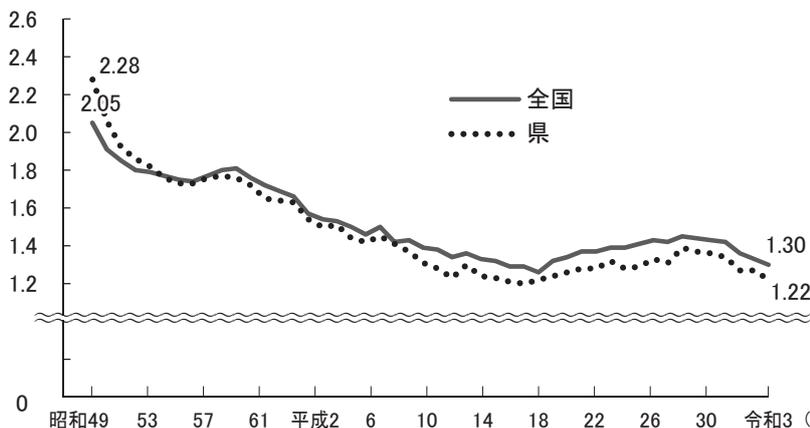
(2) 核家族世帯の割合



※ 総務省「国勢調査」より作成

2 人口動態

(3) 合計特殊出生率の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計」より作成

令和4年1月現在、本県の人口は7,385,819人で、内訳は女性が3,697,521人、男性が3,688,298人である。

また、平均年齢は46.9歳で前年に比べて0.3歳の上昇となり、男女別にみると、女性が48.1歳、男性が45.8歳である。

平成14年(20年前)と比較すると、年少人口、生産年齢人口はともに減少し、65歳以上の老年人口が増加している。

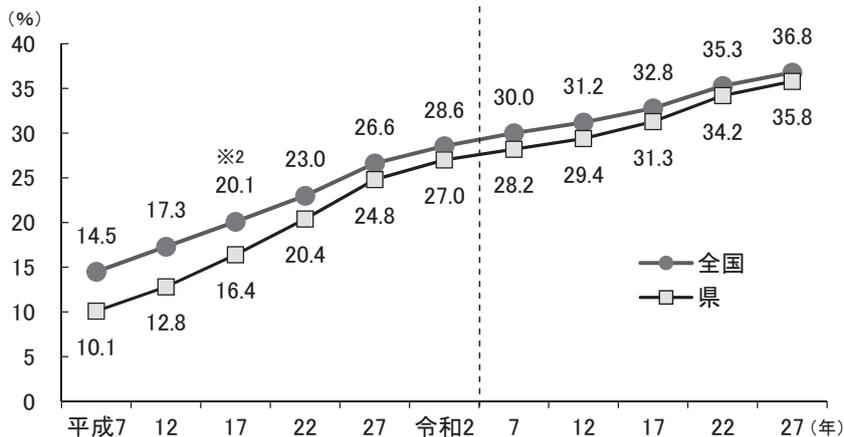
本県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、59.1%と全国平均(54.2%)より4.9ポイント高く、奈良県、和歌山県に次いで全国3位となっている。

本県の令和3年の合計特殊出生率*は1.22(全国第42位)である。

第二次ベビーブームの頃(昭和46~49年)は2.4前後であったが、平成16年に過去最低の1.20を記録した後は、僅かではあるが増加の傾向にある。

※ 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を産むとした子供の数。

(4) 高齢化率の見通し



※ 令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より作成

本県の高齢化率^{※1}は、令和2年（2020年）の国勢調査では全国で6番目の低さとなっている。

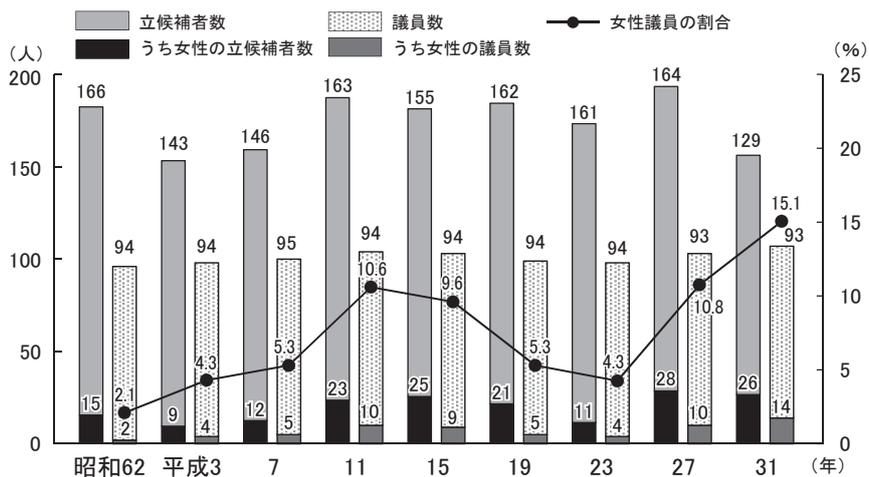
※1 高齢化率…総人口に占める65歳以上の割合。

※2 国勢調査の数値について、平成22年度から「不詳」数を分母に含めない方法で算出されており、平成17年度の数値は総務省統計局が同様の算出方法で再計算した数字を採用。

○女性の社会参画

1 政治への参画

(5) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況

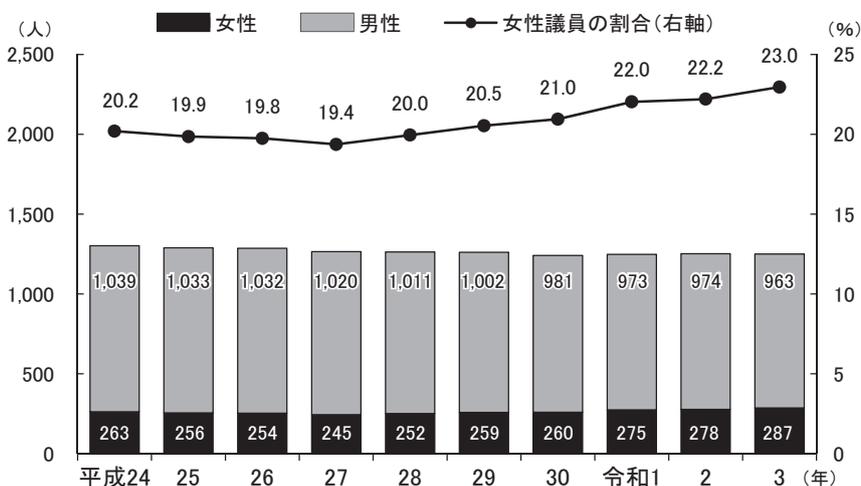


※ 県市町村課調べ

平成31年4月に行われた本県議会議員選挙において、129人の立候補者のうち女性は26人となった。

また、当選者数は93人中女性が14人で、昭和62年以降最も多くなり、その割合は15.1%となった。

(6) 市町村議会の状況（各年12月31日現在）



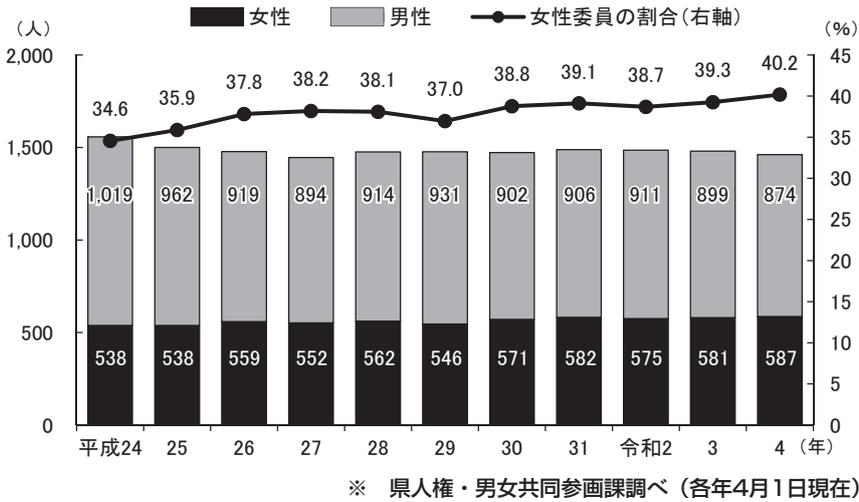
※ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成

令和3年12月末現在、県内市町村議会議員における女性の数は287人（市230人、町村57人）で、その割合は、市が24.1%、町村が19.4%、全体で23.0%である。

女性議員の割合は、1位は東京都（29.7%）で埼玉県は全国4位となっている。

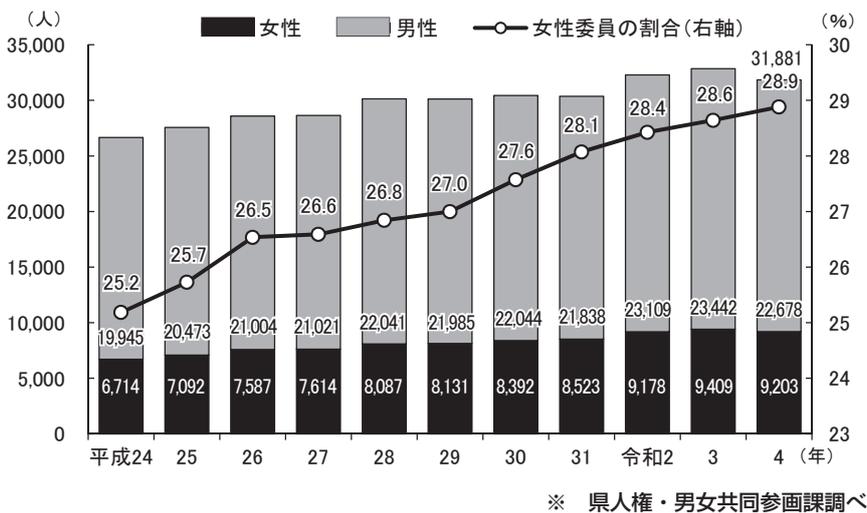
2 審議会等への参画

(7) 審議会等における女性の委員数と割合の推移



令和4年4月現在、本県の審議会等委員総数1,461人のうち、女性の委員は587人で、その割合は40.2% (前年比0.9ポイント増) である。

(8) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移 (広域で設置している審議会等の委員数を含む)

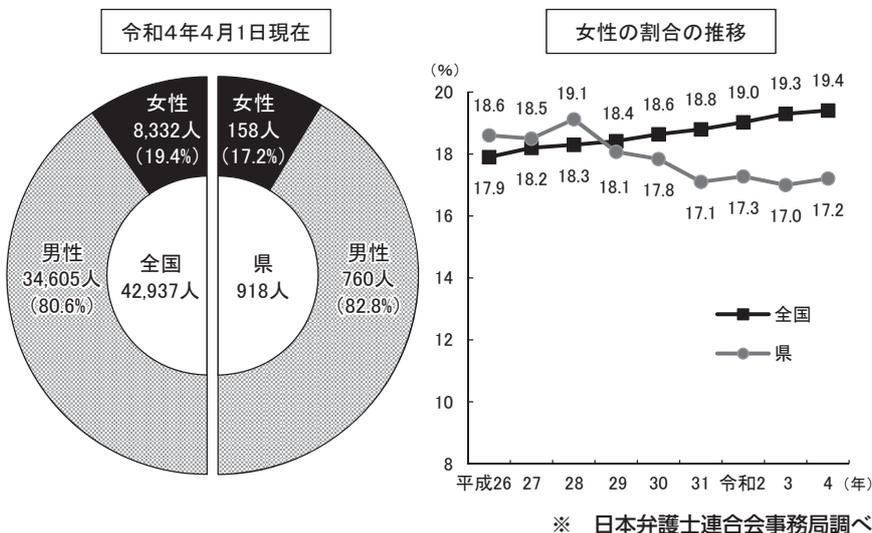


令和4年4月現在*、県内市町村の審議会等委員総数31,881人のうち、女性の委員は9,203人で、その割合は28.9%である。

* 調査時点は原則として令和4年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

3 司法への参画

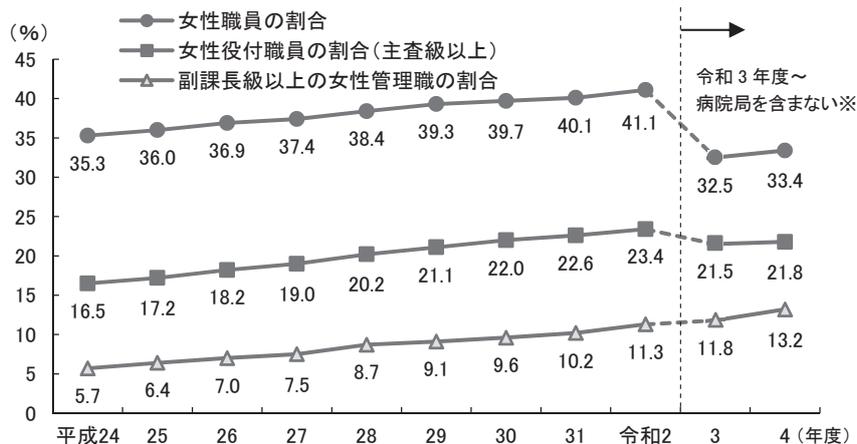
(9) 弁護士の男女比



本県の弁護士総数918人のうち、女性の弁護士は158人(前年比1人増)である。また、その割合は17.2%で、全国平均(19.4%)より2.2ポイント低くなっている。

4 県・市町村における女性の職員

(10) 県における女性の職員・役付職員の割合



※ 県人事課調べ

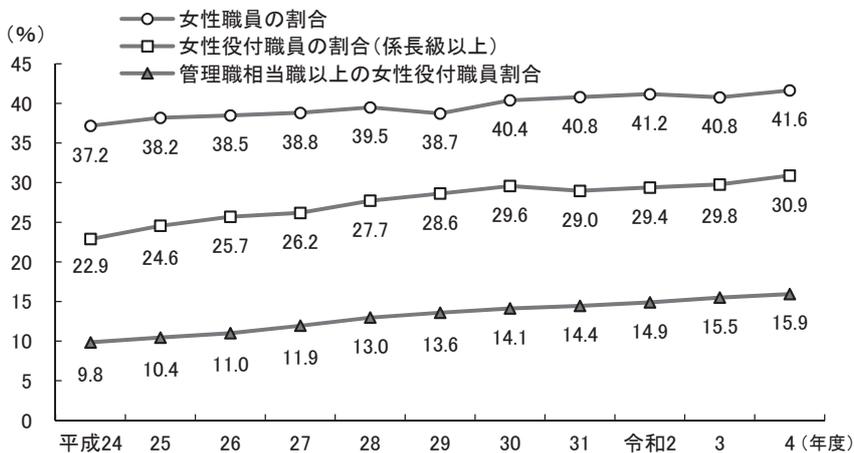
※ 病院局の地方独立行政法人化に伴い、R3以降は病院局を含まない

令和4年4月1日現在、本県の女性職員は7,738人中2,585人で、割合は33.4%となっている。

また、女性役付職員(主査級以上)は、3,622人中790人(21.8%)、そのうち副課長級以上の女性管理職は843人中111人(13.2%)となっている。

※ 全任命権者(教育・警察・令和3年度から病院局は除く。)

(11) 市町村における女性の職員・役付職員の割合



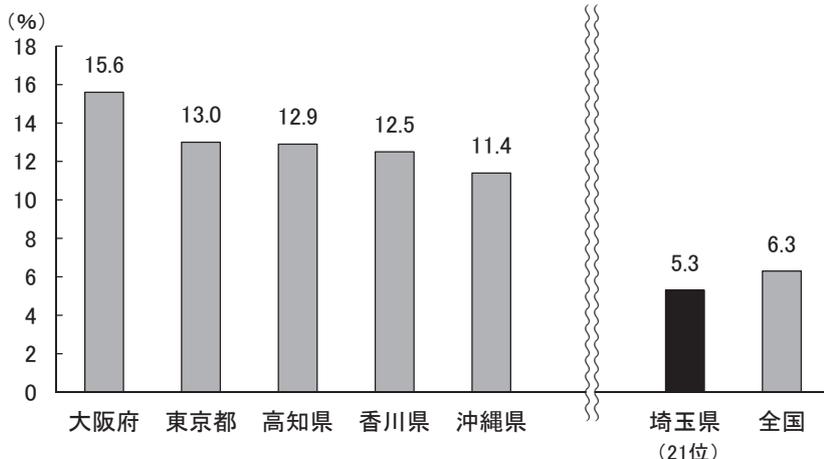
※ 県人権・男女共同参画課調べ

令和4年4月1日現在、県内の市町村における職員のうち女性職員の割合は41.6%、女性役付職員の割合は30.9%である。

また、管理職相当職以上の職員のうち、女性職員の割合は15.9%となっている。

5 地域における参画

(12) 自治会長に占める女性の割合

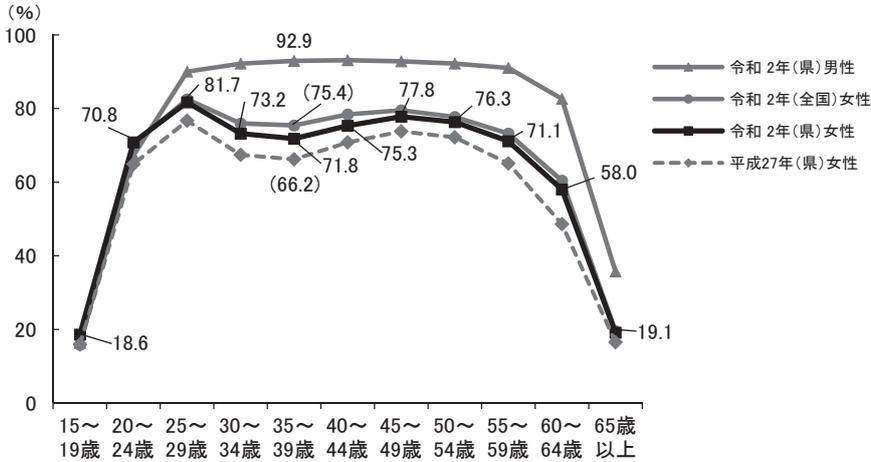


※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」より作成

令和3年4月1日現在、自治会長に占める女性の割合は5.3%(全都道府県中21番目)であり、全国平均の6.3%より下回っている。

1 女性の就業率

(13) 年代別の女性の就業率



※ 総務省「国勢調査」より作成

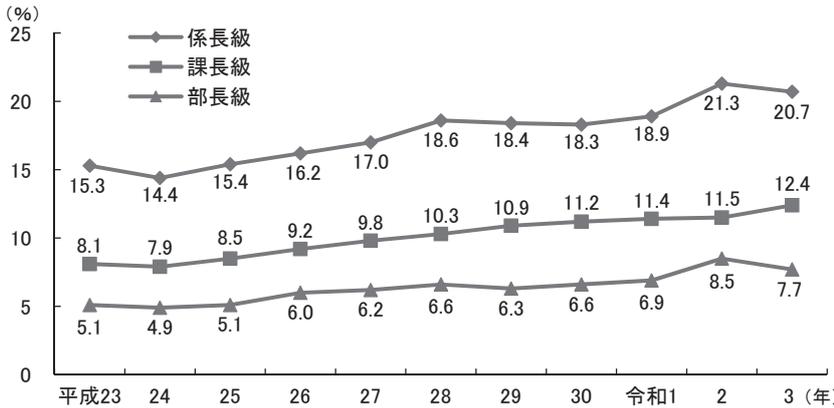
令和2年の本県の女性就業率※を年代別にみると、25～29歳の層の81.7%と45～49歳の層の77.8%を2つの頂点として、35～39歳の71.8%を底とするM字型曲線を描いている。

平成27年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

※ 就業率…15歳以上の人口のうち、就業者の割合
(就業者とは、調査期間中収入を伴う仕事を少しでもした人をいう。)

2 民間企業等における女性

(14) 階級別役職者に占める女性割合の推移 (全国)



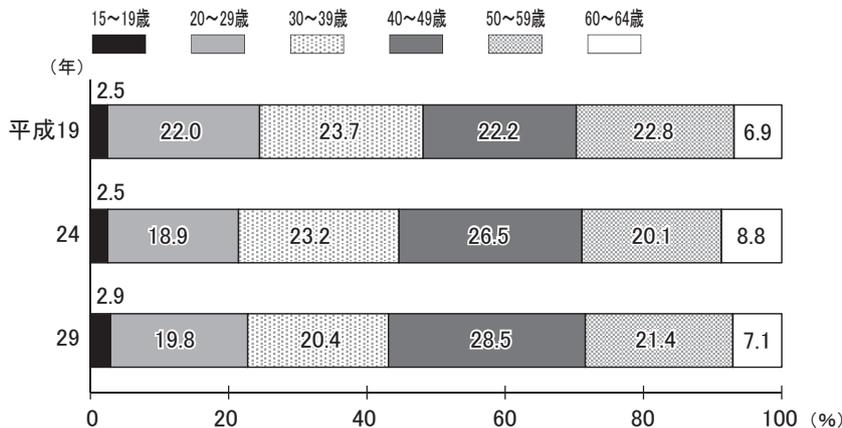
・令和2年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年度以前の企業区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。

※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

令和3年の全国の民間企業等（従業員数100人以上）における役職者を階級別にみると、部長相当職は7.7%、課長相当職は12.4%、係長相当職は20.7%であり、長期的にみると増加傾向にある。

3 女性の雇用者の状況

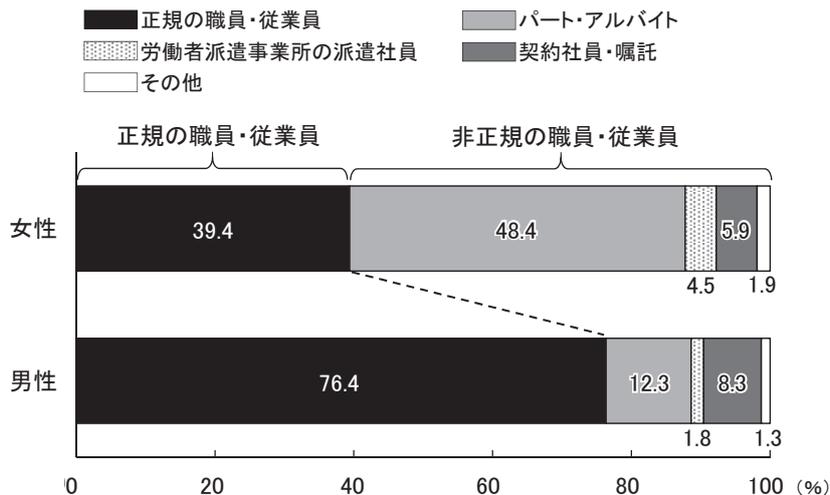
(15) 女性雇用者（15～64歳）の年代別比率推移



※ 総務省「就業構造基本調査」より作成

本県の15～64歳の女性雇用者1,406千人を年代別にみると、前回調査（平成24年）から比べて、30歳代、60歳～64歳の比率は減少したが、その他の年代では増加した。

(16) 女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合

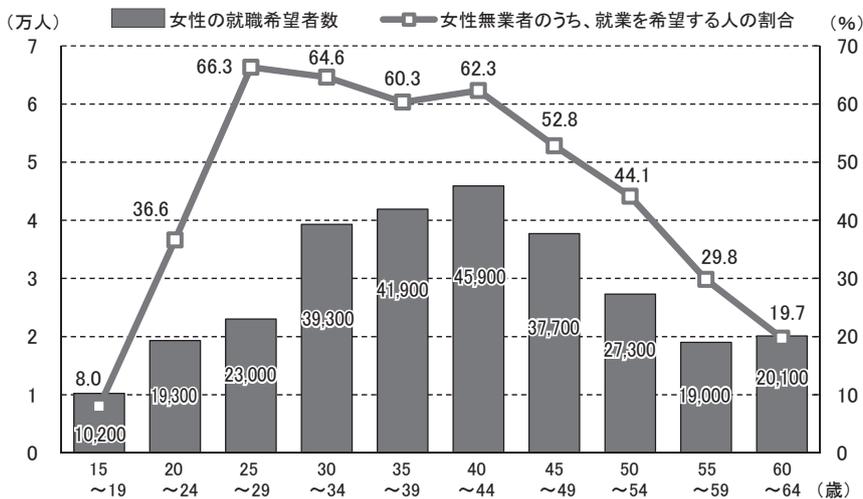


本県の女性雇用者（役員を除く）に占めるパート・アルバイトの比率は48.4%で、全国平均44.0%より高くなっている。

非正規雇用は女性の約6割を占める一方、男性では2割超となっている。

※ パート、アルバイト等の雇用形態は、勤め先での呼称による。

(17) 女性無業者のうち就業を希望する人数



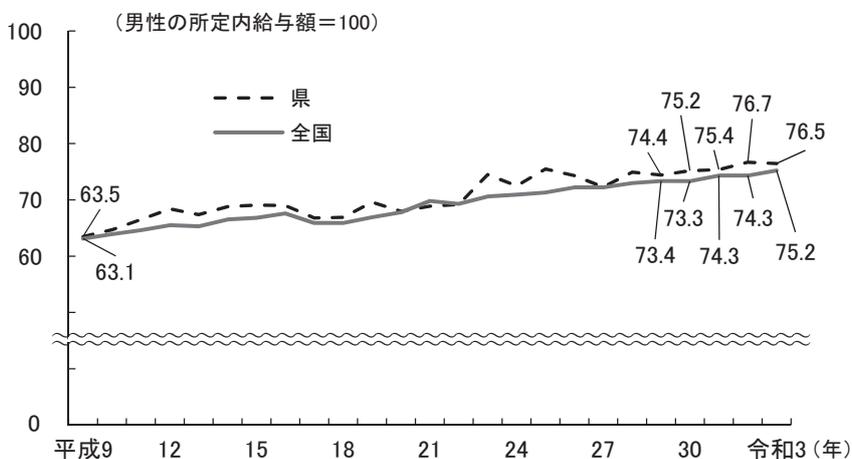
本県の就業していない女性156万人のうち、就業を希望する女性は30~40歳代を中心に34万1千人（21.8%）いる。その割合は、全国で4番目に高く、全国19.3%に比べて2.5ポイント高くなっている。

・65歳以上の就業希望者数は、57,500人である。

※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

4 賃金

(18) 男女の賃金格差の推移



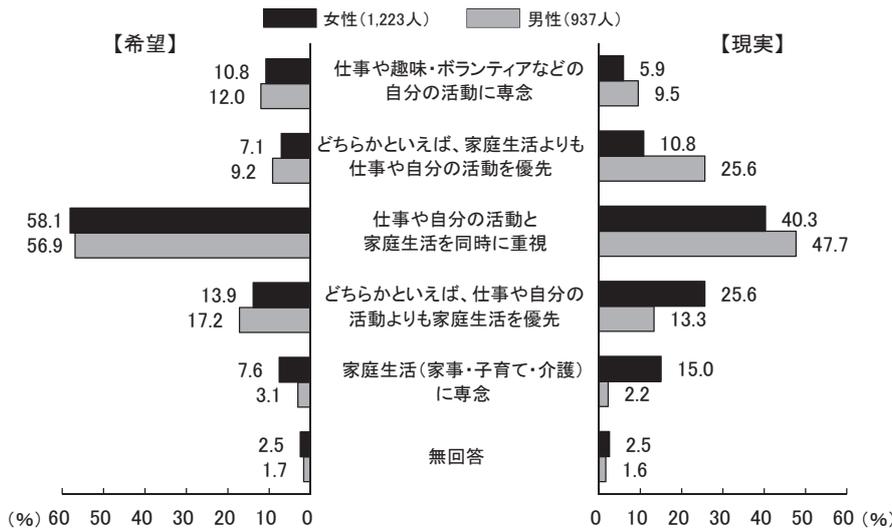
本県における令和3年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額※）を100（331,700円）としたとき、女性一般労働者の給与水準は76.5（253,700円）となっており、格差は長期的には縮小傾向にある。

※ 所定内給与額…決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

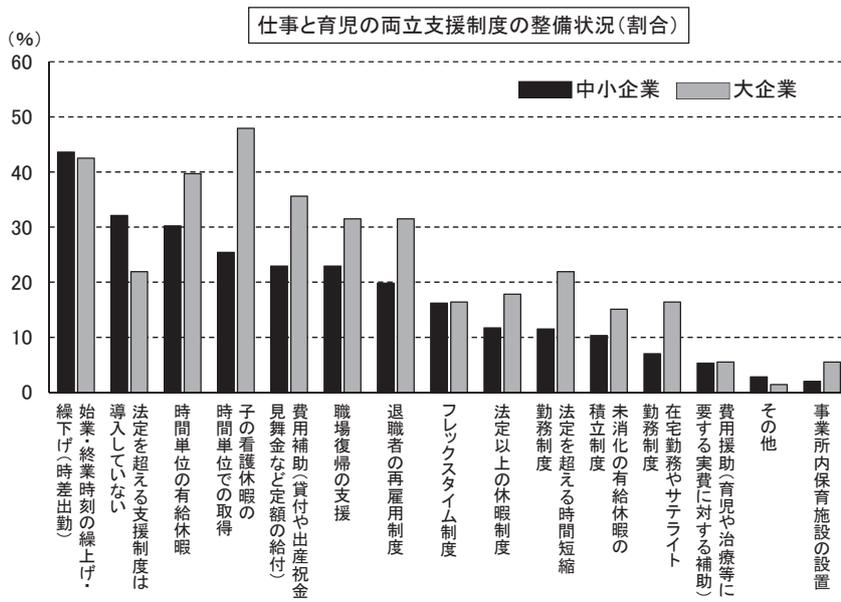
5 家庭と仕事の両立支援

(19) 家庭生活の優先度



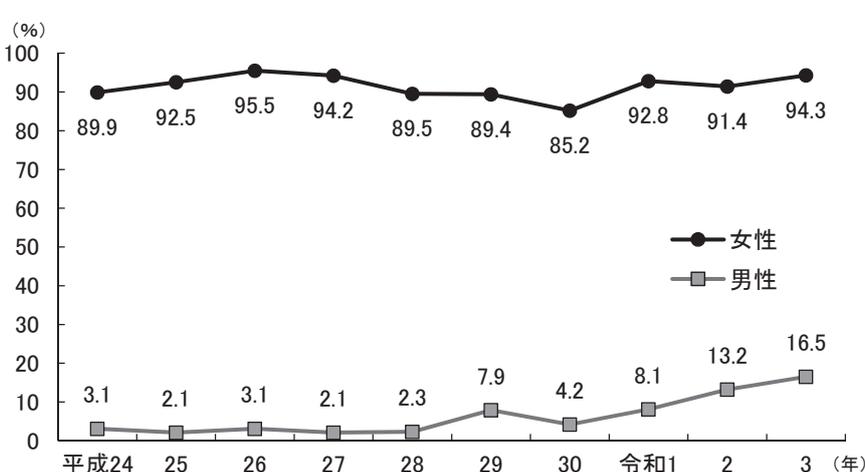
※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

(20) 仕事と育児の両立支援



※ 県多様な働き方推進課「令和3年度埼玉県就労実態調査」より作成

(21) 育児休業取得率(県内中小企業)



※ 県多様な働き方推進課「令和3年度埼玉県就労実態調査」より作成

希望・現実ともに、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男女双方で最も多い。

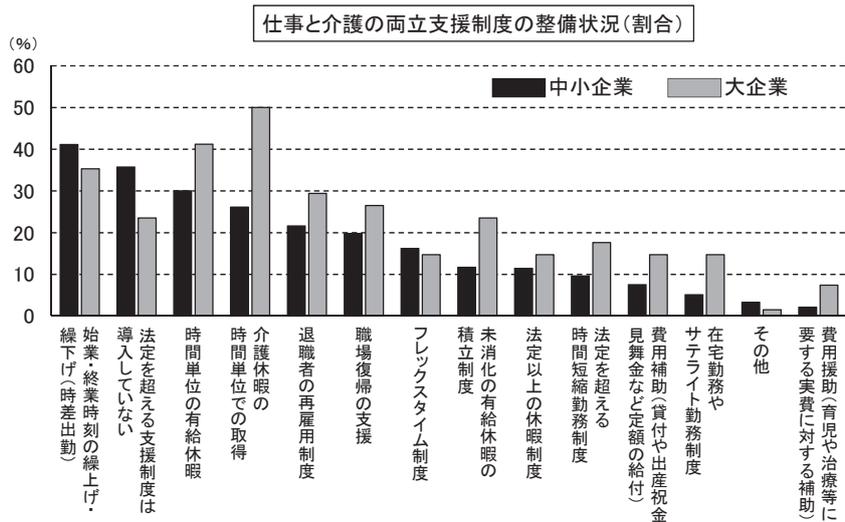
【現実】で2番目に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活より仕事や自分の活動を優先」となっている。

法定を超える仕事と育児の両立支援制度がないと回答した事業所の割合は、県内中小企業で32.1%であった。大企業では21.9%が支援制度がないと回答している。さらに、両立支援の内容をみると、中小企業では「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)」が43.6%、大企業では「子の看護休暇の時間単位での取得」が47.9%と最も多くなっている。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に出生した女性労働者及び配偶者が出生した男性労働者について、中小企業における育児休業の取得率をみると、女性は94.3%、男性は16.5%となっている。

※ 参考…県内大企業での育児休業取得率
女性労働者：95.7%
男性労働者：23.3%

(22) 仕事と介護の両立支援



※ 県多様な働き方推進課「令和3年度埼玉県就労実態調査」より作成

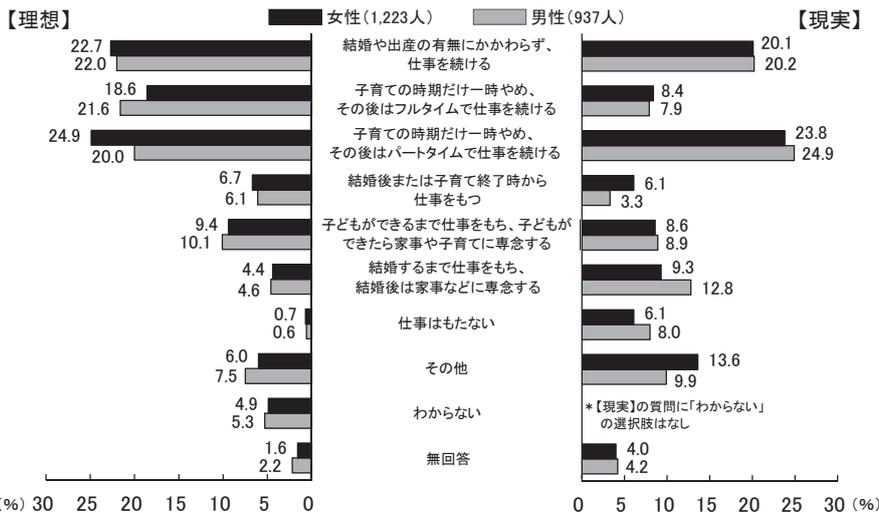
法定を超える仕事と介護の両立支援制度がないと回答した事業所は、県内中小企業で35.7%であった。大企業では23.5%が支援制度がないと回答している。

利用できる制度として最も多いものは中小企業では「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)」で41.1%、大企業では「介護休暇の時間単位での取得」で50.0%となっている。

家庭生活

1 ライフスタイル

(23) 女性の働き方の理想と現実

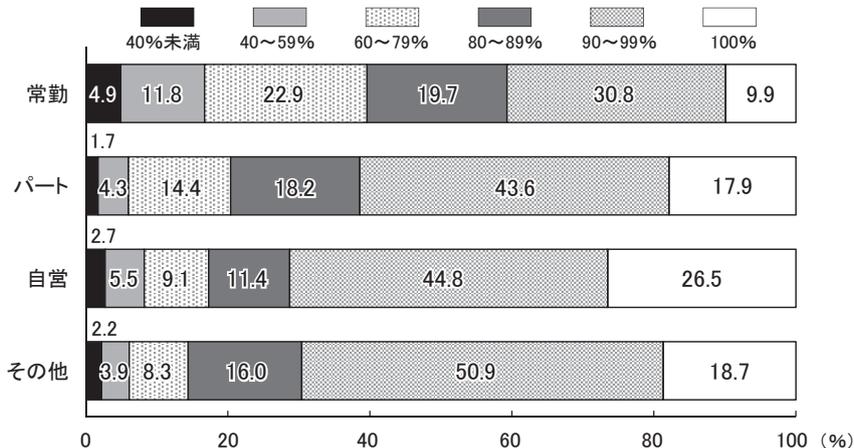


※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

女性の働き方について、理想・現実ともに女性は「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多く、男性は理想は「結婚や出産の有無にかかわらず、仕事を続ける」が最も多く、現実には「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多くなっている。

※ 女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

(24) 従業上の地位別に見た妻の家事分担割合(全国)



※ 国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査(2018年実施)」より作成

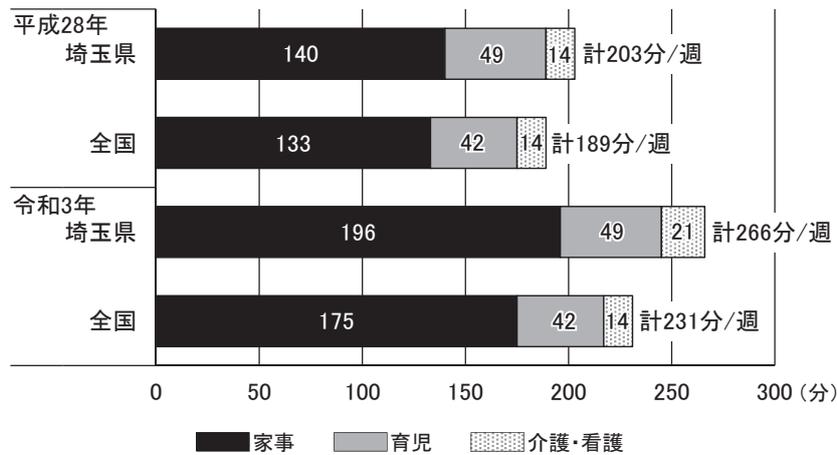
妻が「常勤」で働く世帯では、「パート」「自営」「その他」と比べて、妻の家事分担割合は相対的に少ない。それでも約6割の妻が家事の80%以上を担っている。

また、専業主婦を含む「その他」の妻においては、8割超が80%以上の家事を分担している。

※ 「その他」…大多数は仕事を持たないいわゆる専業主婦

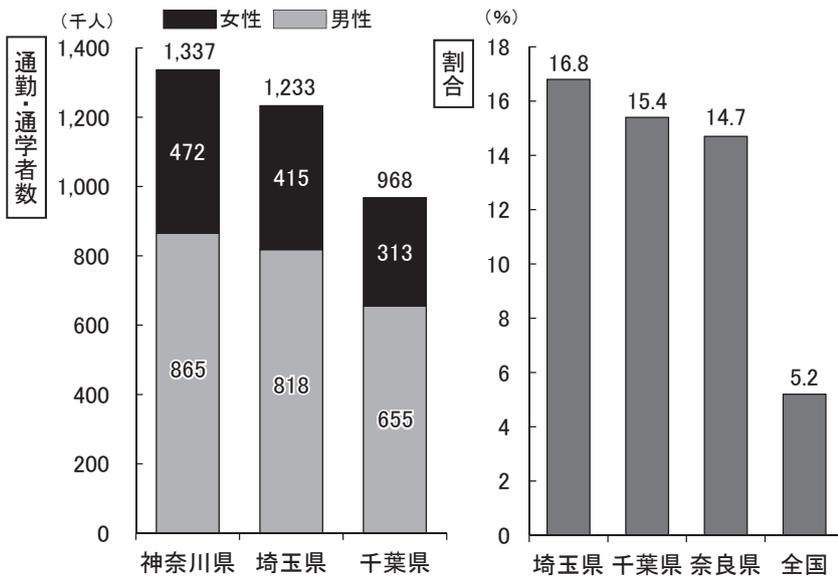
2 男性にとっての男女共同参画

(25) 男性の家事・育児・介護等の時間数（週当たり）



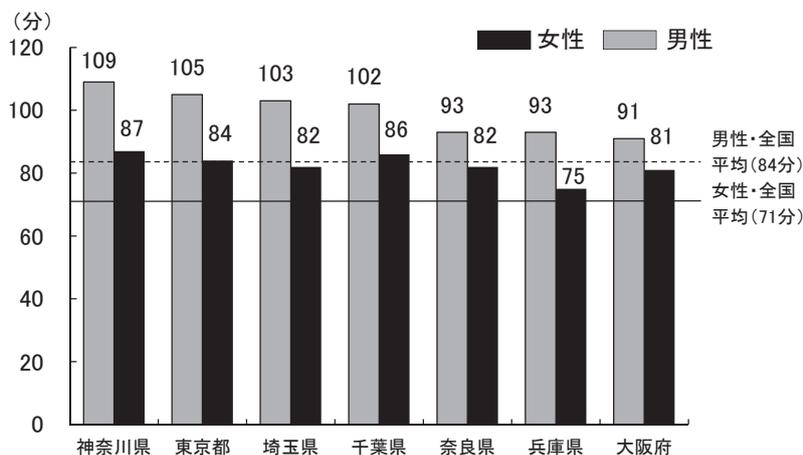
※ 総務省「社会生活基本調査」より作成

(26) 他都県への通勤・通学者数とその割合



※ 総務省「令和2年国勢調査」より作成

通勤・通学時間



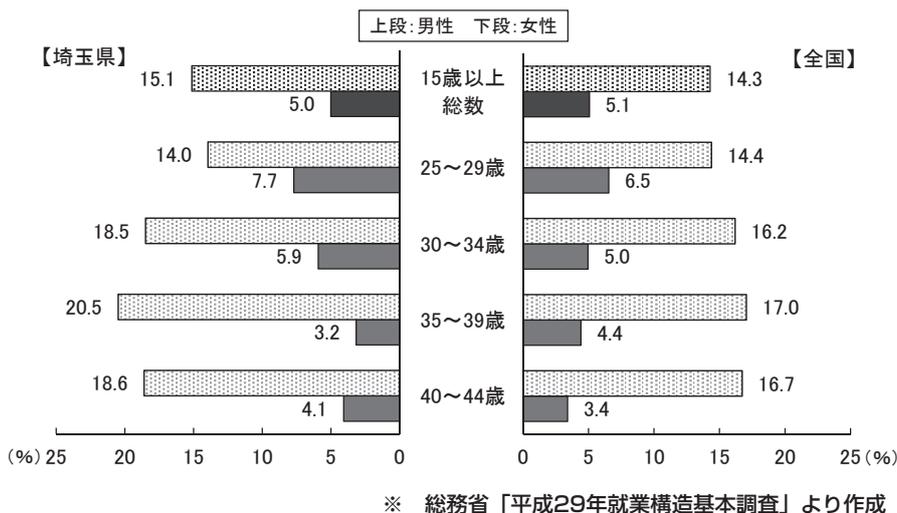
※ 総務省「令和3年社会生活基本調査」より作成

本県の10歳以上の男性について、週当たりの生活時間をみると、前回調査時（平成28年）と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなっている。育児を含めた全体の時間数は63分（1日当たり9分）長くなり、全国1位となった。

他都県への通勤・通学者数は約123万人で、神奈川県に次いで全国2位であり、その割合は16.8%で全国1位となっている。

また、10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は103分で神奈川県、東京都に次ぎ全国3位、女性も82分と全国で4番目の長さとなっている。

(27) 子育て世代の長時間労働（週60時間以上就業している人の割合）

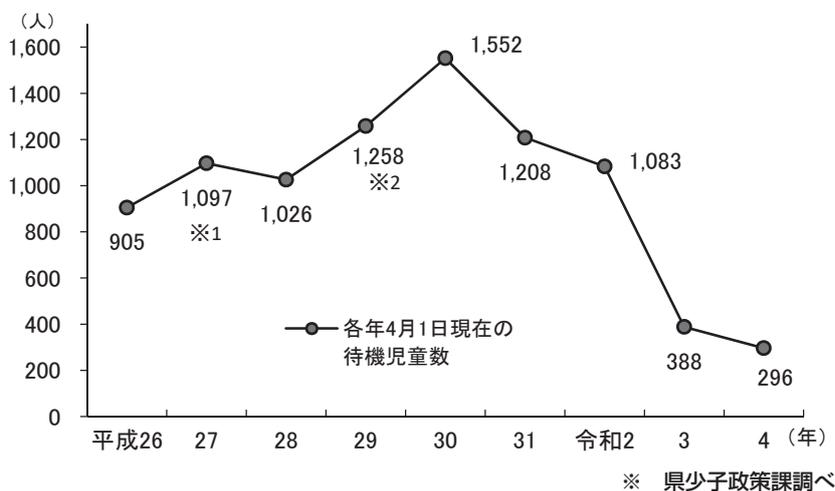


本県の年間就業日数200日以上（15歳以上）のうち、週60時間以上就業している男性の割合は、全国（14.3%）より0.8ポイント高く、15.1%となっている。

さらに、25～44歳の子育て世代では18.2%と、全国（16.2%）より2.0ポイント高い。

3 子育ての社会的支援

(28) 保育所待機児童数



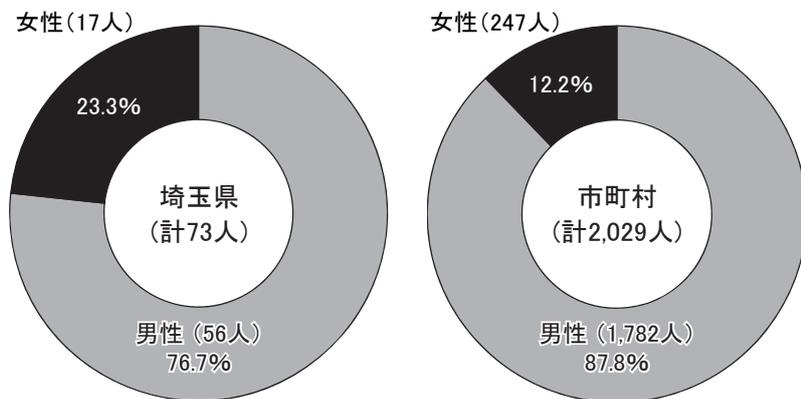
本県の令和4年4月1日現在の待機児童数は296人で、前年（388人）から92人減少した。

※1・※2：平成27・29年4月に待機児童の定義を変更

○防災

1 防災分野における参画

(29) 県・市町村防災会議での女性委員の割合

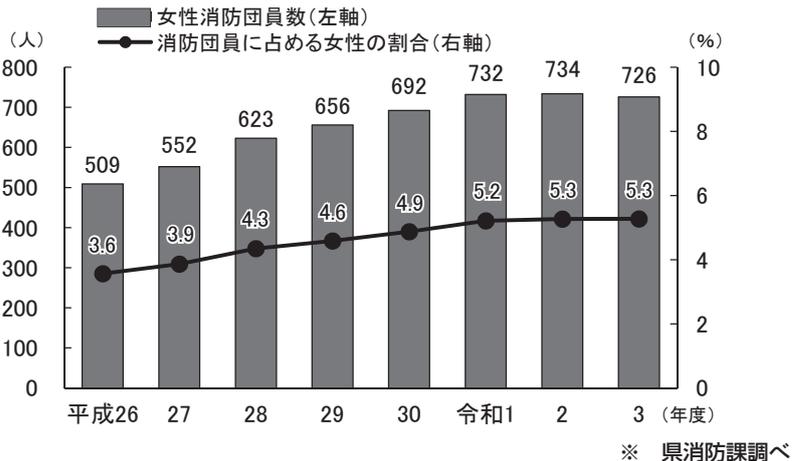


令和4年4月1日現在、本県の防災会議での女性委員が占める割合は、23.3%（73人中17人）で、全国平均（19.2%）より4.1ポイント高くなっている。

県内市町村では総数2,029人のうち女性は247人（12.2%）であり、防災会議の設置されている57市町村中5市町村に女性委員がいない。

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成

(30) 消防団員に占める女性の割合



※ 県消防課調べ

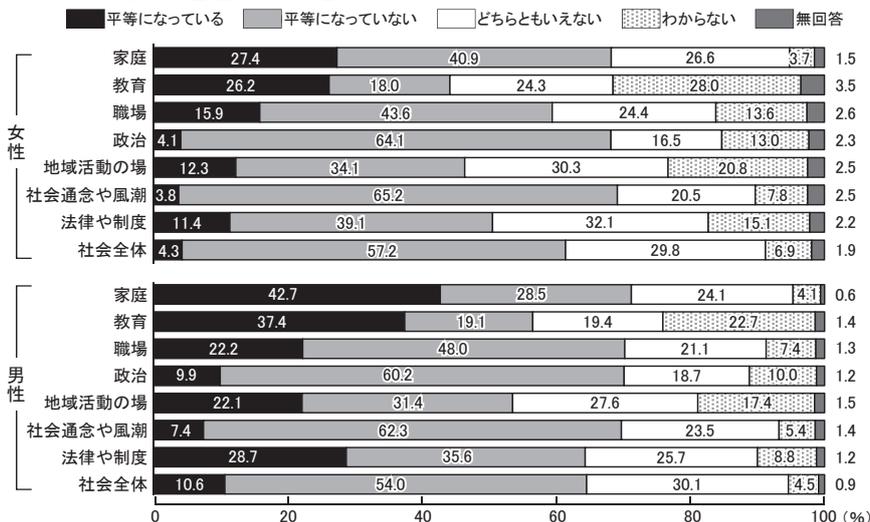
令和3年4月1日現在、本県の女性消防団員数は、13,763人中726人(5.3%)であり、年々その割合は増加している。

また、全国では3.4%となっており、県が1.9ポイント上回っている。(全国の値は消防庁「消防防災・震災対策現況調査」による。)

男女共同参画に関する意識

1 男女平等に関する意識

(31) 男女の地位の平等感



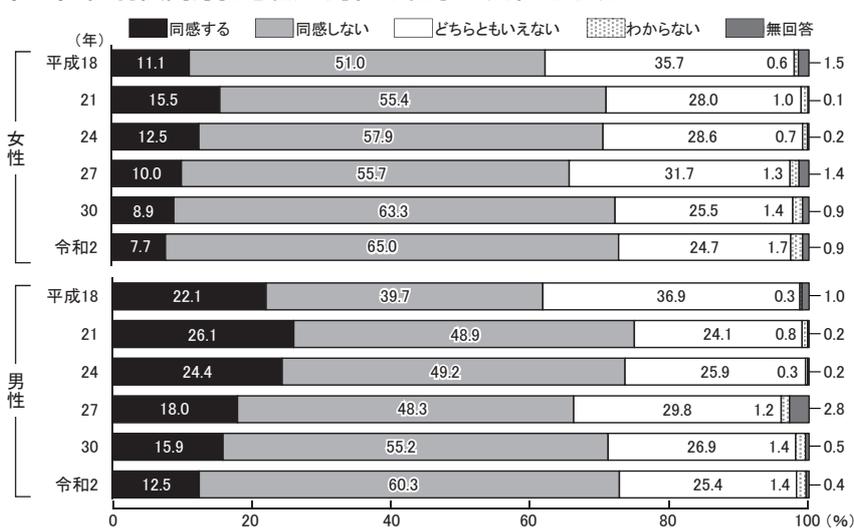
※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

男女平等に関する意識では、男女とも【政治】【社会通念や風潮】【社会全体】に不平等感を強く感じている。

また、【家庭生活】において男女の意識差が大きくなっており「平等になっている」は15.3ポイント男性の方が高く、「平等になってない」は12.4ポイント女性の方が高くなっている。

2 性別による役割分担意識

(32) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～



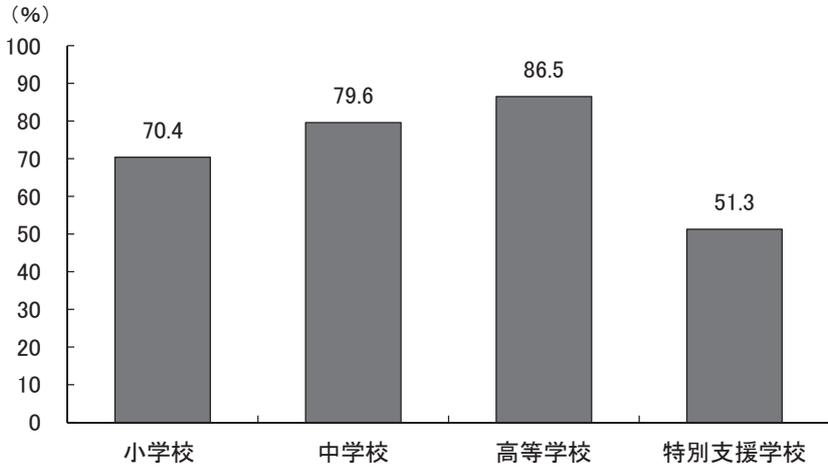
※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、「同感しない」の割合が増え、「同感する」割合が減っている。また、男性の「同感しない」が初めて6割を超えた。

1 公立学校での男女平等教育の推進状況

(33) 男女平等教育の推進状況

(教科等における計画的な取組の実施率)



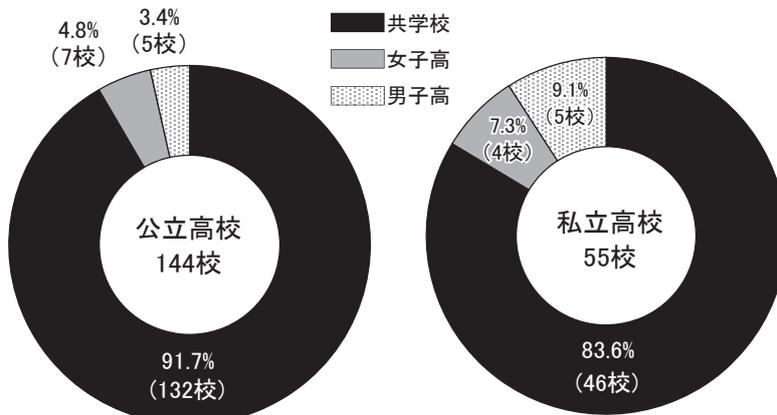
※ 県教育局人権教育課調べ

令和4年3月現在、県内の各公立学校*での男女平等教育の推進状況について（教科等における計画的な取組の実施率）は、小学校が70.4%（702校中494校）、中学校が79.6%（358校中285校）、高等学校が86.5%（141校中122校）、特別支援学校が51.3%（39校中20校）である。

※ さいたま市立学校は含まない。

2 高等学校の男女共学、別学の状況

(34) 公・私立高等学校の共学、別学の状況（令和4年5月）

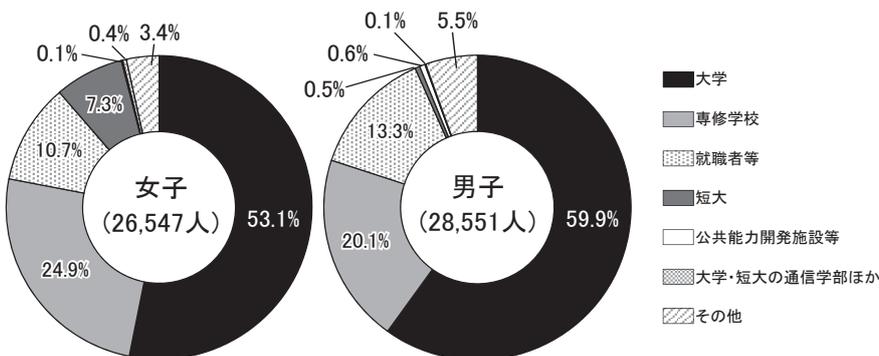


※ 県学事課、教育局県立学校人事課調べ

令和4年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が91.7%、私立が83.6%である。

3 高等学校卒業者の進路

(35) 高等学校卒業生（現役）の進路（令和3年3月卒業生）



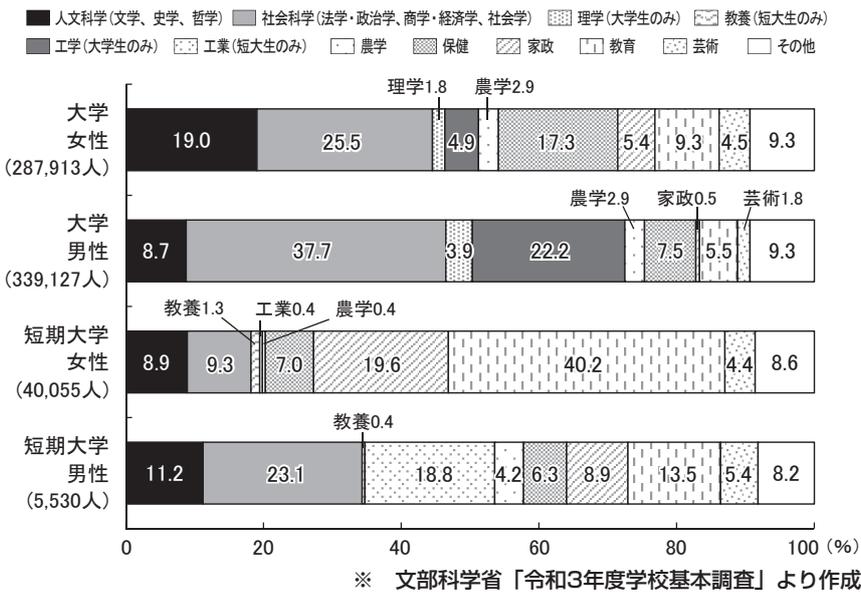
※ 文部科学省「令和3年度学校基本調査」より作成

令和3年3月に県内の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が53.1%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。

短大等を合わせた女子の大学等進学率は60.8%（全国平均59.6%）で全国12位となっている。

4 大学等への入学と専攻分野

(36) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）

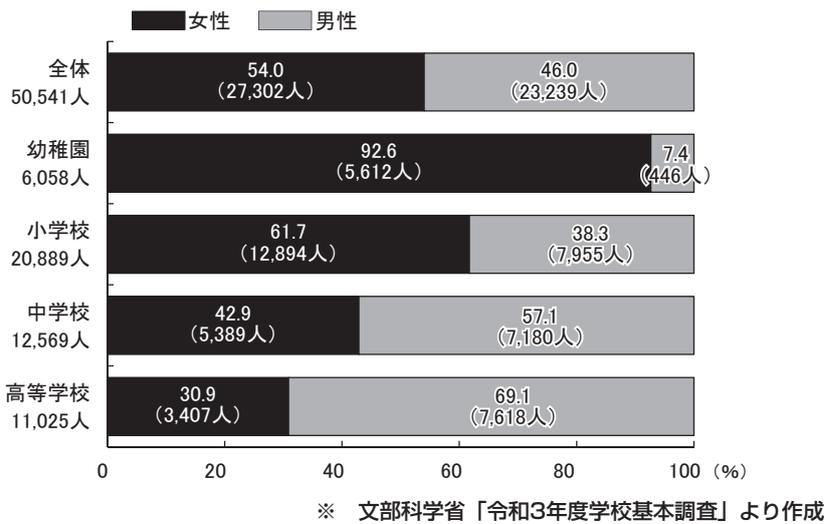


大学に入学した女性の25.5%が社会科学、続いて19.0%が人文科学を専攻し、男性の37.7%が社会科学、続いて22.2%が工学を専攻している。

短期大学に入学した女性の40.2%が教育、続いて19.6%が社会科学、続いて18.8%が工業を専攻している。

5 女性の教員

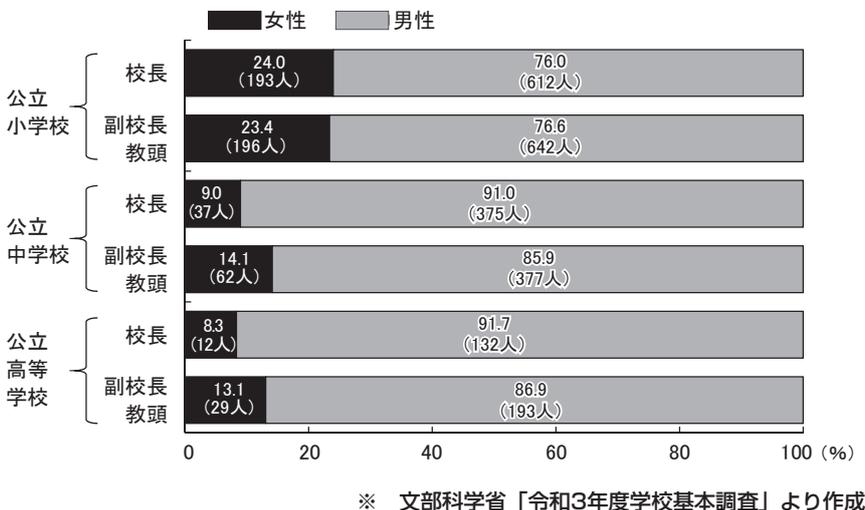
(37) 女性の教員の占める割合



令和3年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は50,541人で、そのうち女性教員の割合は54.0% (27,302人) となっている。

その割合は幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

(38) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数

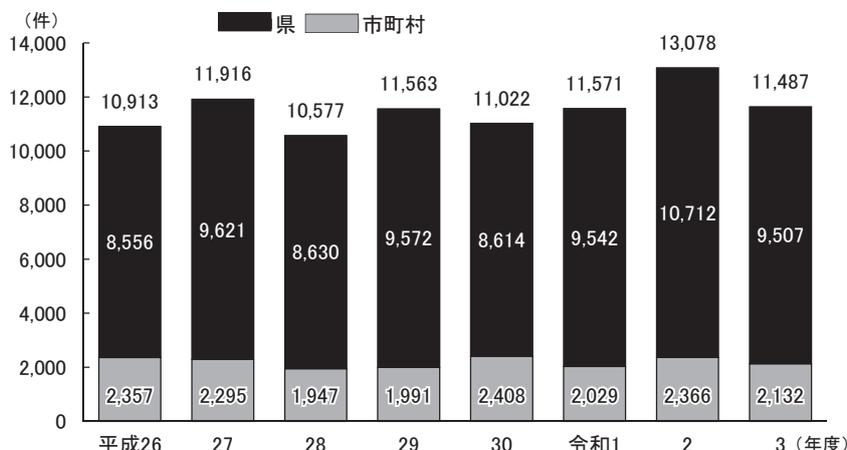


令和3年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は小学校では校長が193人で24.0%、教頭が196人で23.4%、中学校では校長が37人で9.0%、教頭が62人で14.1%、高等学校では校長が12人で8.3%、副校長・教頭が29人で13.1%である。

○女性に対する暴力の根絶

1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

(39) DV相談件数



※ 県人権・男女共同参画課調べ

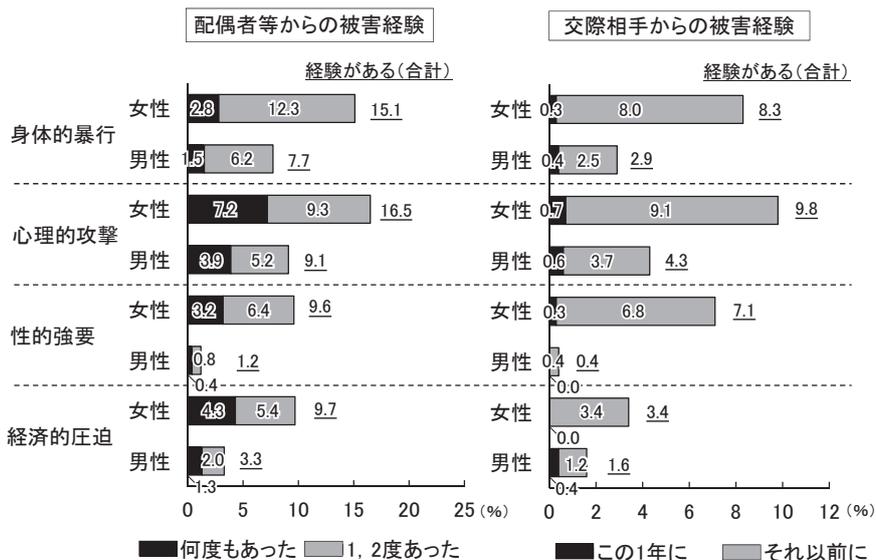
令和3年度に受けたDVに関する相談件数は県が2,132件、市町村が9,507件となっている。

※ 県：配偶者暴力相談支援センター、（婦人相談センター・男女共同参画推進センター）及び福祉事務所が受けたDV相談件数の合計

※ 市町村：DVに関わる総相談件数

2 配偶者等から受けた暴力

(40) 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験



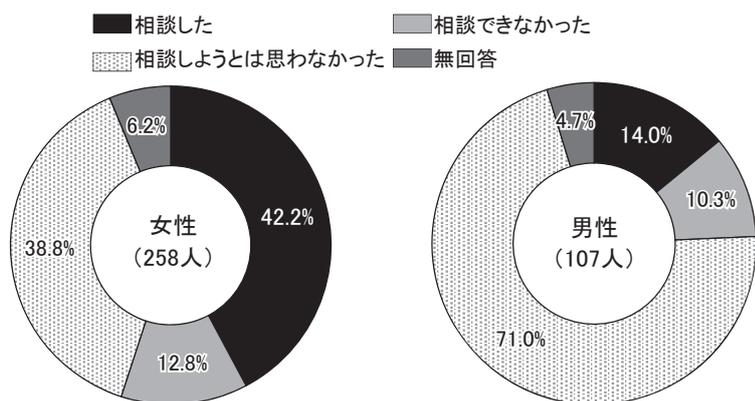
※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

配偶者等から受けた被害及び、交際相手から受けた被害で、心理的攻撃が最も多くなっている。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

※ 各行為説明
 ・身体的暴行…なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行
 ・心理的攻撃…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせなど
 ・性的強要…性的な行為の強要など
 ・経済的圧迫…必要な生活費を渡さない、外で働くことを妨害されるなど

※ 「経験はまったくない」、「無回答」は省略。

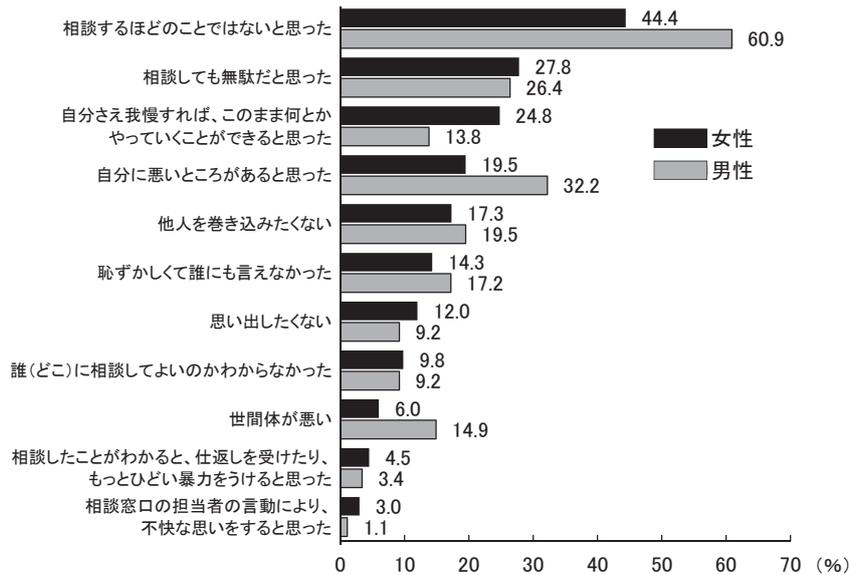
(41) 配偶者等から受けた暴力に関する相談



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は42.2%、男性は14.0%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は51.6%、男性は81.3%で、女性の約半数、男性の約8割の人が相談していない状況である。

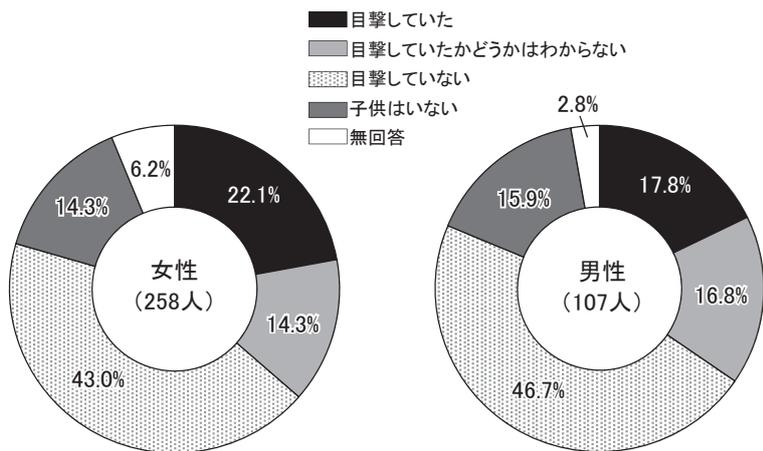
(42) 相談できなかった理由



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

3 子供への影響

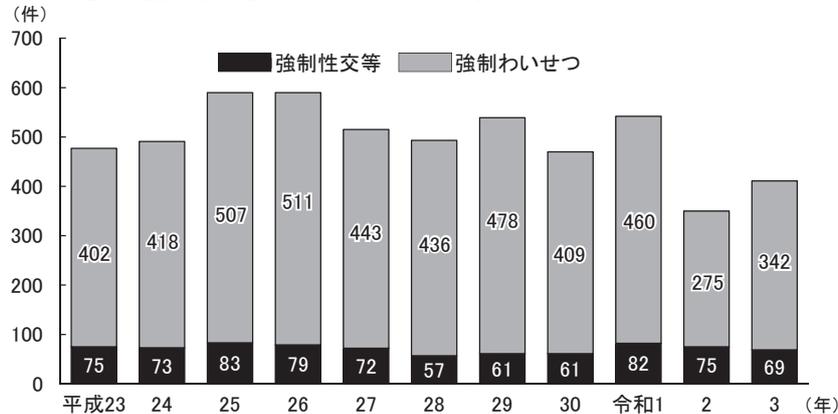
(43) 子供の目撃の有無



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

4 性犯罪の実態

(44) 強制性交等・強制わいせつの認知件数



※ 県警察本部刑事総務課調べ

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く女性は44.4%、男性は60.9%を占めている。

※ 「その他」、「無回答」は省略。

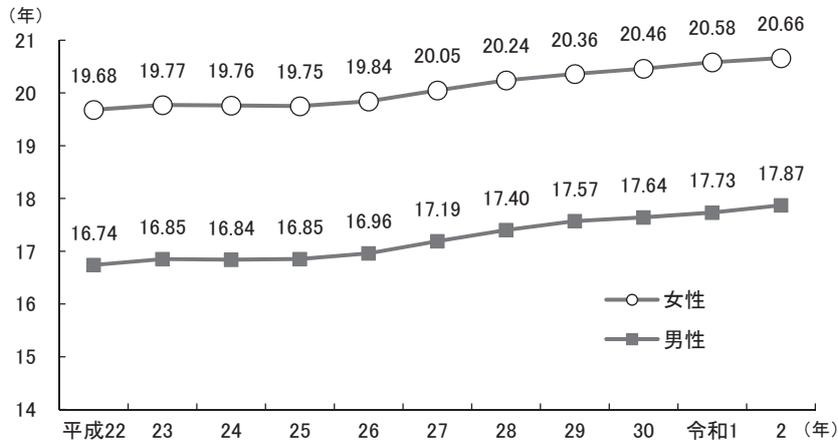
配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は女性で22.1%、男性で17.8%となっている。

強制性交等・強制わいせつの認知件数は、令和3年は強制性交等が69件、強制わいせつが342件であった。

※ 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

1 高齢化社会

(45) 健康寿命の推移

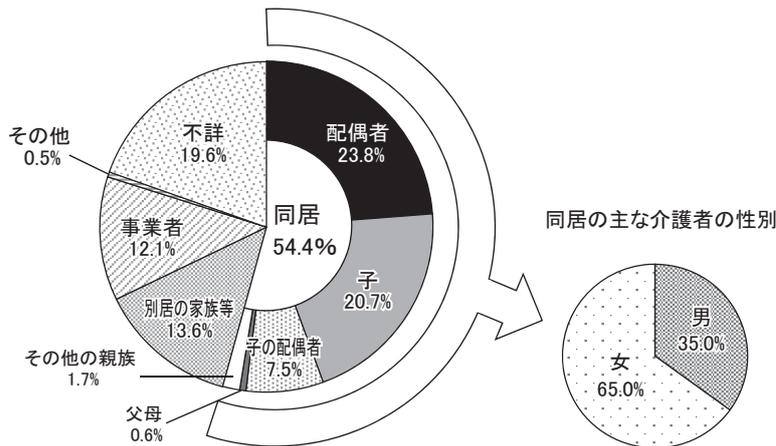


※ 県衛生研究所調べ

本県の令和2年の健康寿命※は、女性20.66年、男性17.87年で、前年と比べて上昇している。

※ 健康寿命… 65歳に達したのち、介護保険制度の要介護2以上に認定されるまでの期間。

(46) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等 (全国)



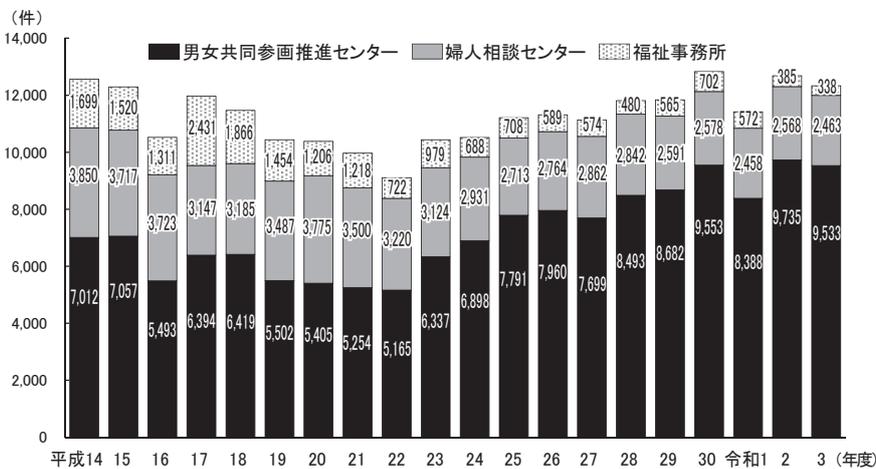
※ 厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」より作成

主な介護者は、要介護者等との「同居」が54.4%と最も多く、次いで「別居の家族」13.6%となっている。

他方、同居の主な介護者の65.0%が女性であり、女性が介護の担い手となっていることがわかる。

2 相談の受付状況

(47) 男女共同参画推進センター、婦人相談センター等の相談受付状況

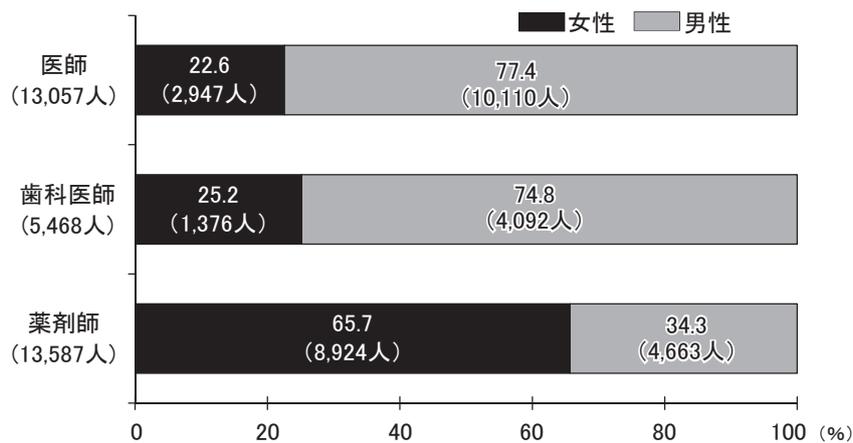


※ 県人権・男女共同参画課調べ

令和3年度の状況は、男女共同参画推進センターで9,533件、婦人相談センターで2,463件、福祉事務所で338件、12,334件の相談を受け付けた。

3 医療従事者の女性割合

(48) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※1 厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成
 ※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

令和2年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は医師が22.6%（全国平均22.8%）、歯科医師が25.2%（同24.8%）、薬剤師が65.7%（同65.2%）となっている。

第2部

埼玉県の 男女共同参画施策の 実施状況

県では、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」を平成29年3月に策定しました。また、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を令和4年3月に策定したところです。

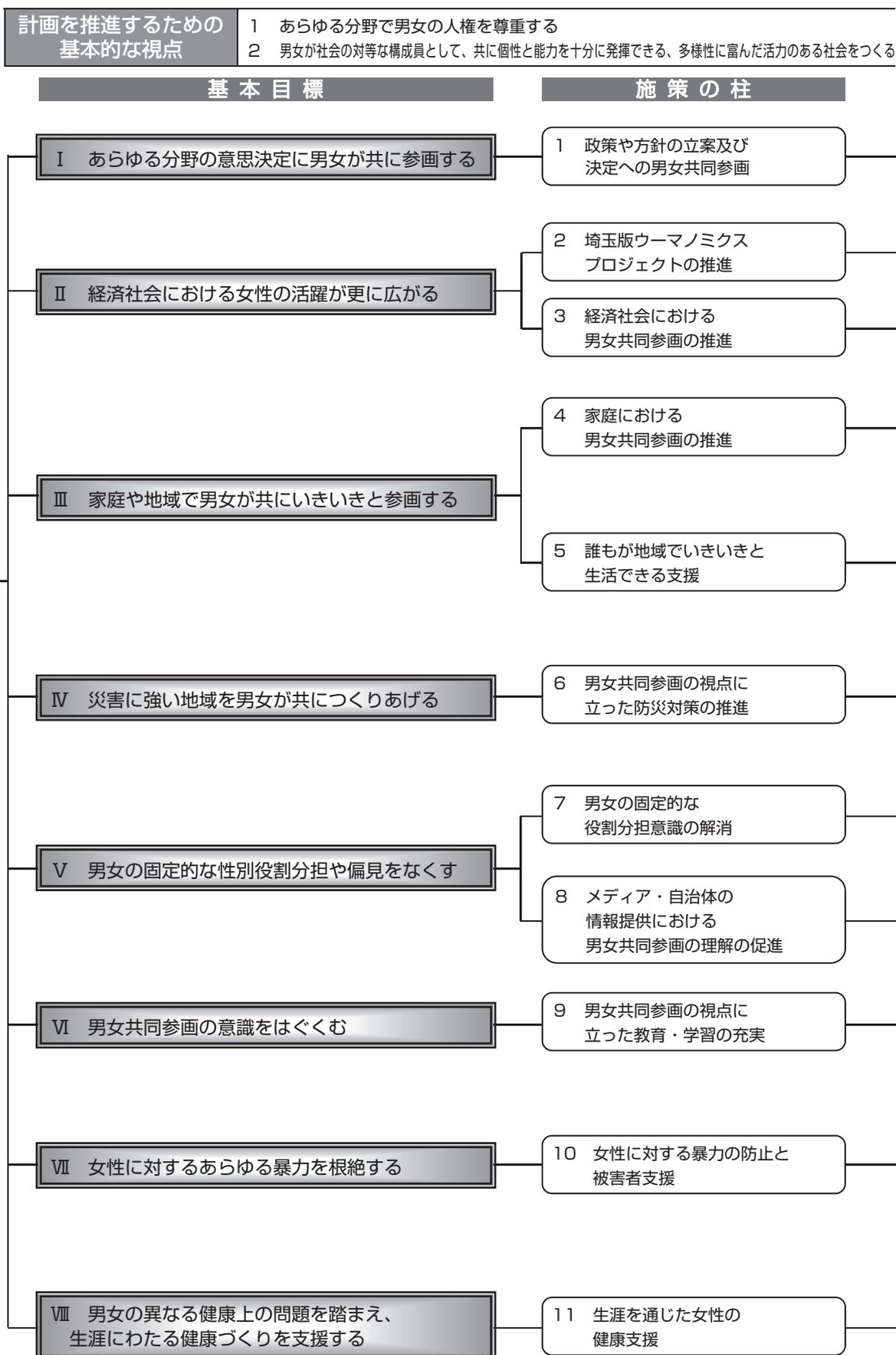
第2部では、県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、埼玉県男女共同参画基本計画の体系及び推進指標の達成に向けた取組状況や事業の実績等について記載しました。また、埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものにするため、平成15年度に導入した「男女共同参画配慮度評価」の内容、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設である男女共同参画推進センター（With You さいたま）の事業などを掲載しました。

1 「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29年度～令和3年度)の推進

(1) 計画の体系(計画期間:平成29年度～令和3年度)

男女共同参画社会の実現

「男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉」



- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3) 女性の活躍を応援する気運づくり

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
- (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3) 介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5) 女性のスポーツ活動支援

(2)「埼玉県男女共同参画基本計画」における推進指標の達成状況

平成29年度を計画の始期とする「埼玉県男女共同参画基本計画」では、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「8つの基本目標」を設定しました。

そして、計画を推進するための施策について12の推進指標を掲げ、それぞれ数値目標を設定しました。令和3年度における実績は次のとおりです。

進捗状況の凡例



策定時より改善



策定時から横ばい



策定時より悪化

基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	平成27年度末	38.2%	令和3年度末	39.6%	令和3年度末	40.0%		人権・男女共同参画課
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	平成27年度末	63.3%	令和3年度末	58.8%	令和3年度末	75.0%		人権・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
3	女性（30～39歳）の就業率	産業労働部	平成22年	61.1%	令和2年	72.4%	令和2年	69.5%		人材活躍支援課

基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
4	保育所待機児童数	福祉部	平成28年4月1日	1,026人	令和4年4月1日	296人	令和4年4月1日	0人		少子政策課
5	男性県職員の育児休業取得率	総務部	平成27年度	12.2%	令和3年度	53.4%	令和2年度末	15.0%		人事課
6	地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合	県民生活部	平成27年度	43.8%	令和3年度	37.3%	令和3年度	50.0%		共助社会づくり課

基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
7	自主防災組織の組織率	危機管理防災部	平成26年度末	87.7%	令和2年度	91.9%	令和3年度末	96.0%		危機管理課

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
8	固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合	県民生活部	平成27年度	52.3%	令和2年度	62.8%	令和3年度	60.0%		人権・男女共同参画課

基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
9	「親の学習」講座の年間実施回数	教育局	平成27年度	1,320回	令和3年度	725回	平成30年度	1,700回		生涯学習推進課

基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
10	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	平成27年度	15市	令和3年度	20市	令和3年度	29市		人権・男女共同参画課
11	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	平成27年度	0団体	令和3年度	41団体	令和元年度	100団体		防犯・交通安全課

基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
12	健康寿命	保健医療部	平成26年	男性 16.96年 女性 19.84年	令和2年	男性 17.87年 女性 20.66年	令和3年	男性 17.72年 女性 20.39年		健康長寿課

(3)「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29年度～令和3年度)の主な関連事業・令和3年度実績

基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

施策の柱1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

- 施策の基本的な方向
- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
 - (3) 積極的格差是正措置の具体化
 - (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	「審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱」の推進	目標値である女性の委員の割合40%の達成に向け、40%に満たない審議会担当部局に対しては事前協議を実施するなど、女性登用を引き続き促進した。 ・令和4年3月31日現在 39.6% (令和3年3月31日 39.2%)	—	人権・男女共同参画課	1
(1)	ケアラー総合支援事業	ケアラー支援のための各種施策を推進するため、今後の支援のあり方や具体的支援の内容について有識者会議で検討した。 〈埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議〉 ・委員数：15人(男性8人、女性7人) ・開催回数：2回 ・検討内容：ケアラーへの支援内容 等	20,155	地域包括ケア課	2
(1)	埼玉県男女共同参画審議会の開催	「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進状況の検討及び新たな計画策定に係る審議を行った。 ・4回開催(令和3年7月27日、9月7日、11月26日、令和4年3月28日)	1,135	人権・男女共同参画課	3
(1)	階層別研修の実施	新規採用職員研修及び主査研修で人権問題概論及びハラスメントの防止、男性の育児参加制度等について講義を実施した。 また、採用2年目研修、中級研修(法律課程)、主任研修、主幹研修、副課長研修、課長研修でハラスメントの防止及び男性の育児参加制度等について講義を実施した。 ・新規採用職員研修(第Ⅰ部) 修了者 461人 ・採用2年目研修(第Ⅱ部) 修了者 347人 ・中級研修(法律課程) 修了者 374人 ・主任研修(第Ⅱ部) 修了者 372人 ・主査研修(第Ⅰ部・人権問題概論) 修了者 298人 ・主査研修(第Ⅱ部・ハラスメントの防止、男性の育児参加制度) 修了者 189人 ・主幹研修 修了者 173人 ・副課長研修 修了者 206人 ・課長研修 修了者 72人	—	人事課	4
(1)	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進(知事部局)	1 「人事異動方針」において、女性職員の能力、適性等を評価した積極的な登用を明記するとともに、その職域拡大や管理職への登用に努めた。 ・管理職に占める女性職員の割合(教育・警察を除く全任命権者)：13.2% 2 キャリア形成に関する課題や悩みを相談したい職員(メンティ)が、面談等を通じて先輩職員(メンター)から支援・助言を受ける制度を実施した。 ・メンティ：30人、メンター：15人 3 キャリアアップに向けた職員の悩みや相談等に専門的見地から応じるため、希望者への個別のキャリアカウンセリングを実施した。 ・カウンセリング受講者：15人	2,978	人事課	5
(1)	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進(教育局)	・教育局等人事異動方針に基づき、女性職員の意欲と能力を高めるとともに、職域の拡大と積極的な登用を図り、令和4年度当初には、部長級の職である県立学校部長に女性職員を配置するなど、実績・実力のある女性職員の管理職への登用を図った。 ・教育局の女性管理職(副課長級以上)は19人(15.4%)であった。 ※()は管理職に占める女性の割合	—	総務課	6

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	女性の校長・教頭管理職への登用促進	女性管理職の積極的な登用を図り、市町村立小中学校、市立特別支援学校、公立高校及び特別支援学校全体で、新たに40人の新任女性校長を登用するなど、439人の女性管理職を配置した。 ○令和4年度当初 ※ () は女性校長又は教頭の占める率 ・小学校：校長182人(26.2%)、教頭174人(24.3%) ・中学校：校長36人(10.2%)、教頭45人(12.2%) ・市立特別支援学校 校長2人、教頭0人 ・公立高校：校長11人(7.9%)、教頭29人(13.6%) ・特別支援学校：校長7人(18.4%)、教頭17人(20.0%) ・県立中学校：校長0人、教頭0人	—	県立学校人事課 小中学校人事課	7
(2)	男女共同参画基本計画の普及促進	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本的視点・推進指標などを周知した。 ・団体向け事業説明会(令和3年8月書面開催) 参加団体数：27団体	140	人権・男女共同参画課	8
(2)	市町村担当課長会議の開催	市町村担当課長を対象に、男女共同参画推進関連事業及びDV対策関連事業の説明に係る会議を書面により開催した。	—	人権・男女共同参画課	9
(2)	県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供	市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査を行い、その結果を市町村に提供することで、市町村における女性の登用等を促進した。	—	人権・男女共同参画課	10
(2)	男女共同参画推進センター運営費	県民、市町村の男女共同参画の推進に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者懇談会開催 第1回：令和3年12月13日(月) 第2回：令和4年3月10日(木) ・保育室利用者127人	106,542	人権・男女共同参画課	11
(2)	市町村の取組支援	・市町村男女共同参画担当職員研修会の開催 第1回 初任者 4月23日(金) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(資料配布のみ) 第2回 10月23日(土)参加者16人(動画配信視聴のみ) ・市町村男女共同参画担当職員課題別研修会の開催 全8回(6月27日(日)ほか) 参加者112人(オンライン配信含む)	78	人権・男女共同参画課	12
(2)	市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援	市町村から各審議会の公募について情報を集め、男女共同参画課ホームページにおいて周知した。	—	人権・男女共同参画課	13
(2)	多様な働き方推進事業	男女が共にいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進するため、短時間勤務制度などを実践する企業を「多様な働き方実践企業」として認定した。 ・認定企業数 令和3年度末 3,584社	36,338	多様な働き方推進課	14
(2)	埼玉県荻野吟子賞	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 令和3年度は個人2人、1団体、2事業所を表彰。	496	人権・男女共同参画課	15
(2)	・男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】 ・女性の貧困問題支援事業	・男女共同参画週間講演会 (6月27日(日)参加者215人(オンライン配信含む)) ・女性の貧困問題講演会 (10月23日(土)参加者117人(オンライン配信含む)) ・メンズプロジェクト講演会 (11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む)) ・多様性を考える男女共同参画講演会 (12月11日(土)参加者145人(オンライン配信含む)) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座)1,519人	106,749 【106,542 再掲】	人権・男女共同参画課	16
(3)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】	県民、市町村の男女共同参画に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者数 69,433人 ・情報ライブラリー 貸出者数 1,255人、貸出冊数 2,991冊 ・ホームページアクセス数 188,017件 ・広報紙の発行 年3回、各7,000部 ・パネルの貸出 延べ792日間、59団体	106,542 【再掲】	人権・男女共同参画課	17
(4)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】	県民、市町村の男女共同参画に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者数 69,433人 ・情報ライブラリー 貸出者数 1,255人、貸出冊数 2,991冊 ・ホームページアクセス数 188,017件 ・広報紙の発行 年3回、各7,000部 ・パネルの貸出 延べ792日間、59団体	106,542 【再掲】	人権・男女共同参画課	18

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(4)	普及活動推進事業	普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者の認定と、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進。女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進した。また、農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行った。 ・女性の認定農業者の認定 202件(令和2年度末時点) ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計486人 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している農家数 1,440件(令和2年度末時点) ・農山村女性の起業件数 227件(令和3年度末時点)	56,161	農業支援課	19
(4)	・男女共同参画推進センター運営費 ・女性の貧困問題支援事業【再掲No.16】	・男女共同参画週間講演会(6月27日(日)参加者215人(オンライン配信含む)) ・女性の貧困問題講演会(10月23日(土)参加者117人(オンライン配信含む)) ・メンズプロジェクト講演会(11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む)) ・多様性を考える男女共同参画講演会(12月11日(土)参加者145人(オンライン配信含む))	106,749 【再掲】	人権・男女共同参画課	20

基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる

施策の柱2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 働きやすい環境の整備
 - (2) 女性の就業・起業支援
 - (3) 女性の活躍を応援する気運づくり

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	多様な働き方推進事業【再掲No.14】	男女が共にいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進するため、短時間勤務制度などを実践する企業を「多様な働き方実践企業」として認定した。 ・認定企業数 令和3年度末 3,584社	36,338 【再掲】	多様な働き方推進課	21
(1)	社会福祉施設人材定着化事業のうち、子育て支援事業	働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対し産休代替職員等の給与負担を補助した。 対象施設：民間社会福祉施設(政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く) 〈令和3年度実績〉 (ア)産休等代替職員費補助 産休(産前8週、産後8週)、病休(病休開始後31日目～90日目まで) 補助実績30施設 (イ)育児短時間勤務等の推進 育児短時間勤務を行わせる職員のため、職員の加配を6か月以上行った場合 補助実績2施設	10,177	社会福祉課	22
(1)	新人看護職員定着支援事業費	・新人看護職員研修事業費補助 128施設に交付 ・新人看護職員合同研修 19回 ・新人看護職員指導者研修 10回	73,343	医療人材課	23
(1)	看護職員就業支援事業費	・ナースセンター事業 (1)無料職業紹介事業 再就職者 1,443人 (2)働きやすい職場づくり支援事業 ア ラインケア研修 1回実施 イ セルフケア研修 6回実施 ・再就職技術講習会 9回実施	26,613	医療人材課	24
(1)	企業内保育所設置等促進事業	女性が出産後も継続して働き続けられる環境を整備するため、企業に保育所の整備費及び運営費を補助した。 ・企業内保育所の整備に対する補助 1か所 ・共同利用型企業内保育所の運営に対する補助 2か所 ・専門知識・経験を有するアドバイザーによる支援 6回	44,412	多様な働き方推進課	25

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	病院内保育所運営費	看護職員等のための病院内保育事業の実施に伴う保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料に対して補助した。 (令和3年度 民間120施設、公的3施設に交付) なお、24時間保育・病児保育・休日保育を実施している施設に対して、加算を行った。	286,361	医療人材課	26
(1)	男性の意識改革促進事業	男性社員向けに働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスなどに関する研修を実施した。「男性育児休業等推進宣言企業」を募集し、男性の育児休業等取得の一層の促進を図った。男性の育児休業取得促進に取り組む企業にアドバイザーの派遣や奨励金の支給を行うとともに、成果を上げた企業の取組をモデルとして広く発信した。 ・男性の意識改革研修事業 33社 ・男性育児休業等推進宣言企業登録数 150社、626事業所 ・男性育休を取得させたモデル企業に奨励金を支給 11社	20,920	多様な働き方推進課	27
(1)	新しい働き方支援事業	テレワークをはじめとした働き方改革の取組により、時間・場所・雇用形態にとらわれない「新しい働き方」を推進した。 ・テレワーク推進事業 県・市町村情報交換会1回、セミナー2回各103人、テレワークポータルサイトの運営 ・働き方改革セミナー事業 事例発表交換会1回47人、セミナー4回327人 ・新しい働き方推進アドバイザー派遣事業 130社×3回 ・ウーマノミクスサイト事業 働き方改革ポータルサイト(旧:ウーマノミクスサイト)の運営	33,491	多様な働き方推進課	28
(1)	DX推進事業	テレワーク環境を整備するとともに、ペーパーレス化を推進した。 ・Webコミュニケーションツールの導入 13,100ライセンス ・ファイル管理システムの導入 13,100ライセンス ・ペーパーレス支援ソフトウェアの導入 13,100ライセンス ・遠隔操作システムの導入 4,000ライセンス	870,120	行政・デジタル改革課	29
(1)	認定訓練育成指導費	認定職業訓練実施事業者への指導、助成 ・認定訓練運営費補助金 認定訓練を実施する中小企業事業主、団体に対し、訓練の運営に要する費用の2/3以内において補助した。 令和3年度 件数:20事業所・団体 交付確定額:65,797千円	80,346	産業人材育成課	30
(1)	働く女性のワンストップ支援拠点事業	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワンストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481	人材活躍支援課	31
(1)	建設工事に係る競争入札参加資格審査の格付け	女性活躍・子育て支援 次のいずれかの条件を満たす者を格付審査において加点した。 資格審査申請日現在において次の条件を満たす者 ア 従業員100人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣(労働局長)に届出し、又は同法第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 イ 従業員300人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣(労働局長)に届出し、又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 従業員301人以上の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 ウ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者 エ 県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者	-	入札審査課	32

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	建設工事に係る総合評価方式の加点評価	建築工事の落札者を決定する総合評価方式において、発注者が指定した課題(女性をはじめとした誰もが働きやすい現場づくりの工夫)に対し、業者が提案し、これを発注者が評価する項目を設定した。	—	営繕課	33
(1)	保育対策緊急整備事業費	認定こども園整備事業 認定こども園11施設の施設整備に係る経費(245,199千円)を補助した。	1,100,000	少子政策課	34
(1)	認可外保育施設指導監督費	1 市町村に対する助言指導 2 認可外保育施設の保育従事者に対する研修(1回開催) 3 幼児教育無償化に係る事務費を20市町村に対し助成した。	257,065	少子政策課	35
(1)	放課後児童健全育成事業費	親の就労等で昼間保護者のいない小学校児童や特別支援学校等に通学する児童等の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、放課後児童クラブの運営費を助成した。 令和3年度補助市町村数:63市町村	5,967,729	少子政策課	36
(1)	放課後児童クラブ施設整備費	施設整備や既存施設の改修整備等により、新たに放課後児童クラブを設置するために必要な経費や、障害児受け入れのために必要な改修費等を助成した。 令和3年度補助か所数:100か所	404,901	少子政策課	37
(1)	建設工事に係る総合評価方式の加点評価	埼玉県総合評価方式活用ガイドラインにおいて、引き続き「多様な働き方実践企業の認定」を評価項目とした。	—	建設管理課	38
(2)	埼玉しごとセンター(仮称)推進事業	埼玉しごとセンター利用者 52,969人 ・キャリアコンサルティングの実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 ・企業面接会の実施	217,401	雇用労働課	39
(2)	・男女共同参画推進センター運営費 ・女性の貧困問題支援事業【再掲No.16】	・男女共同参画週間講演会(6月27日(日)参加者215人(オンライン配信含む)) ・女性の貧困問題講演会(10月23日(土)参加者117人(オンライン配信含む)) ・メンズプロジェクト講演会(11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む)) ・多様性を考える男女共同参画講演会(12月11日(土)参加者145人(オンライン配信含む))	106,749 【再掲】	人権・男女共同参画課	40
(2)	働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.31】	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481 【再掲】	人材活躍支援課	41
(2)	多様な職業能力の開発機会の提供	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。(令和3年度入校者数475人中、女性51人) (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。(令和3年度受講者数3,466人中、女性1,111人) (3) 1か月~24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など)。 ・一般委託訓練受講者数 4,924人中、女性 3,546人 ・障害者対象訓練受講者数 202人中、女性 68人	2,000,646	産業人材育成課	42
(2)	女性起業家支援事業(創業・ベンチャー支援事業費の一部)	・女性によるビジネスプランコンテスト「SAITAMA Smile Women ピッチ2021」の開催:12月4日開催、796人参加 ・女性創業支援チームによる集中支援 ・女性起業家向けスタートアップ塾の実施:5日コース、25人参加 ・女性起業家交流会の実施:10月27日開催、35人参加 ・女性出張相談会(県内5か所で月1回ずつ)での相談対応:155件 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営:入居者数25人(令和3年度末)	24,297	産業支援課	43

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費(創業・ベンチャー支援事業費の一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーや士業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応。 相談件数：3,816件(女性1,983件、男性1,833件)(シニア(60歳以上)306件) ・創業件数：300件(女性134件、男性166件)(シニア(60歳以上)14件) ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催。 セミナー開催回数：109回、参加者数：4,078人(うち、女性2,241人) ・ホームページやポスター、パンフレットにより、支援内容やセミナーの案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページ・SNS等で紹介。 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催。 女性起業家交流会の実施：10月27日開催、35人参加 	25,644	産業支援課	44
(2)	中小企業制度融資事業費(起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金)	【起業家育成資金】 833件 3,444,707千円 【女性・若者経営者支援資金(女性・若者起業家支援貸付)】 171件 779,735千円	【融資枠】 <ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成資金 50億円 ・女性・若者経営者支援資金 50億円 	金融課	45
(2)	小規模事業経営支援推進費のうち、女性部活動事業費補助	商工会・商工会議所女性部における研修会、講習会、交流会開催7回 延べ258人参加 広報紙「商工連女性部だより第46号」発行	3,000	産業労働政策課	46
(2)	普及活動推進事業【再掲No.19】	普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者の認定と、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進。女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進した。また、農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の認定農業者の認定 202件(令和2年度末時点) ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計486人 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している農家数 1,440件(令和2年度末時点) ・農山村女性の起業件数 227件(令和3年度末時点) 	56,161【再掲】	農業支援課	47
(2)	女性農業者活躍支援事業	農業法人で経営者・役員として活躍を目指す女性農業者を対象に、スキルアップと意識改革を図るための研修を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー力、優れたビジネス感覚を備えた女性農業者の育成 20人 	1,987	農業支援課	48
(2)	科学技術教育の充実	男女共同参画の観点で踏まえ、理科の学習指導要領に沿った実験や観察を実施した。また、国の「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を周知するとともに各種展覧会において発表する機会を設けた。	—	高校教育指導課	49
(2)	進路指導・キャリア教育研究協議会	進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 4地区で開催。進路指導の充実を図るために中高の連携のきっかけづくりとなる研修会とした。男女共同参画についても触れた。 <ul style="list-style-type: none"> 南部 10月8日(金) オンライン開催(当初の予定会場 大宮工業高校) 西部 10月5日(火) オンライン開催(当初の予定会場 狭山経済高校) 北部 10月6日(水) オンライン開催(当初の予定会場 熊谷農業高校) 東部 10月8日(金) オンライン開催(当初の予定会場 進修館高校) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催	101	義務教育指導課	50
(2)	県立高校キャリア教育総合推進事業	「キャリア教育の推進」分野の中で「就職支援アドバイザーの配置」事業を実施した。 「就職支援アドバイザーの配置」事業では、民間企業経験のある外部人材を全日制高校39校、定時制高校16校に配置し、就業に関する相談や面接指導等の就職指導を実施した。 経済団体や社会保険労務士会等の協力を得ながら、キャリア教育を推進し、生徒の早期からのキャリア形成支援や企業選択に対する望ましい判断力の形成支援を実施した。	10,874	高校教育指導課	51
(2)	自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業	企業就労を希望するすべての特別支援学校高等部生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 ・障害者雇用促進に向けた取組 	9,858	特別支援教育課	52
(2)	特別活動の授業等による取組	各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付けるとともに、学級活動の授業では、男女相互の理解と協力の重要性などについて指導を行った。	—	義務教育指導課	53

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(2)	就業体験・インターンシップの推進	就業体験を通して、高校生に多様な体験活動を経験させることにより、問題解決能力やコミュニケーション能力を身につけさせるなど、調和のとれた人間性や社会性を育み、男女ともに社会に参画する意識の醸成を図った。	—	高校教育指導課	54
(3)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.31】	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワンストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481 【再掲】	人材活躍支援課	55
(3)	県内中小企業若手社員定着・人材育成支援事業	・新人社員合同研修会（計4回）の開催 43社123人 ・若手社員合同研修会（計4回）の開催 25社55人 ・部下指導者合同研修会（計2回）の開催 66社123人	6,606	多様な働き方推進課	56
(3)	女性起業家支援事業（創業・ベンチャー支援事業費の一部） 【再掲No.43】	・女性によるビジネスプランコンテスト「SAITAMA Smile Women Pitch2021」の開催：12月4日開催、796人参加 ・女性起業家支援チームによる集中支援 ・女性起業家向けスタートアップ塾の実施：5日コース、25人参加 ・女性起業家交流会の実施：10月27日開催、35人参加 ・女性出張相談会（県内5か所で月1回ずつ）での相談対応：155件 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営：入居者数25人（令和3年度末）	24,297 【再掲】	産業支援課	57
(3)	創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費（創業・ベンチャー支援事業費の一部） 【再掲No.44】	・アドバイザーや士業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応。 相談件数：3,816件（女性1,983件、男性1,833件）（シニア（60歳以上）306件） 創業件数：300件（女性134件、男性166件）（シニア（60歳以上）14件） ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催。 セミナー開催回数：109回、参加者数：4,078人（うち、女性2,241人） ・ホームページやポスター、パンフレットにより、支援内容やセミナーの案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページ・SNS等で紹介。 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催。 女性起業家交流会の実施：10月27日開催、35人参加	25,644 【再掲】	産業支援課	58

基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる

施策の柱3 経済社会における男女共同参画の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
 - (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(1)	労働教育講座開催運営費	①勤労者向けセミナー 10回 ・対面式 7回、受講者数 74人 ・動画配信方式 3回、動画視聴数 827回 ②事業者向けセミナー 5回 ・対面式 3回、受講者数 81人 ・動画配信方式 2回、動画視聴数 1,886回	878	多様な働き方推進課	59
(1)	労働相談推進事業費	労働相談の実施 令和3年度相談件数 5,432件 インターネット労働相談 448件	502	雇用労働課	60
(1)	労働情勢調査事業費	就労実態調査の実施、調査報告書の作成・配布、調査結果のホームページへの掲載。（県内1,500事業所を対象）	1,026	多様な働き方推進課	61

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(1)	農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発	農業委員・農地利用最適化推進委員の改選時に女性委員の登用を市町村農業委員会等に依頼した。その結果、県内62の農業委員会のうち、女性農業委員がいる農業委員会は50、女性最適化推進委員がいる農業委員会は15、どちらもいる農業委員会は10となり、委員1,386人のうち女性委員率は9.2% (127人) になった。なお、令和3年度に改選があった農業委員会のうち、4つの委員会で女性委員が増加している。	—	農業政策課	62
(1)	普及活動推進事業 【再掲No.19】	普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者の認定と、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進。女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進した。また、農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行った。 ・女性の認定農業者の認定 202件 (令和2年度末時点) ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計486人 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している農家数 1,440件 (令和2年度末時点) ・農山村女性の起業件数 227件 (令和3年度末時点)	56,161 【再掲】	農業支援課	63
(2)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.31】	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワンストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481 【再掲】	人材活躍支援課	64
(2)	家内労働者の労働条件の改善の促進	課のホームページで、家内労働の委託者が守るべき最低賃金を周知。また、ホームページから埼玉労働局の賃金・家内労働に関するホームページを案内。	—	多様な働き方推進課	65
(2)	職場環境改善支援事業	公労使会議への参加 本会議1回、幹事会3回 職場のメンタルヘルス対策強化月間の実施 (11月) 職場のハラスメント対策強化月間の実施 (12月)	2,265	多様な働き方推進課	66
(2)	彩の国市民活動サポートセンター運営事業	NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施。 ・相談件数：1,883件 ・税務会計等に関する相談会：10回	3,084	共助社会づくり課	67
(2)	NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業	NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」の運営 ・埼玉県内のNPO法人の情報の提供 ・埼玉県のNPO及び共助に関する施策の情報発信 ・NPO等が自らの情報を発信し、交流を図れるサイトの運営 ・その他NPOに関する情報の発信	3,916	共助社会づくり課	68
(2)	NPO活動促進助成事業	NPO法人への助成 ・NPO活動サポート事業 NPO基金への県民や企業からの寄附を原資に、法人の先駆的な取組に対して助成した。 助成21件 7,992千円	10,500	共助社会づくり課	69
(2)	中小企業制度融資事業費 (起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金) 【再掲No.45】	【起業家育成資金】 833件 3,444,707千円 【女性・若者経営者支援資金 (女性・若者起業家支援貸付)】 171件 779,735千円	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 50億円 ・女性・若者経営者支援資金 50億円 【再掲】	金融課	70
(2)	女性起業家支援事業 (創業・ベンチャー支援事業費の一部) 【再掲No.43】	・女性によるビジネスプランコンテスト「SAITAMA Smile Women Pitch2021」の開催：12月4日開催、796人参加 ・女性起業家支援チームによる集中支援 ・女性起業家向けスタートアップ塾の実施：5日コース、25人参加 ・女性起業家交流会の実施：10月27日開催、35人参加 ・女性出張相談会 (県内5か所で月1回ずつ) での相談対応：155件 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営：入居者数25人 (令和3年度末)	24,297 【再掲】	産業支援課	71

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費(創業・ベンチャー支援事業費の一部) 【再掲No.44】	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーや士業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応。 相談件数：3,816件(女性1,983件、男性1,833件)(シニア(60歳以上)306件) 創業件数：300件(女性134件、男性166件)(シニア(60歳以上)14件) ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催。 セミナー開催回数：109回、参加者数：4,078人(うち、女性2,241人) ・ホームページやポスター、パンフレットにより、支援内容やセミナーの案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページ・SNS等で紹介。 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催。 女性創業者交流会の実施：10月27日開催、35人参加 	25,644 【再掲】	産業支援課	72

基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

施策の柱4 家庭における男女共同参画の推進

○施策の基本的な方向

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3) 介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	家庭科の授業等による取組	<p>小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、「家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること」や「生活時間の有効な使い方を工夫し、家族に協力すること」についての学習を行った。</p> <p>中学校の技術・家庭科(家庭分野)においては、「家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること」や「これからの自分と家族のかかわりに関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること」についての学習を行った。</p> <p>これらを学習することで、主体的に生活をよりよくしようとす資質・能力を育成した。</p>	—	義務教育指導課	73
(1)	男女共同参画推進センター運営費 女性の貧困問題支援事業 【再掲No.16】	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間講演会(6月27日(日)参加者215人(オンライン配信含む)) ・女性の貧困問題講演会(10月23日(土)参加者117人(オンライン配信含む)) ・メンズプロジェクト講演会(11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む)) ・多様性を考える男女共同参画講演会(12月11日(土)参加者145人(オンライン配信含む)) ・広報誌発行 年3回、各7,000部 ・その他共催事業 	106,749 【再掲】	人権・男女共同参画課	74
(1)	家庭教育支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」の養成研修を実施し、家庭教育や子育て支援についてアドバイスできる指導者を養成した。(8日間) ・指導者の資質向上を図るため、フォローアップ研修を実施した。(全体研修 2回、地区別研修 4回) ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」を市町村や幼稚園・保育所等で実施する「親の学習」講座や、家庭教育学級などに指導者として派遣した。(200回) 	3,359	生涯学習推進課	75
(1)	消費者啓発事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者情報の提供 ・情報紙「彩の国くらしレポート」の発行(4回) ・啓発資料の作成 ・消費生活講座及び講演会の開催(166回) 	3,728	消費生活課	76
(1)	消費者行政活性化事業費	消費者団体研修会の開催(5回)	820	消費生活課	77
(1)	消費者団体活動促進費	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者大会開催事業補助(1団体) 2 くらし向上推進活動事業補助(2団体) 	534	消費生活課	78

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(2)	保育対策緊急整備事業費 【再掲No.34】	認定こども園整備事業 認定こども園11施設の施設整備に係る経費(245,199千円)を補助した。	1,100,000 【再掲】	少子政策課	79
(2)	認可外保育施設指導監督費 【再掲No.35】	1 市町村に対する助言指導 2 認可外保育施設の保育従事者に対する研修(1回開催) 3 幼児教育無償化に係る事務費を20市町に対し助成した。	257,065 【再掲】	少子政策課	80
(2)	保育所地域子育て支援事業費	子育て支援及び保育に対する多様なニーズに対応するため、病児保育、延長保育に対し補助した。また、私立の認可保育所において障害児の保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成することにより、児童の健全育成の向上を図った。	804,090	少子政策課	81
(2)	私立学校運営費補助(満3歳児入園の拡大)	年度途中に入園する満3歳児の受入を行う幼稚園に対し、補助を行った。 令和3年度単価:園児1人あたり 91千円	366,536	学事課	82
(2)	預かり保育推進事業	開園日の4/5以上の日数で1日2時間以上、通常の保育日に預かり保育を実施している幼稚園に補助を行った。 ・補助を受けた私立幼稚園数 令和3年度 280園	530,750	学事課	83
(2)	放課後児童健全育成事業費 【再掲No.36】	親の就労等で昼間保護者のいない小学校児童や特別支援学校等に通学する児童等の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、放課後児童クラブの運営費を助成した。 令和3年度補助市町村数:63市町村	5,967,729 【再掲】	少子政策課	84
(2)	放課後児童クラブ施設整備費 【再掲No.37】	施設整備や既存施設の改修整備等により、新たに放課後児童クラブを設置するために必要な経費や、障害児受け入れのために必要な改修費等を助成した。 令和3年度補助か所数:100か所	404,901 【再掲】	少子政策課	85
(2)	ファミリー・サポート・センター事業費	ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業を実施する市町村に対して、運営費を助成した。 令和3年度補助市町村数:61市町	110,231	少子政策課	86
(2)	パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月末を迎えるまでの子供を持つ家庭及びこれから出産予定の家庭が「優待カード」を提示することで、協賛企業・店舗、施設等が割引などの特典を提供した。企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」「子供を持って良かった」と実感できる社会づくりを進めた。 令和4年3月末協賛店舗数 23,477店	15,455	少子政策課	87
(2)	多子世帯応援ショップ事業	3人以上の子供を持ちたいという希望を実現できるよう、多子世帯向けに特典を提供する協賛店を広く募集し、民間と連携して、社会全体で多子世帯を応援する気運醸成を図った。 令和4年3月末協賛店舗数 960店	-	少子政策課	88
(2)	ファミリー・サポート・センター設置促進事業費	市町村が設置しているファミリー・サポート・センターのアドバイザーに対して、資質向上を目的とした研修を実施した。 令和3年度研修参加者:46人	94	少子政策課	89
(2)	保育関係団体補助	埼玉県保育士会、埼玉県保育協議会が行う研修等に対し補助した。	190	少子政策課	90
(2)	保育士研修等事業	保育士の専門性を高めるための研修を実施した。 保育士等キャリアアップ研修参加者数 11,384人 資質向上研修参加者数 1,316人	729,632	少子政策課	91
(2)	幼稚園教育振興・充実事業	・埼玉県幼稚園等新規採用教員研修 運営協議会 年間1回 園外研修 年間10日、園内研修 年間10日 10人参加 ・埼玉県幼稚園等主任教諭等研究協議会 75人参加 ・公立幼稚園指導者派遣事業 2園に派遣	7,380	義務教育指導課	92
(2)	保育士・保育所マッチング支援事業	保育士就職フェアを開催し、指定保育士養成施設の学生や保育士試験合格者、潜在保育士等の県内保育所等への就職支援を行った。また、保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等の就職支援を行った。(就職確認者数201人(男6人、女195人)) ・就職フェア参加者数 158人、出展者数 113事業者	15,350	少子政策課	93
(2)	埼玉がいいね!保育士就職応援事業	指定保育士養成施設の学生や保育士試験合格者、潜在保育士等の県内保育所等への就職支援を行った。(保育士試験講座費用補助7人、保育士試験受験料補助88人、就職説明会参加者28人)	7,049	少子政策課	94
(2)	潜在保育士登録・復職支援事業	将来、保育現場で働く可能性がある潜在保育士を把握するとともに、復職を支援するために、保育の質確保とブランク解消のための訓練・研修を行った。(受講者14人)	4,131	少子政策課	95
(2)	乳幼児医療費支給事業	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。	2,593,344	国保医療課	96

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(2)	母子・父子自立支援員設置費	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行った。 ・相談支援 16,305件 ・研修 1回開催	818	少子政策課	97
(2)	ひとり親家庭福祉推進事業費	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行った。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業（市町村補助） (5) 生活向上事業（市町村補助） (6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業	239,446	少子政策課	98
(2)	就業支援専門員設置事業費	福祉事務所に就業支援専門員5人を配置し、キャリアカウンセリングやハローワーク同行等の就労支援を行った。 ・相談件数 8,820件	1,567	少子政策課	99
(2)	母子家庭等交流・生活支援事業	支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である（公財）埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催した。 ポケットブック「まいたま」へひとり親家庭に関する情報を掲載し、スマホを活用した情報発信を行った。 ・地域相談員研修 1回 ・交流会（43回）、相談会（47回）、生活支援講習会（11回）の開催	7,270	少子政策課	100
(2)	児童扶養手当給付費	家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給した。 ・支給対象者 2,964人 ・支給月額（令和3年度） 〈本体額〉 全部支給 43,160円、一部支給 43,150～10,180円 〈第2子加算額〉 全部支給 10,190円、一部支給 10,180～5,100円 〈第3子以降加算額〉 全部支給 6,110円、一部支給 6,100～3,060円	1,809,052	少子政策課	101
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付費	母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図った。 令和3年度貸付実績 1,305件（769,235,106円） ・母子 1,210件（714,945,920円） ・父子 76件（41,178,936円） ・寡婦 19件（13,110,250円）	763,878	少子政策課	102
(2)	ひとり親家庭等医療費支給事業	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。	1,008,982	国保医療課	103
(2)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.31】	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワンストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481 【再掲】	人材活躍支援課	104
(2)	県営住宅の定期募集	・県営住宅に子育て支援住宅の専用募集枠を設定し、年間4回（4月、7月、10月、1月）定期募集を実施した。 ・県営住宅にひとり親世帯向け住宅の専用募集枠を設定し、年間4回（4月、7月、10月、1月）定期募集を実施した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、母子・父子世帯に対する優遇措置を図った。 子育て支援住宅の専用募集枠の募集戸数 278戸 ひとり親世帯向け住宅の募集戸数 305戸 一般住宅及び子育て支援住宅で母子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 635世帯 一般住宅及び子育て支援住宅で父子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 9世帯	125,400	住宅課	105

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(2)	ひとり親家庭就職・転職応援事業費	就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施した。	12,888	少子政策課	106
(2)	ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費	母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など） 受講者数 43人中、女性 43人	32,013	産業人材育成課	107
(2)	・男女共同参画推進センター運営費 ・女性の貧困問題支援事業【再掲No.16】	・男女共同参画週間講演会（6月27日（日）参加者215人（オンライン配信含む）） ・女性の貧困問題講演会（10月23日（土）参加者117人（オンライン配信含む）） ・メンズプロジェクト講演会（11月6日（土）参加者85人（オンライン配信含む）） ・多様性を考える男女共同参画講演会（12月11日（土）参加者145人（オンライン配信含む）） ・広報誌発行 年3回、各7,000部 ・その他共催事業	106,749 【再掲】	人権・男女共同参画課	108
(2)	地域子育て支援拠点事業費	地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対して、運営費を助成した。 令和3年度補助か所数：497か所	1,230,158	少子政策課	109
(2)	子育て世代包括支援センター整備促進・支援事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能拡充を図るため設置運営する市町村へ補助を行った。 ・センター設置状況 63市町村（120か所）	158,105	健康長寿課	110
(2)	市町村児童相談体制強化事業	市町村に対し職員の研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び早期かつ適切な対応の強化を図った。 ・キーパーソン養成事業：市町村職員など機関連携を図る職員を対象に研修を実施した。 ・市町村職員等の専門性向上事業：児童福祉司任用資格の認定講習会、保護者支援トレーナーの養成講座を実施した。 ・児相OB職員の市町村派遣事業：41市町村に派遣した。	24,441	こども安全課	111
(2)	児童相談所機能強化事業	児童相談所に警察官OB及び虐待相談対応職員を配置し、相談体制の強化を図った。 ・児童相談所警察官OB配置事業：県内すべての児童相談所に14人配置した。	—	こども安全課	112
(2)	子供と家庭電話相談事業費	公認心理士、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日（祝日及び年末年始を除く）電話相談を実施した。	302	こども安全課	113
(2)	女性の貧困問題支援事業	・生き方セミナー（年7回、参加者91人） ・グループ相談会（年7回、参加者60人） ・将来計画設計講座（年9回、参加者56人）	7,297	人権・男女共同参画課	114
(3)	介護サービス事業者管理育成事業費	介護サービス事業者に対する指定管理等を適正に行うことにより、事業における透明性の確保、質の向上を図った。	5,072	高齢者福祉課	115
(3)	介護事業者指導事業費	介護保険サービス提供事業者に対する実地指導を実施し、その質の向上を図った。	6,301	福祉監査課	116
(3)	介護サービス向上推進事業	・介護支援専門員等に対し、介護の専門知識・技術を習得する研修を実施した。 介護支援専門員法定研修修了者：2,935人 介護支援専門員資質向上研修修了者：2,636人	2,747	高齢者福祉課	117
(3)	多様な職業能力の開発機会の提供【再掲No.42】	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。（令和3年度入校者数475人中、女性51人） (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。（令和3年度受講者数3,466人中、女性1,111人） (3) 1か月～24か月の委託訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など）。 ・一般委託訓練受講者数 4,924人中、女性 3,546人 ・障害者対象訓練受講者数 202人中、女性 68人	2,000,646 【再掲】	産業人材育成課	118
(3)	特別養護老人ホーム等整備事業費	老人福祉法に規定する老人福祉施設のうち、特別養護老人ホーム等の整備費を助成した。 特別養護老人ホーム整備に対する補助 ・創設 3,000千円/定員1人 ・増床 2,160千円/定員1人 ※令和3年度特養の定数増 339人分	1,482,232	高齢者福祉課	119

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	ケアラー総合支援事業【再掲No.2】	ケアラー支援のための各種施策を推進するため、今後の支援のあり方や具体的支援の内容について有識者会議で検討した。 〈埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議〉 ・委員数：15人（男性8人、女性7人） ・開催回数：2回 ・検討内容：ケアラーへの支援内容 等	20,155【再掲】	地域包括ケア課	120
(3)	市町村地域支援事業促進事業費	地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行った。 ・地域包括支援センター職員入門研修（動画配信） 306人参加 ・市町村職員管理職・地域包括支援センター長合同研修（WEB＋動画配信） 155人参加	2,276	地域包括ケア課	121
(3)	市町村介護保険財政支援事業費	介護保険の安定的な運営のため介護保険法に基づき、介護保険給付費等の費用の法定割合を負担した。	85,167,383	地域包括ケア課	122
(4)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.11】	県民、市町村の男女共同参画の推進に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者懇談会開催 第1回：令和3年12月13日（月） 第2回：令和4年3月10日（木） ・保育室利用者127人	106,542【再掲】	人権・男女共同参画課	123
(4)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.11】	施設の貸出しを通して男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、広く県民が企業等の人材育成の場としての活用を促した。	106,542【再掲】	人権・男女共同参画課	124
(4)	男性の意識改革促進事業【再掲No.27】	男性社員向けに働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスなどに関する研修を実施した。「男性育児休業等推進宣言企業」を募集し、男性の育児休業等取得の一層の促進を図った。男性の育児休業取得促進に取り組む企業にアドバイザーの派遣や奨励金の支給を行うとともに、成果を上げた企業の取組をモデルとして広く発信した。 ・男性の意識改革研修事業 33社 ・男性育児休業等推進宣言企業登録数 150社、626事業所 ・男性育休を取得させたモデル企業に奨励金を支給 11社	20,920【再掲】	多様な働き方推進課	125
(4)	仕事と生活の両立支援事業	・「仕事と生活の両立支援相談窓口」での相談受付 85件 ・仕事と生活の両立支援出前講座の実施 18回 ・仕事と生活の両立支援アドバイザーの企業への派遣 17回	2,136	多様な働き方推進課	126
(4)	DX推進事業【再掲No.29】	テレワーク環境を整備するとともに、ペーパーレス化を推進した。 ・Webコミュニケーションツールの導入 13,100ライセンス ・ファイル管理システムの導入 13,100ライセンス ・ペーパーレス支援ソフトウェアの導入 13,100ライセンス ・遠隔操作システムの導入 4,000ライセンス	870,120【再掲】	行政・デジタル改革課	127
(4)	働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.31】	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワンストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481【再掲】	人材活躍支援課	128
(4)	埼玉県荻野吟子賞【再掲No.15】	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 令和3年度は個人2人、1団体、2事業所を表彰。	496【再掲】	人権・男女共同参画課	129
(4)	鉄道整備要望	県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行った。	—	交通政策課	130
(4)	ノンステップバス導入促進事業	ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をした。(6市町、2事業所7台)	14,500	交通政策課	131
(4)	みんなに親しまれる駅づくり事業	エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助した。(2市町2駅2施設)	17,500	交通政策課	132

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(4)	道路改築費、街路整備費、社会資本整備統合交付金(改築)事業費など7事業	圏央道などの高規格道路のインターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路整備や渋滞解消を目的としたバイパス整備及び地域の生活を支える身近な道路整備を推進した。	15,834,407	道路街路課	133
(5)	・男女共同参画推進センター運営費 ・女性の貧困問題支援事業【再掲No.16】	・男女共同参画週間講演会(6月27日(日)参加者215人(オンライン配信含む)) ・女性の貧困問題講演会(10月23日(土)参加者117人(オンライン配信含む)) ・メンズプロジェクト講演会(11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む)) ・多様性を考える男女共同参画講演会(12月11日(土)参加者145人(オンライン配信含む)) ・広報誌発行 年3回、各7,000部 ・その他共催事業	106,749【再掲】	人権・男女共同参画課	134
(5)	男性の生活・自活能力向上のための支援	食に関わる地域ボランティアである「埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会」が、男性を含めた料理教室を実施した。	286	健康長寿課	135
(5)	埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく施策の推進	・「子育て応援総合サイト」の運営 ・「男性職員向け子育て応援サイト」を公開 ・「父親になる職員のための育児参加応援ガイドブック」及び子が生まれる男性職員の家族向け、本人向けチラシを「男性職員向け子育て応援サイト」に掲載 ・男性職員の育児休業体験談を「男性職員向け子育て応援サイト」に掲載 ・「子育てのための休暇取得プログラム」の実施 ・「育児の日」の実施 ・育児休業中の職員の研修参加の実施 ・これから子が生まれる、または子が生まれたばかりの男性職員及び所属長等に対し、人事課職員が制度周知を行うとともに、育児休業等の取得を個別に提案 ・リモートアクセスの運営 ・育児休業取得に対する不安を解消し、理解を深めるため、男性職員を対象とした育児休業等取得支援研修を実施	—	人事課	136
(5)	「男性のための悩み相談」の実施【再掲No.11】	男女共同参画の視点から男性をサポートするために、男性臨床心理士による電話相談を実施した。 男性のための電話相談 110件(実施日 毎月第3日曜日)	106,542【再掲】	人権・男女共同参画課	137

基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共によりいきいきと参画する

施策の柱5 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

- 施策の基本的な方向
- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
 - (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
 - (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
 - (4) 地域活動における男女共同参画の推進
 - (5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	公民館など的高齢者に対する生涯学習の充実や、多様な学習・活動ニーズへの対応	公民館等で実施している事業や取組について情報収集し、ホームページ等で広く提供した。	—	生涯学習推進課	138
(1)	シニアの活躍の場の拡大事業	元気なシニアが自分の希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すため、県内企業等に対し、シニアの活躍の場の拡大を働き掛けた。 ○シニア活躍推進宣言企業の拡大、フォローアップ シニアの活躍推進を県内企業等に働き掛け、定年の廃止や働きやすい職場づくりなどに取り組む企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定した。 また、セミナーやホームページ等でシニア活躍の先進事例の普及や情報発信をした。 (令和3年度実績) ・県内企業へのシニア活躍の働き掛け 企業訪問数 382社 ・シニア活躍推進宣言企業 認定数(累計) 2,892社 ・県ホームページ等でのシニア活躍の普及	32,357	人材活躍支援課	139

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	シニアの多様な働き方支援事業	県内9か所において、シニアをはじめとする全ての求職者を対象に、就職相談から職業紹介まで一体的に実施した。 ※さいたま市、所沢市、草加市、川越市、春日部市、加須市、深谷市、秩父市、伊奈町 (令和3年度実績) 利用者数 15,041人(男性 9,759人、女性 5,282人) 就職者数 1,418人(男性 875人、女性 543人)	178,572	人材活躍支援課	140
(1)	働くシニア生涯現役実践事業	働く意欲のあるシニアが、その希望に応じて生き生きと働き続けるためには、企業における環境づくりが必要である。そこで、県内企業にシニアの活躍の場の拡大を働き掛け、定年の廃止や引上げ、継続雇用年齢の引上げを実施する企業に対して助成金を支給し、生涯現役社会の実現を推進した。 ○生涯現役実践助成金 定年廃止等に取り組む企業等に助成金を支給した。 (令和3年度実績) ・助成企業数 38社	47,512	人材活躍支援課	141
(1)	創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費(創業・ベンチャー支援事業費の一部) 【再掲No.44】	・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応。 相談件数：3,816件(女性1,983件、男性1,833件)(シニア(60歳以上)306件) 創業件数：300件(女性134件、男性166件)(シニア(60歳以上)14件) ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催。 セミナー開催回数：109回、参加者数：4,078人(うち、女性2,241人) ・ホームページやポスター、パンフレットにより、支援内容やセミナーの案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページ・SNS等で紹介。 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催。 女性創業者交流会の実施：10月27日開催、35人参加	25,644 【再掲】	産業支援課	142
(1)	埼玉未来大学等運営による高齢者活動支援事業	埼玉未来大学を運営する(公財)いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援した。	99,136	共助社会づくり課	143
(1)	高齢者の社会活動支援(大学の開放授業講座の推進)	協定を締結した県内7、近隣1の計8大学と協力して、55歳以上の方々を対象に、大学の授業を受ける機会を提供した。	—	高齢者福祉課	144
(1)	シニアパワーステーション支援事業	シニアの就業機会を確保するため、シルバー人材センターの指導・育成を業務とするいきいき埼玉(シルバー人材センター連合)へ助成した。 また、シルバー人材センターの会員を新たに派遣する企業等の開拓を支援した。 (令和3年度実績)新規開拓件数 893件	34,053	人材活躍支援課	145
(1)	後期高齢者医療制度の運営	埼玉県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し必要な負担金を交付した。	77,056,666	国保医療課	146
(1)	県民健康福祉村運営費	健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として関係情報を収集・提供した。	178,977	健康長寿課	147
(1)	介護予防普及促進事業	介護予防事業に携わる職員等に対して、研修を行った。 ・介護予防事業全体研修 407人 ・介護予防事業情報交換会 576人	1,642	地域包括ケア課	148
(1)	市町村地域支援事業促進事業費 【再掲No.121】	地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行った。 ・地域包括支援センター職員入門研修(動画配信) 306人参加 ・市町村職員管理職・地域包括支援センター長合同研修(WEB+動画配信) 155人参加	2,276 【再掲】	地域包括ケア課	149
(1)	高齢者虐待対策事業費	民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会が多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催した。	20	地域包括ケア課	150
(1)	ケアラー総合支援事業 【再掲No.2】	ケアラー支援のための各種施策を推進するため、今後の支援のあり方や具体的支援の内容について有識者会議で検討した。 〈埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議〉 ・委員数：15人(男性8人、女性7人) ・開催回数：2回 ・検討内容：ケアラーへの支援内容 等	20,155 【再掲】	地域包括ケア課	151
(1)	介護すまいる館事業	高齢者の自立の促進と介護する家族の負担の軽減を図るため、介護すまいる館において、福祉用具の展示・販売を行うとともに、使用方法等の相談に応じた。	12,511	高齢者福祉課 社会福祉課	152

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(1)	リフォーム相談ワンストップ機能充実及び優良リフォーム業者育成事業	・住宅リフォーム専門相談窓口の設置 住まい相談プラザにおいて住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。 相談件数：36件 ・優良リフォーム業者育成講習会の開催 リフォーム業者等の専門家を対象とする講習会を実施した。 1回 38人参加	293	住宅課	153
(1)	消費者啓発事業費【再掲No.76】	・消費者情報の提供 ・情報紙「彩の国くらしレポート」の発行（4回） ・啓発資料の作成 ・消費生活講座及び講演会の開催（166回）	3,728【再掲】	消費生活課	154
(1)	消費者行政活性化事業費【再掲No.77】	消費者団体研修会の開催（5回）	820【再掲】	消費生活課	155
(2)	多様な職業能力の開発機会の提供【再掲No.42】	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。（令和3年度入校者数475人中、女性51人） (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。（令和3年度受講者数3,466人中、女性1,111人） (3) 1か月～24か月の委託訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など）。 ・一般委託訓練受講者数 4,924人中、女性 3,546人 ・障害者対象訓練受講者数 202人中、女性 68人	2,000,646【再掲】	産業人材育成課	156
(2)	女性の貧困問題支援事業【再掲No.16・No.114】	貧困の連鎖解消のため、貧困に陥らない、貧困から脱却するための支援を行うとともに、根本にある女性の貧困を生み出す社会状況の理解を広げた。 ○シングルマザー等への支援 ・生き方セミナーの開催 年7回、参加者91人 ・グループ相談会の開催 年7回、参加者60人 ・将来計画設計講座 年9回、参加者56人 ○「女性の貧困」脱却サポーターへの支援 ・女性の貧困問題講演会 年1回、参加者117人（オンライン配信含む） ・女性リーダー育成講座 【全9回 令和3年8月～令和4年3月、修了者20人】	8,331【7,504 再掲】	人権・男女共同参画課	157
(2)	働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.31】	女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 また、県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高めた。加えて、県内中小企業の女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 さらに、働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるサイトを構築し、ワンストップの情報提供を行ったほか、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した。 ・女性キャリアセンター利用者数 17,282人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,376人 ・面接相談 4,911件、電話相談 1,327件 ・セミナー開催回数 173回、セミナー参加人数 4,547人 ・部局連携のセミナー・交流会 10回、参加者 133人	241,481【再掲】	人材活躍支援課	158
(2)	埼玉しごとセンター（仮称）推進事業【再掲No.39】	埼玉しごとセンター利用者 52,969人 ・キャリアコンサルティングの実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 ・企業面接会の実施	217,401【再掲】	雇用労働課	159
(2)	若者自立支援センター埼玉運営事業	・専門カウンセラーによる就業に向けたカウンセリング実施 3,986人 ・セミナー 571人、グループワーク 148人、しごと体験プログラム 86人 等 ・親・家族セミナーの開催 36人 ・就職氷河期世代向け有償型就業体験 137人	24,687	雇用労働課	160
(2)	職場環境改善支援事業【再掲No.66】	公労使会議への参加 本会議1回、幹事会3回 職場のメンタルヘルス対策強化月間の実施（11月） 職場のハラスメント対策強化月間の実施（12月）	2,265【再掲】	多様な働き方推進課	161
(2)	母子・父子自立支援員設置費【再掲No.97】	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行った。 ・相談支援 16,305件 ・研修 1回開催	818【再掲】	少子政策課	162

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	ひとり親家庭福祉推進事業費【再掲No.98】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行った。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業(市町村補助) (5) 生活向上事業(市町村補助) (6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業	239,446【再掲】	少子政策課	163
(2)	就業支援専門員設置事業費【再掲No.99】	福祉事務所に就業支援専門員5人を配置し、キャリアカウンセリングやハローワーク同行等の就労支援を行った。 ・相談件数 8,820件	1,567【再掲】	少子政策課	164
(2)	母子家庭等交流・生活支援事業【再掲No.100】	支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催した。 ポケットブック「まいたま」へひとり親家庭に関する情報を掲載し、スマホを活用した情報発信を行った。 ・地域相談員研修 1回 ・交流会(43回)、相談会(47回)、生活支援講習会(11回)の開催	7,270【再掲】	少子政策課	165
(2)	児童扶養手当給付費【再掲No.101】	家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給した。 ・支給対象者 2,964人 ・支給月額(令和3年度) 〈本体額〉 全部支給 43,160円、一部支給 43,150~10,180円 〈第2子加算額〉 全部支給 10,190円、一部支給 10,180~5,100円 〈第3子以降加算額〉 全部支給 6,110円、一部支給 6,100~3,060円	1,809,052【再掲】	少子政策課	166
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付費【再掲No.102】	母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図った。 令和3年度貸付実績 1,305件(769,235,106円) ・母子 1,210件(714,945,920円) ・父子 76件(41,178,936円) ・寡婦 19件(13,110,250円)	763,878【再掲】	少子政策課	167
(2)	ひとり親家庭等医療費支給事業【再掲No.103】	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。	1,008,982【再掲】	国保医療課	168
(2)	県営住宅の定期募集【再掲No.105】	・県営住宅に子育て支援住宅の専用募集枠を設定し、年間4回(4月、7月、10月、1月)定期募集を実施した。 ・県営住宅にひとり親世帯向け住宅の専用募集枠を設定し、年間4回(4月、7月、10月、1月)定期募集を実施した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、母子・父子世帯に対する優遇措置を図った。 子育て支援住宅の専用募集枠の募集戸数 278戸 ひとり親世帯向け住宅の募集戸数 305戸 一般住宅及び子育て支援住宅で母子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 635世帯 一般住宅及び子育て支援住宅で父子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 9世帯	125,400【再掲】	住宅課	169
(2)	ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費【再掲No.107】	母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) 受講者数 43人中、女性 43人	32,013【再掲】	産業人材育成課	170
(2)	ひとり親家庭就職・転職応援事業費【再掲No.106】	就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施した。	12,888【再掲】	少子政策課	171
(2)	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援等事業)	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援等事業) 町村部において、現に生活に困窮し、生活保護となるおそれのある生活困窮者に対し、その人に応じた支援を行い、自立の促進を図った。	121,911	社会福祉課	172
(2)	・生活困窮者自立支援事業(学習支援事業) ・学習支援促進事業(ジュニア・アスポート事業)(中学生・高校生支援の充実・強化事業)	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業) 学習支援促進事業(ジュニア・アスポート事業)(中学生・高校生支援の充実・強化事業) 町村部において、生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象に学習支援を実施し、貧困の連鎖を断つ。	146,117	社会福祉課	173

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	親支援事業 ・ペアレントメンター養成・相談事業 ・専門職による相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンター養成・相談事業 発達障害の子供を持つ親が同じ親の立場で相談に応じるペアレントメンターの養成を行い、親（家族）同士で支援できる体制を構築した。 【実績】オンラインによる全10回実施、134人参加 ・専門職による相談事業 子供の発達等で子育てに悩んでいる親を対象に臨床心理師等による相談を実施した。 【実績】年間10回、16人参加 	1,542	障害者福祉推進課	174
(3)	発達障害支援人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害支援人材育成事業 発達障害に早期に気づき適切な支援ができる人材を育成した。また、身近な地域で専門性の高い支援ができる人材を育成した。 【実績】 市町村職員、保育所・幼稚園等職員、小学校教員、障害児通所支援事業所職員向けに研修を実施 市町村職員144人、保育所・幼稚園等職員895人、小学校教員681人、障害児通所支援事業所職員等1,617人 	11,225	障害者福祉推進課	175
(3)	権利擁護センター運営費（「障害者110番」運営事業）	<p>障害者及びその家族等からの日常生活全般に関する相談等に対し、電話相談、面接相談等により応じた。</p> <p>令和3年度は338件の相談を受け付けた。</p>	1,934	障害者福祉推進課	176
(3)	障害者雇用総合サポートセンター運営事業	<p>【障害者雇用総合サポートセンターにおける支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者等へ雇用を要請（企業訪問数 949件） ・企業での障害者の短期雇用体験を実施（390件） ○企業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の具体的な提案とアドバイス、企業ネットワークの構築と運営、企業等からの相談（雇用の提案 868社、企業情報交換会等 24回・548社、相談 3,412件） ・企業に対する精神障害者の雇用提案等を雇用アドバイザーと精神保健福祉士のチーム支援により実施（企業支援件数 987社、相談 2,830件） ○職場定着支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業への職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣（340件） ・地域就労支援機関のスキルアップ支援（105件） ・ICT活用型教育訓練を実施（18社） 【その他の支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用優良事業所認証（有効認証事業所数 104社） ・就労支援センター職員等向け研修の実施（ジョブ・サポーター研修）（初級 503人、中級 40人） ・障害者就職面接会の開催（6回） ・障害者ワークフェアの開催（WEB開催・公開9/13-9/30） 	174,605	雇用労働課	177
(3)	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	<p>一人一人の教育的ニーズに応じた支援や、特別支援教育推進のための基盤整備への取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高それぞれの段階における支援 巡回支援を実施（小中学校：293校 高等学校：32校） ・特別支援学校のセンター的機能の充実 9,779件 ・人材育成・指導力向上のための研修会の開催 認定講習を開催（17講座） 特別支援学級新担当教員研修会 232人 特別支援教育担当者育成研修会 309人 通級指導教室新担当教員研修会 74人 特別支援教育コーディネーター研修会 124人 	26,491	特別支援教育課 義務教育指導課	178
(3)	障害者地域支援体制整備事業	<p>地域で暮らす障害児者の支援体制の促進を図るため、市町村の基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援の協議の場の設置を広域的に支援した。</p>	1,246	障害者支援課	179
(3)	外国人総合相談センター埼玉設置事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談機能 週5日、10言語及びやさしい日本語対応（生活全般相談） ・専門的対面相談機能（出入国管理、雇用・労働、福祉、法律相談） ・外国人相談研修会実施 ・「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」の運営 	20,926	国際課	180
(3)	「埼玉県外国人の生活ガイド」情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・9か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語（一部））による「埼玉県外国人の生活ガイド」の作成（情報更新） ・ホームページで公開 ・市町村等への周知 	370	国際課	181

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	多言語による行政・生活情報の提供	日本語の理解が不十分な外国人住民のため、多言語による生活情報や各所行政情報を提供した。 ・ホームページでの多言語による情報提供 ・緊急時の多言語による情報提供	30	国際課	182
(3)	日本語学習支援事業	・「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定・公表（令和3年7月公表） ・日本語教室空白地域解消や地域日本語教室の課題解決のための専門家派遣（2町・2教室へ30時間派遣） ・日本語教室スタッフ養成研修の開催 人材発掘のための入門講座 2回（292人） 経験者向けスキルアップ研修 2回（108人）	3,919	国際課	183
(3)	グローバル人材育成センター埼玉事業	日本人学生及び外国人留学生の留学前から留学後の就職までをサポートする拠点を運営。 また、外国人留学生による出前講座を子ども食堂等で10回開催したほか、高校生を対象に県内日本語教室でのボランティア体験をオンラインで7回実施した。	42,054	国際課	184
(3)	海外ビジネス展開支援事業	海外に展開する県内企業の人材確保を支援するため、以下の事業を実施。 ・日本語学校と連携し、県内企業とタイ人・ベトナム人等留学生との就業マッチング事業を開催。（県内企業3社、留学生延べ3人参加） ※コロナ感染拡大を受け、対面での開催中止。代替策として個別面談を実施した。	312	企業立地課	185
(3)	人権施策推進事業	人権啓発研修会、企業人権担当者研修会、LGBTQ県民講座等での啓発を実施した。（テーマ：「企業ビジネスと人権」、「企業におけるLGBTQ配慮の推進」、「インターネットと人権」、「多様な性ってなんだろう」） ・人権啓発研修会 オンライン開催、227人参加 ・企業人権担当者研修会 オンライン開催、309人参加 ・LGBTQ県民講座 動画配信、4,251回再生	5,046	人権・男女共同参画課	186
(3)	LGBTQ支援事業	企業等事業所におけるLGBTQ（性的少数者）にとって働きやすい職場環境づくりを促進するため、県内企業等事業所向けに啓発パンフレットを作成・配布し、オンライン研修を行った。 ・啓発パンフレットの作成 8,500部 ・企業向けオンライン研修 309人参加	2,672	人権・男女共同参画課	187
(3)	学校における人権教育推進事業	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行った。 ・小・中学校長等人権教育研修会（475人） ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会（174人） ・小・中学校等人権教育担当者研修会（580人） ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会（205人） ・人権感覚育成指導者研修会（643人）	1,056	人権教育課	188
(3)	電線地中化（道路）整備費、バリアフリー安全対策費の2事業	「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」に基づき、歩道の段差解消や無電柱化など歩行空間の改善、道路のバリアフリー化を推進した。 ・バリアフリー安全対策費 令和3年度整備延長：2.7km ・電線地中化（道路）整備費 令和3年度整備延長：1.0km	765,068	道路環境課	189
(3)	公園等建設費	・外周道路の整備（しらこぼと公園等）	1,565,214	公園スタジアム課	190
(3)	建築基準法等施行費	・福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び指導 ・バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例の運用による建築物のバリアフリー化	—	建築安全課	191
(3)	福祉のまちづくり普及推進事業費	1 埼玉県福祉のまちづくり普及啓発事業 (1) 障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施（11月1日～12月9日） ・公共施設、商業施設等にポスター配布（11月 1,341か所、3,609枚） ・彩の国だより、ラジオ等での広報 (2) 県民（NPO、福祉団体等）との協働による福祉のまちづくりの普及啓発 ・各種イベントのブース出展等による啓発活動 12月5日 交通安全フェアPRブース 2 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会の開催（年2回開催予定）（委員12人中4人女性） 令和3年7月29日、令和4年2月3日	2,971	福祉政策課	192

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	県営住宅の建設	低額所得者などの住宅困窮者に対し、低廉な家賃で住宅を供給した。子育て世代から高齢者・障害者世帯などに配慮した住宅を供給した。	3,201,292	住宅課	193
(3)	ノンステップバス導入促進事業 【再掲No.131】	ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をした。(6市町、2事業者7台)	14,500 【再掲】	交通政策課	194
(3)	みんなに親しまれる駅づくり事業 【再掲No.132】	エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助した。(2市町2駅2施設)	17,500 【再掲】	交通政策課	195
(3)	社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費、自転車歩行者道整備費など2事業	「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」に基づき、歩道の拡幅や無電柱化など歩行空間の改善、道路のバリアフリー化を推進した。	2,530,710	道路街路課	196
(3)	ユニバーサルデザイン推進事業	・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣(回数:10回、参加延べ人数:720人) ・ユニバーサルデザイン推進研修会の開催(コロナの影響により中止) ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年)	900	文化振興課	197
(4)	・男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】 ・女性の貧困問題支援事業 【再掲No.157】	県政出前講座(①男女共同参画基礎講座 31回・②災害・防災と男女共同参画 16回) ・女性リーダー育成講座 【全9回 令和3年8月～令和4年3月、修了者 20人】 ・女性リーダーフォローアップ講座 参加者 14人	107,369 【再掲】	人権・男女共同参画課	198
(4)	NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業 【再掲No.68】	NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」の運営 ・埼玉県内のNPO法人の情報の提供 ・埼玉県のNPO及び共助に関する施策の情報発信 ・NPO等が自らの情報を発信し、交流を図れるサイトの運営 ・その他NPOに関する情報の発信	3,916 【再掲】	共助社会づくり課	199
(4)	豊かな地域福祉づくり推進事業	豊かで活力にあふれた地域社会の実現を図るために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げに係る事業等を行うボランティアグループやNPO法人等に対して助成した。 ・補助率 4/5以内 補助限度額 1,000千円 補助決定団体 7団体 3,940千円	5,742	福祉政策課	200
(4)	福祉ボランティア活動支援事業費	ボランティア活動のきっかけづくりを推進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施するボランティア体験学習事業に要する経費に対して助成を行った。 ・ボランティア体験学習参加者数 19,880人(内、男性 3,777人、女性 6,945人、不明 9,158人) ・ボランティアプログラムメニュー数 1,167メニュー	18,744	社会福祉課	201
(4)	県政出前講座の実施による地域活動等の活性化	県政出前講座 ・男女共同参画基礎講座 31回 ・災害・防災と男女共同参画 16回	—	人権・男女共同参画課	202
(5)	・男女共同参画推進センター運営費 ・女性の貧困問題支援事業 【再掲No.16】	・男女共同参画週間講演会(6月27日(日)参加者215人(オンライン配信含む)) ・女性の貧困問題講演会(10月23日(土)参加者117人(オンライン配信含む)) ・メンズプロジェクト講演会(11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む)) ・多様性を考える男女共同参画講演会(12月11日(土)参加者145人(オンライン配信含む)) ・その他共催事業	106,749 【再掲】	人権・男女共同参画課	203
(5)	国際交流事業費	姉妹友好提携5州省(メキシコ州、山西省、クイーンズランド州、オハイオ州、ブランデンブルグ州)との友好関係を軸に、県民を主体とする国際交流の促進を図った。	7,639	国際課	204
(5)	誰でも国際交流埼玉版SDGs推進事業	スポーツやオンラインの活用により、希望する人に幅広く交流の機会を提供した。多様な文化や価値観に直接触れることで、多文化理解やグローバルな思考力を身に付けさせ、2030年以降の社会を支える子ども・若者を育成した。	3,570	国際課	205
(5)	彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク	県内の、国際交流や国際協力を行う団体が活動を展開する上で、それぞれが有する課題等について、相互に情報交換や協働活動を行うことにより、各団体の活動の効率化を図った。	—	国際課	206
(5)	環境科学国際センター事業費	環境科学の総合的中核施設として、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行うとともに、この機能と結びついた環境学習・環境面での国際貢献及び環境情報の収集・発信を行った。	167,348	環境政策課	207

基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 防災分野における女性の参画拡大
 - (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
 - (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
 - (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
 - (5) 災害復興時における男女共同参画の促進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	防災会議運営費	県の地域に係る防災に関する重要事項を審議する埼玉県防災会議を設置している。	514	災害対策課	208
(2)	防災セミナーの開催	・防災に関するウェブセミナーを開催 開催日：令和4年2月9日 参加者数：約50人	493	危機管理課	209
(2)	九都県市合同防災訓練等開催費	九都県市合同防災訓練を実施し、地域の防災力の向上、防災関係機関の相互連携の強化及び県民の防災意識の高揚を図った。(新型コロナウイルス感染症の影響で、訓練は中止となった。)	21,658	災害対策課	210
(3)	帰宅困難者対策に要する経費	妊産婦や乳幼児などの要配慮者や女性も含めた帰宅困難者を想定した対策を検討した。	230	災害対策課	211
(3)	県地域防災計画に従った体制整備	避難所を設置する施設管理者に、妊産婦や乳幼児等の要配慮者や女性に配慮した避難所の管理運営を行うよう働きかけた。	—	災害対策課	212
(3)	女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営	引き続き、避難所の運営主体である市町村に対し、埼玉県地域防災計画で具体的に盛り込まれている次の点について、市町村地域防災計画等に盛り込まれるよう働きかけた。 ・避難所の管理運営について、運営組織には複数の女性を参加させるように配慮した。 ・男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等は避難所開設当初から設置できるよう努めた。 ・セクシュアル・ハラスメントや性犯罪を予防するために更衣室、トイレの設置場所に配慮した。 ・女性の相談員を配置もしくは巡回させ、ニーズの変化に対応できるように配慮した。	—	災害対策課	213
(3)	男女共同参画の視点からの防災対策	男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図った。	—	人権・男女共同参画課	214

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

施策の柱7 男女の固定的な役割分担意識の解消

- 施策の基本的な方向
- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
 - (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
 - (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
 - (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	「男女共同参画に関する意識・実態調査」による社会制度や慣行の把握	新たな埼玉県男女共同参画基本計画策定において調査結果を反映した。	—	人権・男女共同参画課	215
(1)	配慮度評価(チェックポイント5)の実施	埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点から配慮度評価を実施した。	—	人権・男女共同参画課	216
(1)	「表現ガイド」の普及促進	よりよい公的広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や市町村担当課等へ周知した。	—	人権・男女共同参画課	217
(1)	男女共同参画推進員研修会の実施	各所属に設置された男女共同参画推進員等に対して、男女共同参画に関する基礎的な知識や、推進員としての役割等を周知するため、書面及び動画にて開催した。	—	人権・男女共同参画課	218

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(1)	市町村の取組支援 【再掲No.12】	・市町村男女共同参画担当職員研修会の開催 第1回 初任者 4月23日(金) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(資料配布のみ) 第2回 10月23日(土) 参加者16人(動画配信視聴のみ) ・市町村男女共同参画担当職員課題別研修会の開催 全8回(6月27日(日)ほか) 参加者112人(オンライン配信含む)	78 【再掲】	人権・男女共同参画課	219
(1)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】	・メンズプロジェクト講演会 (11月6日(土)参加者85人(オンライン配信含む))	106,542 【再掲】	人権・男女共同参画課	220
(1)	荻野吟子の精神を未来に引き継ぐ事業	日本発の公認女性医師で、本県ゆかりの三偉人の一人である荻野吟子の功績とその精神の発信を図った。 ・荻野吟子PR動画の作成、公開の実施 ・荻野吟子マンガ小冊子のPRの実施	1,128	人権・男女共同参画課	221
(1)	埼玉県男女共同参画推進条例の普及促進	啓発用リーフレットを各市町村及び各種講座や説明会等で配布し、県の男女共同参画の現状や、男女共同参画社会づくりの取組、男女共同参画の必要性を周知した。	138	人権・男女共同参画課	222
(1)	男女共同参画週間の普及啓発	6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画推進センターにおいて企画展示及び講演会を開催した。 ・埼玉150周年記念 男女共同参画週間講演会 令和3年6月27日(日)参加者 215人(オンライン配信含む)	—	人権・男女共同参画課	223
(1)	インターネット広報推進費	ホームページ等の電磁媒体を活用して県政情報を広く提供することにより、県民に対する説明責任を全うした。	8,399	広報課	224
(1)	県政広報テレビ放送費	県政広報テレビ番組「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間47回)	118,327	広報課	225
(1)	県政広報ラジオ放送費	県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回)	36,787	広報課	226
(1)	彩の国だより発行費	県民に対し、県政の重要施策の解説や県主催の催し物・試験の案内などの情報を分かりやすく提供。 発行部数 187万部(令和3年5月号) ※新聞折り込みにより配布のほか、市町村役場、県施設、イオン、コーププラザ、大学などに配架	324,753	広報課	227
(1)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】	県民、市町村の男女共同参画に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者数 69,433人 ・情報ライブラリー 貸出者数 1,255人、貸出冊数 2,991冊 ・ホームページアクセス数 188,017件 ・広報紙の発行 年3回、各7,000部 ・パネルの貸出 延べ792日間、59団体	106,542 【再掲】	人権・男女共同参画課	228
(2)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】	施設の貸出しを通して男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、広く県民が企業等の人材育成の場としての活用を促した。	106,542 【再掲】	人権・男女共同参画課	229
(2)	「女性の権利110番」の実施	弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利110番」の実施 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を実施した。 令和3年6月29日実施、相談件数 21件	—	人権・男女共同参画課	230
(2)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.11】	電話相談・面接相談・専門相談・インターネット相談・その他(グループ相談等)相談総件数9,533件	106,542 【再掲】	人権・男女共同参画課	231
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業	・スーパーバイザー研修(6月・10月・12月・2月 年4回) ・DV防止フォーラム(参加者46人)	3,774	人権・男女共同参画課	232
(2)	男女共同参画苦情処理機関の運営	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行った。 ・令和3年度受付件数1件	1,267	人権・男女共同参画課	233
(3)	労働教育講座開催運営費 【再掲No.59】	①勤労者向けセミナー 10回 ・対面式 7回、受講者数 74人 ・動画配信方式 3回、動画視聴数 827回 ②事業者向けセミナー 5回 ・対面式 3回、受講者数 81人 ・動画配信方式 2回、動画視聴数 1,886回	878 【再掲】	多様な働き方推進課	234

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	県民相談費	県民相談総合センター (来所及び電話相談 相談件数 年間4,295件) ・職員相談(行政相談、その他日常生活に係る相談) ・弁護士相談(民事・家庭問題) ・司法書士相談 出張相談 ・春日部、川越、熊谷及び秩父の各地方庁舎で弁護士相談を実施	4,278	県民広聴課	235
(3)	自殺予防相談支援事業費(暮らしとこころの総合相談会)	弁護士、司法書士による多重債務や失業等の生活相談と、精神保健福祉士等によるこころの相談を併せて行う包括支援相談会を年48回(月4回)、JACK大宮を会場として実施した。 また、電話による相談も随時受け付けた。	12,085	疾病対策課	236
(3)	地域精神保健対策費(精神保健相談事業・訪問相談指導事業)	・保健所の保健師・精神保健福祉士による面接相談及び訪問相談を実施した。 ・保健所が囑託する精神科医師による精神保健相談を実施した。	4,144	疾病対策課	237
(3)	自殺予防相談支援事業費(自殺ハイリスク地向け自殺対策事業・普及啓発事業)	自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)にトレインチャンネルやデジタルサイネージ等による広報を集中的に実施した。 また、ホームページやSNSを活用し、相談窓口の周知を図った。	3,565	疾病対策課	238
(4)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.11】	県民、市町村の男女共同参画に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者数 69,433人 ・情報ライブラリー 貸出者数 1,255人、貸出冊数 2,991冊 ・ホームページアクセス数 188,017件 ・広報紙の発行 年3回、各7,000部 ・パネルの貸出 延べ792日間、59団体	106,542【再掲】	人権・男女共同参画課	239
(4)	男女共同参画に関する年次報告書の発行	男女共同参画の推進状況と施策の実施状況をまとめた年次報告書を発行。 ・冊子1,400部作成(ホームページ上でも公表)	413	人権・男女共同参画課	240
(4)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.11】	・男女共同参画推進センターの今後の役割の検討(調査・研究) ・広報誌の発行(年3回) ・パネル製作・貸出	106,542【再掲】	人権・男女共同参画課	241

基本目標V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

施策の柱8 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

- 施策の基本的な方向
- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
 - (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
 - (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
 - (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	県政広報テレビ放送費【再掲No.225】	県政広報テレビ番組「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間47回)	118,327【再掲】	広報課	242
(1)	県政広報ラジオ放送費【再掲No.226】	県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回)	36,787【再掲】	広報課	243
(2)	「男女共同参画に関する意識・実態調査」による社会制度や慣行の把握【再掲No.215】	新たな埼玉県男女共同参画基本計画策定において調査結果を反映した。	—【再掲】	人権・男女共同参画課	244
(3)	埼玉県青少年健全育成条例の施行	店舗への立入調査実施時に、以下について依頼 ○書店・古書店・コンビニエンスストア(計211店舗) …有害図書について区分陳列を依頼 ○インターネットカフェ等(計34店舗) …青少年がインターネットを閲覧する場合に、フィルタリングによる適切な閲覧制限等を依頼	3,399	青少年課	245

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	非行防止対策の推進	1 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象としたインターネットセキュリティ教室を含む非行防止教室を実施 (非行防止教室実施回数：1,202回、受講人員：199,605人) ※数値は令和3年中のもの 2 SNSの中で最も児童買春等の性被害が多い「Twitter」上において、援助交際等を募集する書き込みや誘引する者の書き込みに対し注意喚起を実施 (注意喚起実施件数：1,507件) ※数値は令和3年中のもの	241	少年課	246
(3)	児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ対策等の推進	・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取り締まりを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、248件、118人を検挙、被害児童155人(男7人、女148人)を保護 ※数値は令和3年中のもの	—	少年捜査課	247
(3)	インターネットを利用したわいせつ事犯対策の推進	・インターネット上の違法、有害情報をサイバーパトロール等で早期に把握することにより、インターネットに関連した事件の取締りを実施	—	少年捜査課	248
(3)	インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り	・関係機関と連携するなどしてインターネット上のわいせつ有害情報を早期に把握し、取締りを推進 (インターネットを利用したわいせつ事案検挙件数：16件、検挙人員：14人) ※数値は令和3年中のもの	—	保安課	249
(3)	サイバー犯罪対策の推進	・サイバー空間の防犯活動に熱意及び関心のある学生をサイバー学生ボランティアに委嘱し、インターネット上に氾濫する違法情報を早期に把握すると共に小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、インターネットにおける規範意識の向上、サイバー犯罪被害防止の広報啓発活動を実施 (サイバーセキュリティ講演実施回数：983回、受講人数：94,236人) ※数値は令和3年度のもの	—	サイバー犯罪対策課	250
(4)	「表現ガイド」の普及促進【再掲No.217】	よりよい公的広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や市町村担当課等へ周知した。	— 【再掲】	人権・男女共同参画課	251

基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ

施策の柱9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- 施策の基本的な方向
- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
 - (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
 - (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	性に関する指導普及推進事業	・「知識を活用する保健学習ー性に関する指導編・感染症編ー」、「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) Web開催：149人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場) 小学校：42人参加、中学校11人参加、高等学校：9人参加	628	保健体育課	252
(1)	私立学校人権教育推進費	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	417	学事課	253
(1)	男女平等教育の授業の実施	各学校において、学習指導要領に基づき、関係教科において男女平等教育の授業を行った。	—	高校教育指導課	254
(1)	特別活動の授業等による取組【再掲No.53】	各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付けるとともに、学級活動の授業では、男女相互の理解と協力の重要性などについて指導を行った。	— 【再掲】	義務教育指導課	255

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	家庭科の授業等による取組【再掲No.73】	小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、「家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること」や「生活時間の有効な使い方を工夫し、家族に協力すること」についての学習を行った。 中学校の技術・家庭科(家庭分野)においては、「家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること」や「これからの自分と家族のかかわりに関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること」についての学習を行った。 これらを学習することで、主体的に生活をよりよくしようとす資質・能力を育成した。	— 【再掲】	義務教育指導課	256
(1)	男女共同参画社会の推進に向けた授業の実施	家庭科の学習指導要領に基づき、男女共同参画社会に向けた授業の充実を図った。	—	高校教育指導課	257
(1)	学校における人権教育推進事業【再掲No.188】	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行った。 ・小・中学校長等人権教育研修会(475人) ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会(174人) ・小・中学校等人権教育担当者研修会(580人) ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会(205人) ・人権感覚育成指導者研修会(643人)	1,056 【再掲】	人権教育課	258
(1)	男女平等教育推進委員会の設置	委員会を年3回開催し、学校教育における男女平等教育の指導方法・内容の研究を行い、学校における男女平等教育の推進と充実を図った。 ・「デートDV防止啓発ハンドブック」(令和3年3月発行)の活用を啓発するためのチラシを作成した。	—	人権教育課	259
(1)	特別支援学校各年次研修、校内研修	年次研修や校内研修において、男女共同参画の理念や性別に関する視点を入れた内容を含めるよう努めた。 ・初任者研修機関研修において、「人権教育の意義と進め方」についての講義を実施 ・初任者研修学校研修の研修項目として「学校における性の指導」「人権教育の進め方」を例示 また、埼玉県教育委員会の「性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット」を初任者研修で紹介し、啓発を図った。	—	特別支援教育課	260
(1)	男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について教職員研修などを通じた正確な理解の浸透	男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について、初任者研修で講義を行い、正確な理解の浸透を図った。	—	高校教育指導課	261
(1)	男女平等(セクシュアル・ハラスメント防止)教育資料(生徒用)の送付	「セクシュアル・ハラスメント防止のために」を電子データにより県立学校及び市町村教育委員会に送付した。	—	人権教育課	262
(1)	進路指導・キャリア教育研究協議会【再掲No.50】	進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 4地区で開催。進路指導の充実を図るために中高の連携のきっかけづくりとなる研修会とした。男女共同参画についても触れた。 南部 10月8日(金) オンライン開催(当初の予定会場 大宮工業高校) 西部 10月5日(火) オンライン開催(当初の予定会場 狭山経済高校) 北部 10月6日(水) オンライン開催(当初の予定会場 熊谷農業高校) 東部 10月8日(金) オンライン開催(当初の予定会場 進修館高校) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催	101 【再掲】	義務教育指導課	263
(1)	県立高校キャリア教育総合推進事業【再掲No.51】	「キャリア教育の推進」分野の中で「就職支援アドバイザーの配置」事業を実施した。 「就職支援アドバイザーの配置」事業では、民間企業経験のある外部人材を全日制高校39校、定時制高校16校に配置し、就業に関する相談や面接指導等の就職指導を実施した。 経済団体や社会保険労務士会等の協力を得ながら、キャリア教育を推進し、生徒の早期からのキャリア形成支援や企業選択に対する望ましい判断力の形成支援を実施した。	10,874 【再掲】	高校教育指導課	264
(1)	自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業【再掲No.52】	企業就労を希望するすべての特別支援学校高等部生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図った。 ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 ・障害者雇用促進に向けた取組	9,858 【再掲】	特別支援教育課	265
(1)	小中学生を対象とした「埼玉しごと発見」事業	小中学生を対象に、職業意識やEQの向上を図るため、県内企業と協力し、将来働く上での目標を意識させる動画の制作・発信をした。 ・制作本数 小学生向け3本、中学生向け8本、VR動画2本	14,029	産業人材育成課	266

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	PTA役員等研修会	各校種別に家庭の教育力の向上を目指した研修会の実施。 ・埼玉県国公立幼稚園・こども園PTA役員等研修会(中止) ・埼玉県小中学校PTA役員等研修会(3会場で実施 451人) ・埼玉県高等学校PTA役員等研修会(紙面発表) ・埼玉県特別支援学校PTA役員等研修会(オンライン開催)	—	生涯学習推進課	267
(2)	男女共同参画の視点に立った学校行事やPTA活動などの促進	高等学校学習指導要領に則り、各県立学校が教育課程等の教育活動を適正に編成し、学校行事においても男女の区別なく参画できるように適切に実施した。	—	高校教育指導課	268
(2)	家庭教育支援推進事業【再掲No.75】	・「埼玉県家庭教育アドバイザー」の養成研修を実施し、家庭教育や子育て支援についてアドバイスできる指導者を養成した。(8日間) ・指導者の資質向上を図るため、フォローアップ研修を実施した。(全体研修 2回、地区別研修 4回) ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」を市町村や幼稚園・保育所等で実施する「親の学習」講座や、家庭教育学級などに指導者として派遣した。(200回)	3,359【再掲】	生涯学習推進課	269
(2)	学校応援団推進事業	・各市町村における「学校応援団」の推進を支援 ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所、各2回実施 ・「地区別実践発表会」動画配信 ・実践事例集の作成、県教委だよりによる普及・啓発 ・コーディネーター研修会の実施 73人 ・コーディネーターステップアップ研修の実施 32人	16,780	生涯学習推進課	270
(2)	放課後子供教室推進事業	・市町村が実施する放課後子供教室への支援 ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所、各2回実施 ・「地区別実践発表会」動画配信 ・実践事例集の作成、県教委だよりによる普及・啓発 ・コーディネーター研修会の実施 73人 ・コーディネーターステップアップ研修会の実施 32人 ・放課後子供教室等ステップアップ研修会の実施 48人	317,122	生涯学習推進課	271
(3)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.11】	県民、市町村の男女共同参画の推進に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者懇談会開催 第1回：令和3年12月13日(月) 第2回：令和4年3月10日(木) ・保育室利用者 127人	106,542【再掲】	人権・男女共同参画課	272
(3)	女性の貧困問題支援事業【再掲No.157】	・生き方セミナー 年7回、参加者91人 ・グループ相談会 年7回、参加者60人 ・将来計画設計講座 年9回、参加者56人 ・女性リーダー育成講座【全9回 令和3年8月～令和4年3月、修了者 20人】 ・女性リーダーフォローアップ講座 参加者 14人	8,124【再掲】	人権・男女共同参画課	273
(3)	県立学校等公開講座	県立学校等で長期休業中に実施 各学校の教育課程や特色等を生かした公開講座に関する情報を収集し、県民向けに広報を行った。	—	生涯学習推進課	274
(3)	生涯学習情報発信事業(生涯学習ステーション)	ホームページで生涯学習指導者や学習情報等の情報を提供した。	—	生涯学習推進課	275
(3)	社会教育関係団体等への支援	男女共同参画に関する研修等を情報提供した。	—	生涯学習推進課	276

基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

施策の柱10 女性に対する暴力の防止と被害者支援

- 施策の基本的な方向
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
 - (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (4) 性犯罪への対策の推進
 - (5) 売買春への対策の推進
 - (6) 人身取引対策の推進
 - (7) ストーカー行為などへの対策の推進
 - (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	「女性の権利110番」の実施 【再掲No.230】	弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利110番」の実施 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を実施した。 令和3年6月29日実施、相談件数 21件	— 【再掲】	人権・男女共同参画課	277
(1)	非行防止強化期間の設定および非行防止教室の開催	県内(さいたま市を除く)の公立小・中・高等学校を対象に、 1 非行防止強化期間の実施(5月1日から7月31日まで) ・取組内容 「非行防止強化期間の周知及び協力依頼」等 2 非行防止教室の実施 ・取組内容 「暴力行為の防止について」等 3 非行防止教室を公立小・中・義務教育・高等学校(1,219校中1,209校)において年1回以上開催した。	—	生徒指導課	278
(1)	学校における人権教育推進事業 【再掲No.188】	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行った。 ・小・中学校長等人権教育研修会(475人) ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会(174人) ・小・中学校等人権教育担当者研修会(580人) ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会(205人) ・人権感覚育成指導者研修会(643人)	1,056 【再掲】	人権教育課	279
(1)	非行防止対策の推進	1 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止・薬物乱用教室を実施 非行防止実施回数:1,202回、受講人員:199,605人 薬物乱用防止教室実施回数:572回、受講人員:94,076人 ※数値はいずれも令和3年中のもの 2 生徒の非行が問題化した中学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施 派遣校数:延べ45校 ※数値は令和3年度のもの	188	少年課	280
(1) (3)	私立学校人権教育推進費 【再掲No.253】	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	417 【再掲】	学事課	281
(1)	関係機関との連携した被害者支援の実施 【再掲No.232】	関係機関と連携してDV被害者支援を行うため、関係機関連携会議、研修会等を開催した。 また、民間支援団体と連携した被害者支援を行った。 ・DV対策関係機関連携会議の開催(2回) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催(2回) ・DV防止学校教育関係者研修会の開催(動画配信により43人受講) ・民間団体による継続的自立支援事業 ・心理教育プログラムの実施(3コース) ・民間支援団体への助成(5件)	25,825 【3,774 再掲】	人権・男女共同参画課	282
(1)	女性に対する暴力防止のための広報・啓発 【再掲No.232】	女性に対する暴力防止に関する相談窓口等を広く周知・意識啓発を行うため、各種事業を実施した。 ・啓発資料の作成・配布(デートDV防止啓発資料の作成 パンフレット72,000部、カード35,000部) ・県広報紙、県ホームページでの周知・啓発 ・ラジオでの広報 ・動画配信による啓発 ・DV防止フォーラムの実施(参加者46人) ・県政出前講座の実施(1回)	3,774 【再掲】	人権・男女共同参画課	283

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(1)	ストーカー・DV対策の推進	・埼玉県男女共同参画課、婦人相談センター、さいたま市人権政策・男女共同参画課等と連絡会議、担当者研修会等を実施	－	人身安全対策課	284
(1)	ストーカー・DV対策の推進	・ストーカー・DVのリーフレットを配布し、各警察署の相談窓口を設置	－	人身安全対策課	285
(1)	犯罪被害者等支援体制の整備 促進事業費（市町村支援強化、広報啓発）	・犯罪被害者支援県民のつどい2021の開催 開催日：令和3年11月27日 ・市町村研修会の実施 ・犯罪被害者支援啓発キャンペーン 計8回実施 ・犯罪被害者支援ショートアニメーションの制作	2,559	防犯・交通安全課	286
(1)	相談体制の充実及び相談員の育成 【再掲No.232】	相談窓口において、被害者の状況に応じた助言、支援窓口等の情報提供を行った。また、相談体制充実のため、相談員等を対象とした研修会・検討会を実施した。 ・女性相談員（会計年度職員）の配置 ・県相談機関におけるDV相談の実施（2,132件） ・DV被害者支援担当者研修の開催（3回） ・DV被害者支援実務者新任研修の開催（1回） ・地区別事例検討会の開催（1回）	3,774 【再掲】	人権・男女共同参画課	287
(1)	犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備	・フリーダイヤル（電話）、面談による被害相談を受理 受理件数 1,283件 内訳：犯罪被害相談 796件 その他トラブル 144件 困りごと 343件 ・性犯罪相談ダイヤル（ハートさん）の周知の徹底 各種街頭キャンペーンやイベントの機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの周知を図った。 街頭キャンペーン等実施回数 91回	540	警務課 （犯罪被害者支援室）	288
(1)	警察安全相談体制の強化	1 警察本部けいさつ総合相談センター及び各警察署に設置した相談窓口で警察安全相談を受理 受理件数：154,491件 ※数値は令和3年中のもの 2 女性警察職員の相談窓口配置 3 警察安全相談業務に専従している警察職員 警察本部 13人（うち女性4人） 警察署 124人（うち女性41人） ※数値はいずれも令和3年4月1日現在のもの 4 関係機関との連携の実施 各市町村DV担当課、県男女共同参画課等と連携 5 警察安全相談専従員研修の実施 警察安全相談業務に必要な知識と対応要領等の習得	－	生活安全総務課	289
(1)	児童相談所費	・児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を要するものに 応じ、必要な調査、医学的・心理学的判定及びそれに基づく指導を行い、必要により、児童の一時保護を行った。 ・児童福祉施設への入所措置や里親委託等を行った。	181,255	こども安全課	290
(1)	DV被害者支援担当者研修会 （県婦人相談センター主催） への参加	・DV被害者支援研修会への積極的な参加 DV被害者支援担当者研修会に参加し、関係機関とのネットワークの構築を図った。 令和3年度 1回参加（全1回）	－	警務課 （犯罪被害者支援室）	291
(1)	犯罪被害者支援推進協議会 会員との連携・協力	・県及び地区犯罪被害者支援推進協議会の開催による関係機関との連携強化 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、書面形式により開催するなどして関係機関との連携強化を図った。 新規会員2団体（浦和レッズ、埼玉ワイルドナイツ）	－	警務課 （犯罪被害者支援室）	292
(1)	被害者相談・カウンセリング の実施及び被害者連絡制度 による被害者への情報提供	・「犯罪被害者支援室」による被害者相談の受理及びカウンセリングの実施 受理件数 1,283件 カウンセリング実施件数 202件 ・被害者連絡制度による被害者への情報提供 被害者等に対して捜査の進捗状況等の情報提供を実施するとともに、刑事手続き等の流れが記載されている「被害者の手引き」等を被害者へ配布した。	328	警務課 （犯罪被害者支援室）	293
(1)	犯罪被害者等支援体制の整備 促進事業費（性犯罪被害者支援の充実強化）	・性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインの相談件数 1,808件 ・医療費助成 15件 ・法律相談（弁護士費用）支援 47件 ・県内基幹6病院による証拠採取や被害者の代替着衣の提供による支援 証拠採取キット使用 6件、代替着衣の提供 0件	19,662	防犯・交通安全課	294
(1)	自立を促す活動の場づくり 事業	非行等の問題を抱える少年を対象に、社会体験・就労体験等の様々な体験活動を実施（138人）	3,148	青少年課	295

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの連携	・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 被害者等が必要とする支援に的確に応じるため、被害者等の同意を得て公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターへ情報提供するとともに、同センターと連携して各種被害者支援を推進した。 ※情報提供件数 150件(令和3年度中)	2,097	警務課 (犯罪被害者支援室)	296
(1)	ストーカー・DV対策の推進	・ストーカー・DV被害者への防犯指導を実施 (ストーカー被害者等への防犯指導件数:1,112件) (DV被害者等への防犯指導件数:6,035件) ※数値はいずれも令和3年中のもの	—	人身安全対策課	297
(1)	男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲No.233】	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行った。 ・令和3年度受付件数1件	1,267 【再掲】	人権・男女共同参画課	298
(1)	防犯指導による自主防犯意識の醸成	防犯指導班「ひまわり」による防犯指導等により自主防犯意識の醸成を図った。 ・幼稚園・保育園等における連れ去り被害防止、人形劇の実施 (防犯指導回数365回、対象人数16,502人) ・大学生等対象とした性犯罪被害防止教室の実施 (開催回数6回、対象人数736人) ・防犯対策に関する動画を作成し、YouTube(埼玉県警察公式チャンネル)に配信 ※数値はいずれも令和3年中のもの	308	生活安全総務課	299
(1)	女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進	関係機関団体と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行った。 ・メールマガジン発信総数:1,329件 ・子供対象情報発信件数:861件 ・女性対象情報発信件数:468件 ・防犯速報発信件数:7件 ※子供対象声かけ等事案発生情報や防犯対策に関する留守情報を、協力団体や埼玉県教育局県立学校部保健体育科等に情報発信 ・SDN速報件数:7件 ※女性対象の性犯罪発生情報や防犯対策に関する情報を、大学や専修学校、まちづくりに関する協定締結団体等に情報発信 ※数値はいずれも令和3年中のもの	66	生活安全総務課	300
(1)	埼玉県青少年健全育成条例の施行 【再掲No.245】	店舗への立入調査実施時に、以下について依頼 ○書店・古書店・コンビニエンスストア(計211店舗) …有害図書について区分陳列を依頼 ○インターネットカフェ等(計34店舗) …青少年がインターネットを閲覧する場合に、フィルタリングによる適切な閲覧制限等を依頼	3,399 【再掲】	青少年課	301
(1)	DVに関する調査研究 【再掲No.232】	相談・保護状況を踏まえ、被害実態の把握に努めた。 ・相談・保護状況による被害実態の把握	3,774 【再掲】	人権・男女共同参画課	302
(1)	子供の権利擁護事業費	・子どもの権利擁護委員会における案件の審議 委員 3人、調査専門員 4人 委員会開催回数 18回 ・子どもの権利擁護委員会のPRのため、カードを200,000枚作成し、県内の小学4年生、6年生及び中学2年生に配布した。 また、チラシを60,000部作成し、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校及び外国人学校に配布した。	4,330	こども安全課	303
(2)	検挙その他の適切な措置の推進	・人身安全関連事件は、社会的反響が大きく、この種事件に対する警察の捜査は非常に重要視されているが、平成31年の児童虐待捜査班設置に続いて、令和2年4月からは児童虐待指導係をデスクに置き、迅速的確な対応を図っている。	—	捜査第一課	304
(2)	関係機関との連携した被害者支援の実施 【再掲No.232】	関係機関と連携してDV被害者支援を行うため、関係機関連携会議、研修会等を開催した。 また、市町村の基本計画策定等を支援するため、会議、研修会等で助言や情報提供を行った。 ・DV対策関係機関連携会議の開催(2回) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催(2回) ・DV防止学校教育関係者研修会の開催 (動画配信により43人受講) ・DV被害者支援事例対応会議の開催(7回)	3,774 【再掲】	人権・男女共同参画課	305

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(2)	相談・保護体制の充実 【再掲No.232】	相談窓口において、被害者の状況に応じた助言、支援窓口等の情報提供を行った。また、相談体制充実のため、相談員等を対象とした研修会・検討会を実施した。 また、DV被害者等の適切な一時保護や一時保護委託を行った。 ・県相談機関におけるDV相談の実施(2,132件) ・カウンセラーによる専門相談(カウンセリング)の実施(9回) ・DV被害者支援担当者研修の開催(3回) ・DV被害者支援実務者新任研修の開催(1回) ・地区別事例検討会の開催(1回) ・職務関係者研修会への講師派遣(4回) ・一時保護の実施(54件) ・民間シェルター等への一時保護委託(11件) ・母子生活支援施設への保護依頼 ・被害者自立支援事業の実施(対象者 89人)	34,471 【3,774 再掲】	人権・男女共同参画課	306
(2)	母子・父子自立支援員設置費 【再掲No.97】	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行った。 ・相談支援 16,305件 ・研修 1回開催	818 【再掲】	少子政策課	307
(2)	精神科医によるスーパービジョンの受講	・埼玉県立精神医療センターの精神科医によるスーパービジョンの積極的な受講 19回延べ32人の職員を受講させた。 ・臨床心理士のための各種研修会への積極的な参加 臨床心理士が研修会に参加した。 令和3年度 1回参加(全1回)	298	警務課 (犯罪被害者支援室)	308
(2)	児童虐待ケア対策強化事業費	・一時保護所教育職員配置事業 学習指導員(非常勤)を県内4か所の一時保護所に2人ずつ配置し、一時保護中の児童の学習支援を行った。	1,080	こども安全課	309
(2)	児童相談所一時保護所費	緊急に保護を要する児童、行動観察を要する児童、短期的治療指導を要する児童を一時保護した。	213,177	こども安全課	310
(2)	被害直後における一時避難場所確保に係る費用負担	・DV被害者への一時避難費用の負担 (件数:20件、金額:227,720円) ※数値は令和3年度のもの	1,106	人身安全対策課	311
(2)	母子生活支援施設・助産施設 児童保護措置費	県及び市福祉事務所長が、母子(妊産婦)を母子生活支援施設(助産施設)に入所させた場合に必要となる費用を支弁した。	105,054	こども安全課	312
(2)	民間シェルターへの支援・育成 【再掲No.282】	民間シェルター等を運営する団体に対し、事業費の補助や支援を行った。 ・民間団体による継続的自立支援(5団体) ・民間団体への助成(5団体) ・自立支援サポーター養成講座(養成者20人) ・民間団体フォローアップ研修の実施(動画配信により159人受講)	29,388 【25,825 再掲】	人権・男女共同参画課	313
(2)	配偶者からの暴力(DV)被害者に対する県営住宅の短期入居制度等の実施	・県営住宅の短期入居制度等により、一時的かつ緊急避難的な居住先を提供した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、DV被害者に対する優遇措置を図った。 短期入居制度による入居件数 0件 DV被害者の優遇措置を受けて応募してきた世帯数 9世帯	-	住宅課	314
(2)	生活保護扶助費	福祉事務所において、DV被害者を含む要保護者に対して適正に扶助費を支給するとともに、関係機関と連携しながら自立助長のための支援を行った。	9,480,213	社会福祉課	315
(2)	子供の円滑な転編入学に向けた情報提供及び市町村教育委員会への支援	・転編入学の事由に、特別な事情(いじめ、学校不適應、家庭の事情(経済的な理由、DV、児童虐待など)、健康上の理由等)を認めている。 ・「彩の国公立高校ナビゲーション」は、インターネット及び携帯電話により、全国各地はもちろん、海外在住者にも県公立高校の転編入学の情報を提供した。	1,138	県立学校人事課	316
(2)	関係機関連携会議や合同研修会の開催	1 男女共同参画推進センター主催のデートDV防止(高校及び特別支援学校対象)講座、男女共同参画課主催のDV防止学校教育関係者研修会への参加(5回) 2 男女共同参画課と協力して作成した「デートDV防止啓発ハンドブック」(令和3年3月発行)の啓発	-	人権教育課	317
(2)	犯罪被害者支援室におけるDV被害者への対応 【再掲No.288】	・犯罪被害者専用相談電話、性犯罪相談ダイヤルによる被害相談の受理 犯罪被害者専用相談電話、性犯罪相談ダイヤルにおいて、DV事案の相談を受理した場合、管轄警察署、関係各課に即報するなどの対応を図った。	540 【再掲】	警務課 (犯罪被害者支援室)	318

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	相談体制の充実	けいさつ総合相談センターでは、相談係に合計12人(警察官8人(うち女性2人)、会計年度職員4人(うち女性2人))を配置し、相談対応を図った。 DV等の相談を受理するにあたり、男性女性に関わらず適切に相談に応じた。 令和3年中の県警全体の相談件数154,491件(前年比+9,942件)	—	広報課	319
(2)	警察安全相談体制の強化【再掲No.289】	○防犯指導班「ひまわり」による防犯指導等により自主防犯意識の醸成を図った。 ・幼稚園・保育園等における連れ去り被害防止、人形劇の実施 防犯指導回数365回、対象人数16,502人 ・大学生等対象とした性犯罪被害防止教室の実施 開催回数6回、対象人数736人 ・防犯対策に関する動画を作成し、YouTube(埼玉県警察公式チャンネル)に配信 ※数値はいずれも令和3年中のもの	— 【再掲】	生活安全総務課	320
(2)	犯罪被害者等支援体制の整備 促進事業費(性犯罪被害者支援の充実強化) 【再掲No.294】	・性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインの相談件数 1,808件 ・医療費助成 15件 ・法律相談(弁護士費用)支援 47件 ・県内基幹6病院による証拠採取や被害者の代替着衣の提供による支援 証拠採取キット使用 6件、代替着衣の提供 0件	19,662 【再掲】	防犯・交通安全課	321
(2)	DV対策の推進	・関係機関と連携した対応を実施(他機関への連絡:3,237件) ※数値は令和3年中のもの	—	人身安全対策課	322
(2)	DV対策の推進	・埼玉県男女共同参画課、婦人相談センター、さいたま市人権政策・男女共同参画課等と連絡会議、担当者研修会等を実施	—	人身安全対策課	323
(2)	DV対策の推進	・令和3年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、キャンペーンを実施するなどして女性と子供の人権についての意識啓発活動を行った。	—	人身安全対策課	324
(2)	DV防止に係る広報・啓発【再掲No.232】	DV防止に関する相談窓口やDVについて広く周知・意識啓発を行うため、各種事業を実施した。 ・啓発資料の作成・配布(デートDV防止啓発資料の作成、パンフレット72,000部、カード35,000部) ・県広報紙、県ホームページでの周知・啓発 ・ラジオでの広報 ・動画配信による啓発 ・DV防止フォーラムの実施(参加者46人) ・デートDV防止啓発講座の実施(専門家派遣5校) ・県政出前講座の実施(1回) ・外国人、障害者等への相談窓口周知(外国語併記啓発資料配布、外国語対応の相談窓口案内、音声コード付き啓発資料配布)	3,774 【再掲】	人権・男女共同参画課	325
(2)	ストーカー・DV対策の推進	1 ストーカー事案取扱状況 相談受理件数:1,112件《男性101人、女性1,011人》 ストーカー規制法による検挙件数:32件 他法令による検挙件数:67件 警告件数:70件 ※数値はいずれも令和3年中のもの 2 DV事案取扱件数 相談受理件数:6,132件《男性1,938人、女性4,194人》 保護命令違反による検挙件数:3件 他法令による検挙件数:600件 援助件数:1,372件 ※数値はいずれも令和3年中のもの 3 リーフレットの配布を実施 ストーカー、DVのリーフレットを配布し、警察署の相談窓口を設置した。 4 保護対策の実施 事案に応じ、携帯用緊急通報装置(ココセコム)等の貸与等、被害者の安全の確保を最優先に保護対策を実施	2,162	人身安全対策課	326
(3)	労働相談推進事業費【再掲No.60】	労働相談の実施 令和3年度相談件数 5,432件 インターネット労働相談 448件	502 【再掲】	雇用労働課	327

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(3)	セクシュアル・ハラスメントに対する相談体制の整備及び充実	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員の意識啓発と、苦情相談に対応するため、各所属に2人ずつセクシュアル・ハラスメント防止推進員を設置 セクシュアル・ハラスメント防止推進員が各職場において未然防止や苦情相談の対応を行えるよう、ハラスメント防止推進員研修を実施 自治人材開発センターによる研修（階層別研修等）を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解を深めた。 人事課及び職員健康支援課等にセクハラ苦情相談窓口を設置 弁護士にメールで相談できる外部相談窓口を設置 ハラスメントになり得るような言動について、匿名で通報できるハラスメント防止のための「お知らせ箱」を職員ポータル上に設置 	141	人事課	328
(3)	セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備	各所属でセクシュアル・ハラスメント防止推進員2人を指定するとともに、外部相談窓口を設置することで相談体制を整えた。また、推進員にハラスメント等の理解を深めてもらうため、所属研修を実施した。	—	総務課	329
(3)	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新任職員に対するハラスメント防止教養の実施 初任科生、一般職初任科に対し、ハラスメントの発生状況や相談窓口を周知する教養を実施 各種講習時等におけるハラスメント防止教養の実施 採用後3年目の職員に対する教養において、事例に基づくロールプレイング形式の教養を実施（4回男性192人、女性52人）、その他各種講習、任用科において教養を実施 ハラスメントに関する理解度測定を実施 令和3年6月 全職員を対象として、理解度測定を実施 ハラスメント相談員を指定した相談体制の確立 令和3年度秋季異動後、男性315人、女性222人 計537人 ハラスメント相談員に対する研修 コロナのため、教養資料等をポータルサイトに掲出し、各所属にて教養を実施（受講者計535人） ハラスメント相談窓口の周知徹底 ハラスメント防止教養時に相談窓口を周知、ポータルサイトへ相談窓口を掲出し、周知を図った。 	—	警務課	330
(3)	学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各県立学校に、苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会（「相談員等」という。）を置き、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談への対応や、防止推進を実施。 令和3年4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施。 	—	県立学校人事課	331
(3)	男女平等（セクシュアル・ハラスメント防止）教育資料（生徒用）の送付 【再掲No.262】	「セクシュアル・ハラスメント防止のために」を電子データにより県立学校及び市町村教育委員会に送付した。	— 【再掲】	人権教育課	332
(3)	社会福祉施設等指導費、介護事業者指導事業費	社会福祉施設などに対する実地指導や苦情通報などを通じてハラスメントが認められた場合、施設に対して是正の指導を実施した。	—	福祉監査課	333
(3)	男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲No.233】	<p>埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度受付件数1件 	1,267 【再掲】	人権・男女共同参画課	334
(4)	適切な性犯罪捜査の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月19日、捜査第一課に性犯罪捜査指導係が新設され（警部1人（兼務）、警部補4人）、従前の指導臨場や教養等の性犯罪捜査に関する業務を強化した。 これまで年1回実施してきた性犯罪捜査専科を年2回に増やし、性犯罪指定捜査員に対する教養も方面別で実施するなど、よりきめ細やかな指導を実施した。 性犯罪捜査マニュアルを作成して各署の捜査員に配布し、適切な性犯罪捜査を推進した。 	—	捜査第一課	335
(4)	先制・予防的活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 子供や女性を対象とする性犯罪等の発生を未然に防止するため、その前兆行為と捉えられる声かけ事案や、つきまとい行為等の段階で行為者を特定して検挙又は指導・警告を行う「先制・予防的活動」を積極的に推進。 	—	生活安全総務課	336

第2部 埼玉県の男女共同参画施策の実施状況

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(4)	性に関する指導普及推進事業【再掲No.252】	・「知識を活用する保健学習ー性に関する指導編・感染症編ー」、 「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) Web開催: 149人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場) 小学校: 42人参加、中学校11人参加、高等学校: 9人参加	628【再掲】	保健体育課	337
(4)	防犯環境整備事業費	重点犯罪等抑止対策(女性や子供を狙った犯罪への対策等)として、女性の安全・安心ネットワークの拡大を図り、女性等を狙った犯罪への対策について情報発信等を行い、防犯意識の向上を図った。 ・女性の安全安心ネットワーク 参加団体41団体 ・安全・安心ネットワーク通信の発行 2回	36,896	防犯・交通安全課	338
(4)	女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進【再掲No.300】	関係機関団体と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行った。 ・メールマガジン発信総数: 1,329件 ・子供対象情報発信件数: 861件 ・女性対象情報発信件数: 468件 ・防犯速報発信件数: 7件 ※子供対象声かけ等事案発生情報や防犯対策に関する留守情報を、協力団体や埼玉県教育局県立学校部保健体育科等に情報発信 ・SDN速報件数: 7件 ※女性対象の性犯罪発生情報や防犯対策に関する情報を、大学や専修学校、まちづくりに関する協定締結団体等に情報発信 ※数値はいずれも令和3年中のもの	66【再掲】	生活安全総務課	339
(4)	安心して被害を届け出られる環境づくり・女性の警察官による事情聴取	・捜査経験の浅い若手警察官に対し、性犯罪捜査実務能力向上と適切な被害者対応を学ぶための「新任性犯罪捜査専科」を実施した。受講者は25人(女性22人、男性3人)で、男女警察官が対象となっている。 ・新たに強行犯係の警部補・巡査部長を対象とした性犯罪捜査専科を令和3年11月に実施した。 ・各署で指定されている性犯罪指定捜査員に対し、年2回(6月、1月)の講習を方面別で実施し、適切な性犯罪捜査に関する教養を実施した。	—	捜査第一課	340
(4)	検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用支出	・検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用の確実な支出被害者等の経済的負担を軽減するために各種費用の公費負担を積極的に実施した。 令和3年度 1,300件、約688万円 ・職員に対する公的負担制度の周知徹底巡回指導や教養等を積極的に実施して、職員に対する公費負担制度の周知を図った。	6,632	警務課(犯罪被害者支援室)	341
(4)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費(性犯罪被害者支援の充実強化)【再掲No.294】	・性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインの相談件数 1,808件 ・医療費助成 15件 ・法律相談(弁護士費用)支援 47件 ・県内基幹6病院による証拠採取や被害者の代替着衣の提供による支援 証拠採取キット使用 6件、代替着衣の提供 0件	19,662【再掲】	防犯・交通安全課	342
(4)	被害者連絡制度	・被害者連絡制度の積極的な推進被害者等に対して事件の捜査状況や検挙状況、被疑者の処分状況等について、積極的に情報提供を実施した。 令和3年度 1,495人中1,494人に被害者連絡を実施(実施率99.9%)	—	警務課(犯罪被害者支援室)	343
(5)	児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法に基づく売買春及び児童買春対策の推進	・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取り締まりを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、248件、118人を検挙、被害児童155人(男7人、女148人)を保護、出会い系サイト規制法により1件、1人を検挙 ※数値は令和3年中のもの	—	少年捜査課	344
(5)	悪質な風俗関係事犯の取締り強化	・女性の性を売り物にする悪質な風俗店等を中心に、売春防止法等に基づく取締りを実施 風俗関係事犯検挙(売春防止法違反検挙件数: 3件、検挙人員2人)(風適法違反検挙件数: 22件、検挙人員22人) ※数値は令和3年中のもの	—	保安課	345
(5)	女性に対する暴力の問題に関する取組	・令和3年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、キャンペーンを実施するなどして女性と子供の人権についての意識啓発活動を行った。	—	人身安全対策課	346

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(5)	人権教育実践報告会の開催	「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、人権教育実践報告会を以下の5地区で開催し、人権教育の充実を図った。 ・東部地区 ・西部地区 ・南部地区 ・北部地区(児玉・大里) ・北部地区(秩父) ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策として書面開催とした。 (5地区合計1,967人)	2,025	人権教育課	347
(5)	女性の保護・支援 【再掲No.232・No.306】	相談窓口等に関する周知・啓発を行うため、各種事業を実施した。相談体制の充実のため、研修会や検討会を実施した。また、女性の保護・支援のため、一時保護を行った。 ・啓発資料の作成・配布(デートDV防止啓発資料の作成 パンフレット72,000部、カード35,000部) ・県広報紙、県ホームページでの周知・啓発 ・ラジオでの広報 ・動画配信による啓発 ・DV被害者支援担当者研修の開催(3回) ・DV被害者支援実務者新任研修の開催(1回) ・地区別事例検討会の開催(1回) ・職務関係者研修会への講師派遣(4回) ・県相談機関における相談事業の実施(2,132件) ・一時保護・緊急一時保護の実施(54件)	38,245 【再掲】	人権・男女共同参画課	348
(5)	子供と家庭電話相談事業費 【再掲No.113】	公認心理士、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日(祝日及び年末年始を除く)電話相談を実施した。	302 【再掲】	こども安全課	349
(6)	人身取引事犯に対する適切な対応の推進	・人身取引事犯の認知・被害者の早期把握に努めるため、リーフレットやポスターを各警察署や関係機関に配布し、人身取引事犯に係る相談窓口の周知を図った。 (人身取引被害者の保護取扱い：無し) ※令和3年中のもの	—	保安課	350
(6)	被害者の保護・支援 【再掲No.348】	被害者の保護・支援のため、相談・一時保護を行った。また外国人被害者支援のため、外国語併記の啓発資料配布等を行った。 ・県相談機関における相談事業の実施(2,132件) ・人身取引被害者の一時保護の実施(0件) ・外国語(10か国語)を併記した啓発リーフレットの配布 ・外国語対応している相談窓口の周知	38,245 【再掲】	人権・男女共同参画課	351
(6)	国籍国の大使館、出入国在留管理局との連絡調整	・事件認知時には、被疑者の検挙及び被害者の保護を迅速に行えるよう関係機関との連絡調整を実施。	—	国際捜査課	352
(7)	ストーカー・DV対策の推進 【再掲No.326】	1 ストーカー事案取扱状況 相談受理件数：1,112件《男性101人、女性1,011人》 ストーカー規制法による検挙件数：32件 他法令による検挙件数：67件 警告件数：70件 ※数値はいずれも令和3年中のもの 2 DV事案取扱件数 相談受理件数：6,132件《男性1,938人、女性4,194人》 保護命令違反による検挙件数：3件 他法令による検挙件数：600件 援助件数：1,372件 ※数値はいずれも令和3年中のもの 3 リフレットの配布を実施 ストーカー、DVのリーフレットを配布し、警察署の相談窓口に設置した。 4 保護対策の実施 事案に応じ、携帯用緊急通報装置(ココセコム)等の貸与等、被害者の安全の確保を最優先に保護対策を実施	2,162 【再掲】	人身安全対策課	353
(7)	警察安全相談体制の強化 【再掲No.289】	1 警察本部けいさつ総合相談センター及び各警察署に設置した相談窓口で警察安全相談を受理 受理件数：154,491件 ※数値は令和3年中のもの 2 女性警察職員の相談窓口配置 3 警察安全相談業務に専従している警察職員 警察本部 13人(うち女性4人) 警察署 124人(うち女性41人) ※数値はいずれも令和3年4月1日現在のもの 4 関係機関との連携の実施 各市町村DV担当課、県男女共同参画課等と連携 5 警察安全相談専従員研修の実施 警察安全相談業務に必要な知識と対応要領等の習得	— 【再掲】	生活安全総務課	354
(7)	再被害防止策	・再被害防止対策の徹底 警察署及び警察本部事件主管課と連携して再被害防止を徹底し、他の都道府県警察と緊密な連携を図り、被害者等対象者の保護対策を実施した。	99	刑事総務課	355

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(7)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費(性犯罪被害者支援の充実強化) 【再掲No.294】	・性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインの相談件数 1,808件 ・医療費助成 15件 ・法律相談(弁護士費用)支援 47件 ・県内基幹6病院による証拠採取や被害者の代替着衣の提供による支援 証拠採取キット使用 6件、代替着衣の提供 0件	19,662 【再掲】	防犯・交通安全課	356
(7)	相談及び啓発事業の実施 【再掲No.232】	相談窓口において、被害者の状況に応じた助言、支援窓口等の情報提供を行った。また、啓発資料の作成・配布を行った。 ・県相談機関における相談事業の実施(2,132件) ・若年女性向けリーフレットの配布	3,774 【再掲】	人権・男女共同参画課	357
(7)	ストーカー対策の推進	・ストーカー・DVのリーフレットを配布し、各警察署の相談窓口を設置	—	人身安全対策課	358
(8)	児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法に基づく売買春及び児童買春対策の推進 【再掲No.344】	・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取り締まりを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、248件、118人を検挙、被害児童155人(男7人、女148人)を保護、出会い系サイト規制法により1件、1人を検挙 ※数値は令和3年中のもの	— 【再掲】	少年捜査課	359
(8)	市町村児童相談体制強化事業 【再掲No.111】	市町村に対し職員の研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び早期かつ適切な対応の強化を図った。 ・キーパーソン養成事業：市町村職員など機関連携を図る職員を対象に研修を実施した。 ・市町村職員等の専門性向上事業：児童福祉司任用資格の認定講習会、保護者支援トレーナーの養成講座を実施した。 ・児相OB職員の市町村派遣事業：41市町に派遣した。	24,441 【再掲】	こども安全課	360
(8)	ネットトラブルサイト監視事業	サイト監視活動や他機関との連携により、学校での生徒指導体制の支援や保護者啓発を実施し、SNSや出会い系サイトなどでの性的被害の防止を含めたネットの危険性から子供を守る体制の充実を図った。 1 県立学校の生徒に関するサイト監視 2 県立学校8校を対象に保護者啓発講演会を実施	4,000	生徒指導課	361
(8)	出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する広報啓発活動の推進	・小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、出会い系サイトの利用禁止やSNSサイトの適正利用に関する広報啓発活動を継続的に実施 サイバーセキュリティ 講演実施回数：983回、受講人数：94,236人 ※数値は令和3年度のもの	—	サイバー犯罪対策課	362
(8)	非行防止対策の推進 【再掲No.280】	1 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止・薬物乱用教室を実施 非行防止実施回数：1,202回、受講人員：199,605人 薬物乱用防止教室実施回数：572回、受講人員：94,076人 ※数値はいずれも令和3年中のもの 2 生徒の非行が問題化した中学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施 派遣校数：延べ45校 ※数値は令和3年度のもの	188 【再掲】	少年課	363
(8)	青少年の非行・被害防止全国強調月間	青少年の非行・被害防止等を目的に、浦和駅において7月・11月にキャンペーン活動を実施	—	青少年課	364

基本目標Ⅷ

男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱11 生涯を通じた女性の健康支援

- 施策の基本的な方向
- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
 - (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - (4) 医療分野における女性の参画促進
 - (5) 女性のスポーツ活動支援

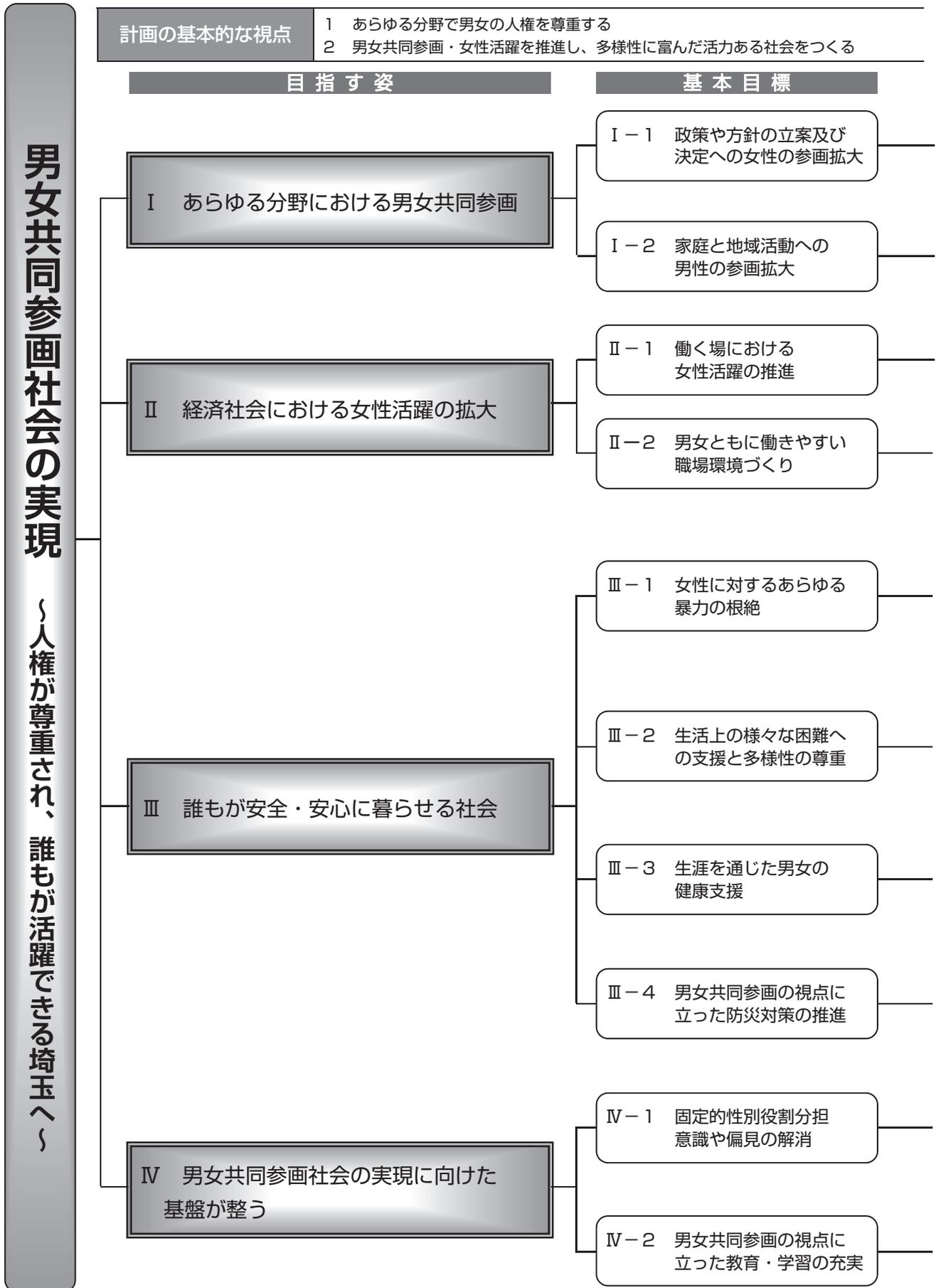
施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	思春期保健事業	助産師会埼玉県支部に委託し、思春期の身体や予期せぬ妊娠の防止、自己決定のためのロールプレイングなどを学ぶとともに、思春期保健関係者の連携のための研修を行った。大学巡回思春期講座2回、思春期保健セミナー4回、思春期保健研究会2回開催した。	1,080	健康長寿課	365
(1)	不妊専門相談事業	・埼玉医科大学病院に委託し、不妊治療に対する相談、専門的助言を行った。(相談件数47件) ・助産師会埼玉県支部に委託し、不妊に関する電話相談を行った。(相談件数279件)	5,103	健康長寿課	366
(1)	性に関する指導普及推進事業【再掲No.252】	・「知識を活用する保健学習一性に関する指導編・感染症編一」、 「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) Web開催:149人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場) 小学校:42人参加、中学校11人参加、高等学校:9人参加	628【再掲】	保健体育課	367
(2)	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修を実施した。各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取り組みを実施した。	1,434	健康長寿課	368
(2)	健康増進事業費	健康増進法に基づき、市町村が実施する健康教育等の健康増進事業の一部を補助した。	131,640	健康長寿課	369
(2)	性に関する指導普及推進事業【再掲No.252】	・「知識を活用する保健学習一性に関する指導編・感染症編一」、 「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) Web開催:149人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場) 小学校:42人参加、中学校11人参加、高等学校:9人参加	628【再掲】	保健体育課	370
(2)	にんしんSOS相談事業	予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる窓口「にんしんSOS埼玉」を開設し、学校や医療機関等と連携しながら妊娠期から子育て期まで継続支援を行う子育て世代包括支援センター等関係機関へつなげ、予期せぬ妊娠の世代間連鎖を断ち切るための相談業務を実施した。 ・相談件数2,594件(電話837件、メール1,757件)	13,371	健康長寿課	371
(2)	薬物乱用防止対策推進指導費	・不正大麻けし撲滅運動(けしの除去26,273本) ・ダメ。ゼッタイ。普及運動(キャンペーン3回) ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(キャンペーン9回) ・薬物乱用防止教室への講師派遣(172回) ・各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施(2回) ・保健所等による薬物依存症者や家族等からの相談受付(562件)	6,948	薬務課	372
(2)	薬物乱用防止教育研修会	公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施 年1回: Web開催:198人参加	229	保健体育課	373
(2)	青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.364】	青少年の非行・被害防止等を目的に、浦和駅において7月・11月にキャンペーン活動を実施	—【再掲】	青少年課	374
(2)	埼玉県小中学校食育指導力向上授業研究協議会	小・中学校における教職員の食に関する指導力の向上のための協議会を実施(県内5会場で実施)。 ・望ましい食習慣の形成を図るための授業の公開 ・指導方法の工夫・改善を図るための研究協議や講演会等 ・学習指導案集を、県内公立小、中、高等学校、特別支援学校、その他関係団体等に1,300部配布した。	550	保健体育課	375
(2)	埼玉県不妊治療費助成事業費	指定医療機関で行う不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図った。(助成件数7,082件)	2,532,070	健康長寿課	376
(2)	ウェルカムベイビープロジェクト	早期不妊検査、不育症検査、早期不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図った。(助成件数:早期不妊検査2,661件、不育症検査466件、早期不妊治療1,616件)	148,218	健康長寿課	377
(2)	高齢出産や妊娠中に働く女性への対策	各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応した。(相談件数17,868件)	—	健康長寿課	378

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(2)	安心できるお産環境支援事業費、救急医療対策費	1 母体・新生児搬送コーディネーター事業 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を運営した。 2 母体救命コントロールセンター運営事業 脳血管疾患などの重篤な合併症や出産後の大量出血など救命を必要とする妊産婦を受け入れるなどにより、必要な救命措置を行った。	77,797	医療整備課	379
(2)	周産期医療体制整備費	1 周産期医療対策事業費 周産期医療関係者の育成研修等を実施し、周産期医療体制の強化・充実を図った。 2 周産期医療施設運営費補助 各周産期医療施設の運営費の一部を補助した。 3 新生児搬送用保育器管理事業 新生児搬送用保育器を医療施設等に配置し、緊急時の迅速な新生児搬送を支援。安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図った。	1,031,042	医療整備課	380
(2)	健康長寿埼玉プロジェクト推進事業	・健康長寿市町村支援事業63市町村 ・埼玉県コバトン健康マイレージ実施団体49市町村、16保険者、46事業者	305,811	健康長寿課	381
(2)	県民健康福祉村運営費【再掲No.147】	健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として関係情報を収集・提供した。	178,977 【再掲】	健康長寿課	382
(2)	地域在宅歯科医療推進体制整備事業	1 在宅歯科医療推進拠点窓口における、地域住民からの歯科相談・訪問歯科診療の受診調整など 2 病院や施設等における口腔アセスメントの実施	126,172	健康長寿課	383
(2)	障害者等歯科保健医療推進事業	1 障害者施設、介護保険施設等職員に対する歯科口腔保健に関する指導、相談及び情報提供 5回 2 障害者施設、介護保険施設等の入所者等に対し、一定期間の口腔機能向上に関する訓練の実施 1施設、延べ125人 3 口腔機能向上訓練に関する普及啓発 4回、延べ107人	1,382	健康長寿課	384
(2)	糖尿病性腎症重症化予防対策事業	国民健康保険被保険者を対象に、市町村が受診勧奨や保健指導等を実施 共同事業52市町、独自事業11市町村	990	健康長寿課	385
(2)	がん対策総合推進事業	がん検診受診率及び精度の向上のため、がん検診の普及啓発等を行った。	10,171	疾病対策課	386
(2)	健康長寿計画推進事業	健康増進計画「埼玉県健康長寿計画」の進捗管理をし、外部有識者等による検討会議において評価検討を行った。(健康長寿計画推進検討会議1回開催)	309	健康長寿課	387
(2)	小児・AYA世代におけるがん対策推進事業費	目的：長期生存が可能となった小児がん・AYA世代の妊孕性（にんようせい）を温存し、将来子供を育む可能性を残すことでがんとの共生を推進した。 内容：妊孕性温存療法に要する費用の一部助成。妊孕性の温存に関する普及啓発など。 対象：43歳未満（所得制限なし） 効果：将来子供を産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもって治療に取り組める。 ・小児・AYA世代への妊孕性温存治療助成等 令和3年度申請件数64件（男性20件、女性44件） （※妊孕性の温存とは、若年がん等に対する治療により、将来妊娠の可能性が消失しない様に生殖能力を温存するという考え方）	15,727	疾病対策課	388
(3)	エイズ対策総合推進事業費	・エイズ、HIV感染に関する正しい知識の県民への普及啓発 ・保健所やエイズホットラインでの相談対応（相談件数：保健所3,018件、エイズホットライン847件）	13,040	感染症対策課	389
(3)	性に関する指導普及推進事業【再掲No.252】	「知識を活用する保健学習一性に関する指導編・感染症編一」、「新・なるほど保健学習」（県教育委員会作成）を活用した指導法研修会の実施（県内1会場）Web開催：149人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会（県内3会場）小学校：42人参加、中学校11人参加、高等学校：9人参加	628 【再掲】	保健体育課	390
(3)	青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.364】	青少年の非行・被害防止等を目的に、浦和駅において7月・11月にキャンペーン活動を実施	— 【再掲】	青少年課	391
(3)	薬物依存症家族教室	令和3年度は4クール（各4回）開催した。参加人数 延べ40人 ・1回目 「薬物依存症とは」 ・2回目 「ダルクの紹介、本人の回復について」 ・3回目 「家族の対応について」 ・4回目 「ナラノンの紹介、家族の回復について」	300	障害者福祉推進課	392
(3)	精神保健福祉相談	電話により相談予約を受け付け、依存症患者本人または家族などからの来所相談（面接）を実施している。 令和3年度 薬物依存問題の面接件数 延べ50件	—	障害者福祉推進課	393

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業実績	R3当初予算 (千円)	担当課	No.
(3)	依存症対策事業費（依存症拠点整備事業、依存症支援団体活用事業）	依存症治療拠点機関、依存症相談拠点機関等において、依存症に関する知識や情報の普及、関係機関と連携し患者や家族等に対する支援体制の推進を図った。 また、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症者を支援する民間団体に補助を行った。	4,923	疾病対策課	394
(3)	危険ドラッグ対策事業費	・危険ドラッグ販売疑いの店舗への監視指導 1件 ・危険ドラッグ販売インターネットサイトの監視 1,035件 ・危険ドラッグ販売インターネットサイトを対象とした買上検査 36検体 ・自動車教習所及び運転免許センターでの啓発活動（ポスター掲示依頼） ・地域の防犯ボランティアを活用した啓発活動 ・不動産業界団体との連携による啓発活動（ポスター掲示依頼） ・「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定 5回16物質	4,201	業務課	395
(3)	薬物乱用防止教育研修会【再掲No.373】	公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施 年1回：Web開催：198人参加	229 【再掲】	保健体育課	396
(3)	薬物乱用対策の推進	薬物事犯の検挙	—	薬物銃器対策課	397
(3)	妊婦への喫煙防止の促進	ホームページや母子健康手帳を活用して、喫煙が妊婦へ及ぼす健康の影響についての情報提供を行った。	1,542	健康長寿課	398
(4)	女性医師就業支援事業	・女性医師就業支援相談窓口運営事業 「埼玉県女性医師支援センター」の運営 相談件数24件 ・女性医師代替職員活用事業費補助 7病院43人	13,650	医療人材課	399
(4)	新人看護職員定着支援事業費【再掲No.23】	・新人看護職員研修事業費補助 128施設に交付 ・新人看護職員合同研修 19回 ・新人看護職員指導者研修 10回	73,343 【再掲】	医療人材課	400
(4)	看護職員就業支援事業費【再掲No.24】	・ナースセンター事業 (1) 無料職業紹介事業 再就職者1,443人 (2) 働きやすい職場づくり支援事業 ア ラインケア研修 1回 イ セルフケア研修 6回実施 ・再就職技術講習会 9回実施	26,613 【再掲】	医療人材課	401
(5)	県民総合スポーツ大会開催事業	男女別、レディース部門の大会を実施し、女性がスポーツに参加しやすい、多様なスポーツ・レクリエーションの機会を提供した。 県民参加型のスポーツフェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は中止となった。	7,444	スポーツ振興課	402
(5)	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	女性のスポーツ参加を促進するため、一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動の場や手軽にスポーツが始められる環境づくりを推進した。 ・多種目、多世代、多志向である総合型地域スポーツクラブが、女性を対象とした教室やイベントを開催した。	5,400	スポーツ振興課	403
(5)	スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業	・体力・運動能力に優れた素質を持つ県内児童生徒を発掘し、発掘した児童 生徒や県内トップアスリートに対して、年代や性別に応じてスポーツ科学を活用した育成環境を提供することにより、将来オリンピックなどの国際大会で活躍し、県民に夢と感動を与えるトップアスリートを誕生させることを目的に実施。 ・アスリートサポートとして、女性特有の課題を抱える女子選手や指導者に対し、専門スタッフによる総合的なサポートを行い、競技力向上を支援した。	37,809	スポーツ振興課	404
(5)	女性アスリートに対するセクシャル・ハラスメントの防止	（公財）埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、女性アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付けている。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに同協会と連携しながらハラスメントの防止に努めた。	—	スポーツ振興課	405
(5)	女性スポーツ指導者の育成	（公財）埼玉県スポーツ協会との共催でスポーツ指導者研修会を実施。 各競技団体に対し、女性指導者の育成に努めるよう働きかけた。	—	スポーツ振興課	406
(5)	運動部活動における女子生徒への適切な支援	・運動部活動指導者講習会、体育実技指導者講習会等において、女子生徒の指導における配慮などについても触れて説明した。 ・「運動部活動指導資料（三訂版）」に、女子部員への配慮についての項目を立て、Q&A形式で盛り込み、各学校に配布したり、ホームページ上に公表した。	—	保健体育課	407
「埼玉県男女共同参画基本計画」関連事業における 令和3年度当初予算額合計（単位：千円） ※ 再掲を除く			237,128,546		

2 「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4年度～令和8年度)の推進

(1) 計画の体系(計画期間:令和4年度～令和8年度)



- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
- (4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

- (1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
- (2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
- (3) 子育ての社会的支援
- (4) 介護の社会的支援

- (1) 女性の就業・復職・起業支援
- (2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
- (3) 女性活躍に関する情報発信

- (1) 多様な働き方の推進
- (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止
- (3) 様々な就業形態における就業環境の整備

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
- (4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (6) ストーカー行為などへの対策の推進
- (7) 人身取引対策の推進
- (8) 売買春への対策の推進

- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
- (2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (3) 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
- (2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (5) 医療分野における女性の参画拡大
- (6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

- (1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
- (4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

(2)「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4年度～令和8年度)の主な関連事業・令和4年度概要

目指す姿 I あらゆる分野における男女共同参画

基本目標 I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

- 施策の基本的な方向
- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
 - (4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	埼玉県男女共同参画審議会の開催	「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進状況の検討を行うため審議会を開催する。	1,135	人権・男女共同参画課	1
(1)	「審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱」の推進	目標値である女性の委員の割合42.0%の達成に向け、登用を引き続き促進する。	—	人権・男女共同参画課	2
(1)	推薦団体への協力要請	県審議会等において各関係団体に委員の推薦を依頼する場合には、できる限り女性の適任者の推薦に配慮するよう促す。	—	人権・男女共同参画課	3
(1)	女性の学識経験者の登用促進	県審議会等において女性の学識経験者の登用の促進を図る。	—	人権・男女共同参画課	4
(1)	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	「人事異動方針」において、女性職員の能力、適性等を評価した積極的な登用を明記するとともに、その職域拡大や管理職への登用に努める。	2,978	人事課	5
(1)	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進【再掲No5】	<ul style="list-style-type: none"> ・主任級・主査級・主幹級の女性職員を対象に、管理職としての意識・能力の向上のための研修を実施する。 ・キャリア形成に関する課題や悩みを相談したい職員(メンティ)が、面談等を通じて先輩職員(メンター)から支援・助言を受けられる制度を実施する。 ・キャリアアップに向けた職員の悩みや相談等に専門的見地から応じるため、希望者への個別のキャリアカウンセリングを実施する。 	2,978【再掲】	人事課	6
(1)	県庁の魅力ややりがいの発信	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページにおいて、県庁における管理職の女性割合等を公表し、情報公開に努める。 ・女性活躍職員紹介リーフレットをホームページに掲載し、女性職員へのインタビューや出産・育児の休暇制度を紹介することによって、就職を控えた女性に情報発信する。 ・合格者向け説明会では、休暇制度や子育て支援制度、職員の育児休業取得率について紹介し、子育てのしやすい職場であることをアピールする。 	—	人事課	7
(1)	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	管理職への女性の積極的な登用と並行して、これまで女性の配置がなかったポストへも能力・適性に応じ、積極的に女性職員の配置を進める。	—	教育局総務課	8
(1)	女性の校長・教頭管理職への登用促進	公立高校及び県立特別支援学校において、女性管理職の積極的な登用を図る。	—	県立学校人事課	9
(1)	女性の校長・教頭管理職への登用促進	市町村立小中学校、市立特別支援学校において、女性管理職の積極的な登用を図る。	—	小中学校人事課	10
(1)	管理職としての意識・能力の向上のための研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・より多様な先輩職員のロールモデルの提示や、女性職員の不安や悩みを共有できる研修等の場を設け、女性職員のキャリアプランニングを支援する。 ・行政職採用1年目研修におけるキャリアプラン研修を実施する。 	—	教育局総務課	11
(1)	登載者研修や管理職研修における意識向上	<ul style="list-style-type: none"> 以下の研修で働き方改革の推進や育児休業等の取得しやすい環境整備などについて周知することで、管理職等の意識向上を図る。 ・新任主幹教諭研修会(6月)、管理職候補者名簿登載者研修会(7月)、4年次副校長・教頭研修会(8月) 	92	県立学校人事課	12
(1)	登載者研修や管理職研修における意識向上	<ul style="list-style-type: none"> 以下の研修で働き方改革の推進や育児休業等の取得しやすい環境整備などについて周知することで、管理職等の意識向上を図る。 ・教頭候補者1・2年次研修及び3年次以降研修、校長候補者1年次研修及び2年次以降研修 	—	小中学校人事課	13

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	女性職員の活躍の推進	・適材適所による登用を推進 ・ライフイベントを考慮したキャリア形成支援 ・男性職員の家事、育児参画を促進	—	警務課	14
(1)	女性職員の積極的な採用	・女性警察官志望者限定の採用イベントの開催 ・WebセミナーやSNSを活用した募集活動の実施 ・女性警察官志望者向けの募集ガイドの作成	1,837	警務課	15
(1)	幹部登用の促進	・女性職員のキャリア形成に関する意識を高める研修の実施	—	警務課	16
(1)	DX推進事業	県民がデジタル化のメリットを実感できるような行政サービスを計画的かつ効率的に提供するとともに県の業務の効率化を図ることを目的として、業務のペーパーレス化、行政手続きの電子化などを進め、埼玉県行政のデジタルトランスフォーメーションの実現を目指す。	752,324	行政・デジタル改革課	17
(2)	県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供	市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査を行い、その結果を市町村に提供することで、市町村における女性の登用等を促進する。	—	人権・男女共同参画課	18
(2)	女性の貧困問題支援事業（「女性の貧困」脱却サポーターへの支援）	・女性リーダー育成講座【全9回 令和4年7月～令和5年3月】 ・女性リーダーフォローアップ講座	2,015	人権・男女共同参画課	19
(2)	女性の貧困問題支援事業（市町村の取組支援）	初任者研修・専門研修・地域別研修（防災）・課題別研修	78	人権・男女共同参画課	20
(2)	市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援	市町村から各審議会の公募について情報を集め、人権・男女共同参画課HP等において周知する。	—	人権・男女共同参画課	21
(2)	埼玉県荻野吟子賞	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。	496	人権・男女共同参画課	22
(2)	多様な働き方推進事業	女性も男性も仕事と子育てなどを両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。	37,227	多様な働き方推進課	23
(2)	男女共同参画推進センター運営費	・開設20周年記念イベント開催（6月）（男女共同参画週間記念事業に位置付け） ・多様性を考える男女共同参画講演会（10月） ・県政出前講座（男女共同参画基礎講座） ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催（2月）	1,960	人権・男女共同参画課	24
(2)	男女共同参画基本計画の普及促進	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図る。	871	人権・男女共同参画課	25
(2)	県政出前講座	県政出前講座（男女共同参画基礎講座）	—	人権・男女共同参画課	26
(3)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.24】	・開設20周年記念イベント開催（6月）（男女共同参画週間記念事業に位置付け） ・多様性を考える男女共同参画講演会（10月） ・県政出前講座（男女共同参画基礎講座） ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催（2月）	1,960【再掲】	人権・男女共同参画課	27
(4)	男女共同参画推進センター運営費	・情報ライブラリーの運営 ・広報誌の発行 ・男女共同参画パネル貸出	3,373	人権・男女共同参画課	28
(4)	普及活動推進事業	・普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者とさいたま農村女性アドバイザーの認定を推進する。 ・女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進する。 ・農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行う。	51,912	農業支援課	29
(4)	女性の貧困問題支援事業（「女性の貧困」脱却サポーターへの支援）【再掲No.19】	・女性リーダー育成講座【全9回 令和4年7月～令和5年3月】 ・女性リーダーフォローアップ講座	2,015【再掲】	人権・男女共同参画課	30
(4)	女性の貧困問題支援事業	・女性の貧困問題講演会（7月）	564	人権・男女共同参画課	31
(4)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.24】	With You さいたまフェスティバルの開催（団体交流支援）	1,960【再掲】	人権・男女共同参画課	32

目指す姿 I あらゆる分野における男女共同参画

基本目標 I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

- 施策の基本的な方向
- (1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
 - (2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
 - (3) 子育ての社会的支援
 - (4) 介護の社会的支援

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	生活習慣改善支援事業	食に関わる地域ボランティアである「埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会」が、男性を含めた料理教室を実施する。	286	健康長寿課	33
(1)	生涯学習情報発信事業(生涯学習ステーション)	ホームページで「男女共同参画」に関する指導者情報を提供する。	—	生涯学習推進課	34
(1)	男女共同参画推進センター運営費	男性相談(月2回)	2,277	人権・男女共同参画課	35
(1)	男性の育休取得促進事業	・男性の育休取得促進のための研修の実施 30社 ・男性育児休業等推進宣言企業の募集とPR ・男性育休取得促進等に取り組むモデル企業に奨励金を支給 18社	14,493	多様な働き方推進課	36
(1)	埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく施策の推進	・「子育て応援総合サイト」及び「男性職員向け子育て応援サイト」の運営 ・「子育てのための休暇取得プログラム」の実施 ・「育児の日」の実施 ・育児休業中の職員の研修参加の実施 ・リモートアクセスの運営 ・育児休業取得に対する不安を解消し、理解を深めるため、人づくり広域連合と連携し、育児休業等支援研修を実施	—	人事課	37
(1)	男性職員の育児参画	・家事、育児をすることの重要性の理解を深める男性向け研修を実施	—	警務課	38
(1)	男性職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進	・男性職員の育休取得意向調査をもとに、子の出生状況を把握し、具体的な取得計画の作成や管理職との面談を行うことで、男性職員の育児休業等の取得を積極的に働きかける。 ・男性の育児休業体験談を「子育て応援総合サイト(埼玉県教育委員会)」に掲載する。	—	教育局総務課	39
(1)	男性職員の育児休業取得促進	・育児休業を取得しやすい環境を整備し、育児休業取得を促進	—	警務課	40
(1)	「子育てのための休暇取得プログラム」の作成	・配偶者の出産に伴い、「子育てのための休暇取得プログラム」を作成することで、計画的に育児休業等を取得できるようにする。	—	教育局総務課	41
(1)	女性の貧困問題支援事業(「女性の貧困」脱却サポーターへの支援【再掲No.19】)	・女性リーダー育成講座【全9回 令和4年7月～令和5年3月】 ・女性リーダーフォローアップ講座	2,015【再掲】	人権・男女共同参画課	42
(1)	NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業	NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」及び「共助スタイル」の運営	1,680	共助社会づくり課	43
(1)	福祉ボランティア活動支援事業費	ボランティア活動のきっかけづくりを推進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施するボランティア体験学習事業に要する経費に対して助成を行う。	18,744	社会福祉課	44
(1)	県政出前講座	県政出前講座 (①男女共同参画基礎講座・②災害・防災と男女共同参画)	—	人権・男女共同参画課	45
(1)	埼玉未来大学等運営による高齢者活動支援事業	埼玉未来大学を運営する(公財)いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援する。	89,718	共助社会づくり課	46
(2)	働く女性のワンストップ支援拠点事業	働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。	248,325	人材活躍支援課	47
(2)	家庭教育支援推進事業	・「埼玉県家庭教育アドバイザー」を学校や民間企業等に派遣し、親が親として育ち、力をつけるための「親の学習」などを行う。	2,901	生涯学習推進課	48

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.24】	・開設20周年記念イベント開催(6月)(男女共同参画週間記念事業に位置付け) ・多様性を考える男女共同参画講演会(10月) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催(2月)	1,960 【再掲】	人権・男女共同参画課	49
(2)	新しい働き方支援事業	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営	28,792	多様な働き方推進課	50
(2)	男性の育休取得促進事業 【再掲No.36】	・男性の育休取得促進のための研修の実施 30社 ・男性育児休業等推進宣言企業の募集とPR ・男性育休取得促進等に取り組むモデル企業に奨励金を支給 18社	14,493 【再掲】	多様な働き方推進課	51
(2)	・新しい働き方支援事業 ・テレワーク再構築支援事業	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・経営課題解決に向けたテレワーク活用方法を示した業種別ガイドラインの作成	63,110	多様な働き方推進課	52
(2)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	女性も男性も仕事と子育てなどを両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	53
(2)	男性の育休取得促進事業 【再掲No.36】	・男性の育休取得促進のための研修の実施 30社 ・男性育児休業等推進宣言企業の募集とPR ・男性育休取得促進等に取り組むモデル企業に奨励金を支給 18社	14,493 【再掲】	多様な働き方推進課	54
(2)	児童福祉行政事務費	埼玉県子育て応援行動計画等を審議する児童福祉審議会の開催	12,859	少子政策課	55
(2)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	56
(2)	社会福祉施設人材定着化事業のうち、子育て支援事業	働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対し産休代替職員等の給与負担を補助する。 対象施設：民間社会福祉施設(政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く)	10,209	社会福祉課	57
(2)	看護職員就業支援事業費	未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会：28回予定	32,499	医療人材課	58
(2)	企業内保育所設置等促進事業	女性が出産後も継続して働き続けられる環境を整備するため、企業に保育所の整備費及び運営費を補助する。 ・企業内保育所の整備に対する補助 4か所 ・企業内保育所の運営に対する補助 7か所 ・企業内保育所を設置、運営している企業担当者をアドバイザーとして委嘱し、設置を希望する企業の課題解決を支援	36,137	多様な働き方推進課	59
(2)	埼玉県荻野吟子賞 【再掲No.22】	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。	496 【再掲】	人権・男女共同参画課	60
(2)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	女性の「働く」を応援するワンストップサイト上にて、働く女性を応援している企業のインタビュー形式の事例を紹介する。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	61
(2)	①鉄道整備要望 ②ノンステップバス導入促進事業 ③みんなに親しまれる駅づくり事業	①県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行う。 ②ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をする。 ③エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリーを進める市町村に対して、設置費用の一部を補助する。(2市2駅2施設)	42,300	交通政策課	62
(2)	街路整備費、社会資本整備総合交付金(改築)事業費など17事業	圏央道などの高規格道路のインターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路整備や渋滞解消を目的としたバイパス整備及び地域の生活を支える身近な道路整備を推進している。	20,348,627	道路街路課	63

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	・保育対策緊急整備事業費 ・認可外保育施設指導監督費	認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備に係る経費を補助する。 ・市町村に対する助言指導 ・認可外保育施設の保育従事者に対する研修(1回開催) ・幼児教育無償化に係る事務費を市町村に対して助成する。	1,257,065	少子政策課	64
(3)	企業内保育所設置等促進事業【再掲No.59】	女性が出産後も継続して働き続けられる環境を整備するため、企業に保育所の整備費及び運営費を補助する。 ・企業内保育所の整備に対する補助 4か所 ・企業内保育所の運営に対する補助 7か所 ・企業内保育所を設置、運営している企業担当者をアドバイザーとして委嘱し、設置を希望する企業の課題解決を支援	36,137【再掲】	多様な働き方推進課	65
(3)	保育所地域子育て支援事業費	子育て支援及び保育に対する多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病児保育の実施に必要な経費を市町村に対し補助する。	1,518,764	少子政策課	66
(3)	預かり保育推進事業	開園日の4/5以上の日数で1日2時間以上、通常の保育日に預かり保育を実施している幼稚園に補助を行っている。	514,910	学事課	67
(3)	放課後児童健全育成事業費	放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対し経費の一部を助成する。放課後児童支援員に対する研修、市町村及び放課後児童クラブへの実地検査を実施する。	6,557,904	少子政策課	68
(3)	放課後子供教室推進事業	・市町村が実施する放課後子供教室への支援 ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所、各2回実施 ・通信等の作成による普及・啓発 ・コーディネーター研修会の実施 ・地域学校協働活動推進フォーラムの実施	237,840	生涯学習推進課	69
(3)	地域子育て支援事業費	地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター及び利用者支援事業の設置を推進する。また、無償化への対応やオンラインの活用促進により地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感を緩和して子どもの健やかな育ちを促進する。	1,485,894	少子政策課	70
(3)	保育士確保推進事業	求人サイトの運営やSNSによる情報発信、県内保育所等に就職する新卒保育士及び潜在保育士に対する就職準備金の貸付を行うことにより保育士の確保を図る。	95,376	少子政策課	71
(3)	幼稚園教育振興・充実事業	・埼玉県幼稚園等新規採用教員研修 運営協議会 年間1回 園外研修 年間10日、園内研修 年間10日 ・埼玉県幼稚園等主任教諭等研究協議会 ・公立幼稚園指導者派遣事業	6,287	義務教育指導課	72
(3)	保育士研修等事業	保育士の専門性を高める研修や子育て支援に必要な知識や技能等を修得する研修等を実施する。	675,343	少子政策課	73
(3)	保育士・保育所マッチング支援事業	潜在保育士等の就職支援を行う保育士・保育所支援センターの運営を行うとともに、潜在保育士名簿の管理・更新及び保育の質確保とブランク解消のための復職支援プログラムを実施する。	15,131	少子政策課	74
(3)	・ひとり親家庭福祉推進事業費 ・母子・父子福祉センター管理運営事業費(就業支援専門員設置事業) ・ひとり親家庭自立支援事業費 ・児童扶養手当給付費 ・母子父子寡婦福祉資金貸付費	・ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業(市町村補助) (5) 生活向上事業(市町村補助) (6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (8) ひとり親家庭スタートアップ支援事業 ・支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催する。 ・ポケットブック「まいたま」にひとり親家庭に関する情報を掲載し、スマホを活用した情報発信を行う。 ・家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給する。 ・就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施する。 ・母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図る。	2,926,553	少子政策課	75
(3)	乳幼児医療費支給事業	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。	2,703,559	国保医療課	76

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.47】	家計急変やシングルマザー等就業を急ぐ女性を対象に、面談相談から職業紹介まで迅速に対応する早期就業支援を行う。	248,325【再掲】	人材活躍支援課	77
(3)	ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費	母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など）	32,002	産業人材育成課	78
(3)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.24】	・開設20周年記念イベント開催（6月）（男女共同参画週間記念事業に位置付け） ・多様性を考える男女共同参画講演会（10月） ・県政出前講座（男女共同参画基礎講座） ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催（2月）	1,960【再掲】	人権・男女共同参画課	79
(3)	地域子育て支援事業費（地域子育て支援拠点事業 子育て支援DX推進事業）	地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対し、運営費を助成する。 また、地域子育て支援拠点にオンラインによる子育て支援の導入を支援するための研修事業を実施する。	1,279,080	少子政策課	80
(3)	埼玉版ネウボラ推進事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能拡充を図るため設置運営する市町村へ補助を行う。	268,995	健康長寿課	81
(3)	SNSを活用した児童虐待相談事業	子育ての悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	49,421	こども安全課	82
(3)	地域子育て支援事業費（利用者支援事業）	利用者支援事業を実施する市町村に対して、運営費を助成する。	76,078	少子政策課	83
(3)	不登校支援サイトの運営	「子供たちとその保護者のための不登校支援サイト」を設け、関係機関先や不登校支援の動画、保護者や当事者の体験談等を掲載し、情報提供を行う。	—	生徒指導課	84
(3)	住宅居住支援推進事業費（単位事業名：子育て応援住宅認定事業）	子育てに配慮した良質な住宅の普及を促進するため、一定の基準を満たす住宅を子育て応援住宅として認定する。	239	住宅課	85
(3)	パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月末を迎えるまでの子供を持つ家庭及びこれから出産予定の家庭が「優待カード」を提示することで、協賛企業・店舗、施設等が割引などの特典を提供する。企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」「子供を持って良かった」と実感できる社会づくりを進める。	11,278	少子政策課	86
(4)	介護サービス事業者に対する適正指導	介護サービス事業者に対する指導を適正に行うことにより、事業における透明性の確保、質の向上を図る。	—	高齢者福祉課	87
(4)	介護事業者指導事業費	介護保険サービス提供事業者に対する運営指導を実施し、その質の向上を図る。	5,873	福祉監査課	88
(4)	介護支援専門員支援養成研修事業	介護支援専門員等に対し、法定研修や介護の専門知識・技術を習得し、資質向上を目指す研修を実施する。	5,117	高齢者福祉課	89
(4)	(1) 高等技術専門学校訓練等推進事業費の一部 (2) 産学官連携による在職者訓練 (3) 委託訓練事業費の一部	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。 (3) 介護分野の職業訓練を実施。	2,039,046	産業人材育成課	90
(4)	市町村介護保険財政支援事業費	要介護者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営めるように国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護給付を行う。	89,211,701	地域包括ケア課	91
(4)	特別養護老人ホーム等整備事業費	社会福祉法人等へ施設整備費を助成することにより、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、老朽化した特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの居室環境等の改善を図り、要介護高齢者の福祉の向上を図る。	2,519,776	高齢者福祉課	92

目指す姿 Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ-1 働く場における女性活躍の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 女性の就業・復職・起業支援
 - (2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
 - (3) 女性活躍に関する情報発信

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.47】	働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施する。	248,325【再掲】	人材活躍支援課	93
(1)	埼玉しごとセンター推進事業	・キャリアコンサルティングの実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 ・企業面接会の実施	190,391	雇用労働課	94
(1)	女性の貧困問題支援事業（シングルマザー等への支援）	・生き方セミナー（年8回） ・グループ相談会（年8回）	4,363	人権・男女共同参画課	95
(1)	・働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.47】 ・女性のデジタル人材育成推進事業	働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 また、子育てなどで離職している女性を対象に、女性のデジタル人材育成講座を開催し、就業までを一体的に支援していく。	292,375【248,325 再掲】	人材活躍支援課	96
(1)	働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.47】	女性活躍推進連携会議において、委員である経済団体等を通じた企業等への女性活躍推進の働き掛けを実施する。	—	人材活躍支援課	97
(1)	働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.47】	仕事と家庭の両立やキャリアアップを目指して頑張る女性を応援するため、良き相談相手として経済団体等から推薦いただいた女性管理職等がメンターとして活動する。	248,325【再掲】	人材活躍支援課	98
(1)	(1) 高等技術専門学校訓練等推進事業費の一部 (2) 産学官連携による在職者訓練 (3) 委託訓練事業費の一部【再掲No.90】	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。 (3) 1か月～24か月の委託訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など）。	2,039,046【再掲】	産業人材育成課	99
(1)	委託訓練事業費の一部【再掲No.90】	託児サービス付き職業訓練を実施。	2,039,046【再掲】	産業人材育成課	100
(1)	高等技術専門学校の募集・広報活動	高等技術専門学校においてオープンキャンパス（体験付き、施設見学会、入校相談会）を実施。	—	産業人材育成課	101
(1)	(1) 女性起業家支援事業（創業・ベンチャー支援事業費の一部） (2) 創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費（創業・ベンチャー支援事業費の一部）	(1) ・女性によるビジネスプランコンテストの開催 ・女性創業支援チームによる集中支援 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 (2) ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応 ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催	47,316	産業支援課	102
(1)	中小企業制度融資事業費（起業家育成資金）	・県制度融資において、新たに開業しようとする者等に対して事業に必要な資金を融資するため、「起業家育成資金」を設けている。	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 100億円	金融課	103
(1)	小規模事業経営支援推進費のうち、青年部・女性部活動事業費	県内商工会・商工会議所女性部における研修会、講習会、交流会を通して、女性の地域リーダーとしての意識高揚を図る。女性部独自の広報誌の発行を通して、情報交換及び女性部のPRを図る。	2,700	産業労働政策課	104

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	・農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について ・農業協同組合等検査指導事業	・農業委員・農地利用最適化推進委員の男女別の人数を把握する。 ・農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画を策定する。 ・各関係機関及び関係団体と連携し、幅広く女性登用を推進する。 ・女性農業委員登用率30%の目標に向け、毎年の登用状況を踏まえ割合の少ない農業委員会に対し重点的に推進を強化する。 ・年度末に各農業委員会の女性登用の取組状況をとりまとめる。 ・農業協同組合役員の男女別の人数を把握する。 ・農業協同組合の女性役員登用目標及び取組計画の有無等を把握する。 ・農業協同組合への事業ヒアリング時に、女性正組合員への参画推進や役員改選時に女性役員の登用を進めるなど、女性活躍の拡大・推進を図るよう働きかけを行う。	—	農業政策課	105
(1)	普及活動推進事業 【再掲No.29】	・普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者とさいたま農村女性アドバイザーの認定を推進する。 ・女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進する。 ・農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行う。	51,912 【再掲】	農業支援課	106
(1)	農業法人グレードアップ事業のうち、女性農業者活躍支援事業	地域を牽引するような女性農業者のリーダーを育成するとともに、地域の実情に応じた女性農業者の活躍を促進する。	11,864	農業支援課	107
(1)	(1) 高等技術専門学校訓練等推進事業費の一部 (2) 委託訓練事業費の一部 【再掲No.90】	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。 (2) 1か月～24か月の委託訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など）。	2,039,046 【再掲】	産業人材育成課	108
(1)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるため、女性の「働く」を応援するワンストップサイトを運営する。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	109
(1)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における女性活躍を推進する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	110
(1)	埼玉県荻野吟子賞 【再掲No.22】	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。	496 【再掲】	人権・男女共同参画課	111
(1)	建設工事に係る競争入札参加資格審査の格付け	女性活躍・子育て支援 次のいずれかの条件を満たす者を入札参加資格の格付審査において加点する。 資格審査申請日現在において次の条件を満たす者 ・従業員100人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣（労働局長）に届出し、又は同法第13条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者 ・従業員100人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣（労働局長）に届出し、又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者 ・県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者	—	入札審査課	112
(1)	建設工事に係る総合評価方式の加点評価	埼玉県総合評価方式活用ガイドラインにおいて、引き続き「多様な働き方実践企業の認定」を評価項目とする。	—	建設管理課	113
(2)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	女性も男性も仕事と子育てなどを両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	114

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	男性の育休取得促進事業 【再掲No.36】	・男性の育休取得促進のための研修の実施 30社 ・男性育児休業等推進宣言企業の募集とPR ・男性育休取得促進等に取り組むモデル企業に奨励金を支給 18社	14,493 【再掲】	多様な働き方推進課	115
(2)	・新しい働き方支援事業 ・テレワーク再構築支援事業 【再掲No.52】	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・経営課題解決に向けたテレワーク活用方法を示した業種別ガイドラインの作成	63,110 【再掲】	多様な働き方推進課	116
(2)	児童福祉行政事務費 【再掲No.55】	埼玉県子育て応援行動計画等を審議する児童福祉審議会の開催	12,859 【再掲】	少子政策課	117
(2)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	118
(2)	社会福祉施設人材定着化事業のうち、子育て支援事業 【再掲No.57】	働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対し産休代替職員等の給与負担を補助する。 対象施設：民間社会福祉施設（政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く）	10,209 【再掲】	社会福祉課	119
(2)	看護職員就業支援事業費 【再掲No.58】	未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会：28回予定	32,499 【再掲】	医療人材課	120
(2)	企業内保育所設置等促進事業 【再掲No.59】	女性が出産後も継続して働き続けられる環境を整備するため、企業に保育所の整備費及び運営費を補助する。 ・企業内保育所の整備に対する補助 4か所 ・企業内保育所の運営に対する補助 7か所 ・企業内保育所を設置、運営している企業担当者をアドバイザーとして委嘱し、設置を希望する企業の課題解決を支援	36,137 【再掲】	多様な働き方推進課	121
(2) (3)	・働く女性のワンストップ支援拠点事業 ・女性のデジタル人材育成推進事業 【再掲No.96】	働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初心者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 また、子育てなどで離職している女性を対象に、女性のデジタル人材育成講座を開催し、就業までを一体的に支援していく。	292,375 【再掲】	人材活躍支援課	122
(2)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.97】	女性活躍推進連携会議において、委員である経済団体等を通じた企業等への女性活躍推進の働き掛けを実施する。	— 【再掲】	人材活躍支援課	123
(3)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	・働く女性向けに、女性経営者の特別講座を開催し、ロールモデルを提示しキャリア形成を促す。 ・埼玉中小企業家同友会女性経営者クラブファムと連携し、女性管理職向け研修において交流会を実施する。 また、庁内関係課と連携をし、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催する。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	124
(3)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるため、女性の「働く」を応援するワンストップサイトを運営する。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	125

目指す姿 Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

- 施策の基本的な方向
- (1) 多様な働き方の推進
 - (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止
 - (3) 様々な就業形態における就業環境の整備

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	女性も男性も仕事と子育てなどを両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	126
(1)	男性の育休取得促進事業 【再掲No.36】	・男性の育休取得促進のための研修の実施 30社 ・男性育児休業等推進宣言企業の募集とPR ・男性育休取得促進等に取り組むモデル企業に奨励金を支給 18社	14,493 【再掲】	多様な働き方推進課	127
(1)	・新しい働き方支援事業 ・テレワーク再構築支援事業 【再掲No.52】	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・経営課題解決に向けたテレワーク活用方法を示した業種別ガイドラインの作成	63,110 【再掲】	多様な働き方推進課	128
(1)	児童福祉行政事務費 【再掲No.55】	埼玉県子育て応援行動計画等を審議する児童福祉審議会の開催	12,859 【再掲】	少子政策課	129
(1)	多様な働き方推進事業 【再掲No.23】	従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進する。	37,227 【再掲】	多様な働き方推進課	130
(1)	社会福祉施設人材定着化事業のうち、子育て支援事業 【再掲No.57】	働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対し産休代替職員等の給与負担を補助する。 対象施設：民間社会福祉施設（政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く）	10,209 【再掲】	社会福祉課	131
(1)	看護職員就業支援事業費 【再掲No.58】	未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会：28回予定	32,499 【再掲】	医療人材課	132
(1)	企業内保育所設置等促進事業 【再掲No.59】	女性が出産後も継続して働き続けられる環境を整備するため、企業に保育所の整備費及び運営費を補助する。 ・企業内保育所の整備に対する補助 4か所 ・企業内保育所の運営に対する補助 7か所 ・企業内保育所を設置、運営している企業担当者をアドバイザーとして委嘱し、設置を希望する企業の課題解決を支援	36,137 【再掲】	多様な働き方推進課	133
(1)	新しい働き方支援事業 【再掲No.50】	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営	28,792 【再掲】	多様な働き方推進課	134
(1)	・新しい働き方支援事業 ・テレワーク再構築支援事業 【再掲No.52】	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・経営課題解決に向けたテレワーク活用方法を示した業種別ガイドラインの作成	63,110 【再掲】	多様な働き方推進課	135
(1)	仕事と生活の両立支援事業	・「仕事と生活の両立支援相談窓口」での相談受付 ・仕事と生活の両立支援出前講座の実施 ・仕事と生活の両立支援アドバイザーの企業への派遣	1,245	多様な働き方推進課	136
(2) (3)	・労働教育講座開催運営費 ・職場環境改善支援事業	・労働セミナーの実施 (1) 勤労者向けセミナー 10回 (2) 事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数。 ・職場のハラスメント対策強化月間の実施（12月）	820	多様な働き方推進課	137
(2)	労働相談推進事業費	・労働相談の実施	417	雇用労働課	138
(3)	新しい働き方支援事業 【再掲No.50】	・事例発表交流会 1回、働き方改革セミナー 4回 ・働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営	28,792 【再掲】	多様な働き方推進課	139

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	働く女性のワストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	育児や介護等により就業機会が制約されやすい女性の就業支援として、「在宅ワーク」という働き方を進めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援する。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	140
(3)	在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知	働き方改革ポータルサイトで、在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインを案内。	—	多様な働き方推進課	141
(3)	家内労働者の労働条件の改善の促進	課のホームページで、家内労働の委託者が守るべき最低賃金を周知。また、ホームページから埼玉労働局の賃金・家内労働に関するホームページを案内。	—	多様な働き方推進課	142
(3)	働く女性のワストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	正規雇用での就業を目指す女性を対象に、目標達成ができるよう正社員の就業を支援する。 ・コロナ禍で離職した潜在的な女性求職者へ向けて、希望にあった仕事の確保や時間・場所の制約のない働き方を提案し、個々の女性に寄り添った働き方を支援する。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	143
(3)	同一労働同一賃金ガイドラインの周知	同一労働同一賃金ガイドラインのリーフレットを各種セミナーにて配布。課内ラックにて配架。	—	多様な働き方推進課	144
(3)	(1) NPO活動促進助成事業 (2) 彩の国市民活動サポートセンター運営事業	(1) NPO基金への県民や企業からの寄附を原資に、県内NPO法人の先駆的な取組に対して助成する。 (2) NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施。新たに市民活動コーディネーターを設置するなど市民活動支援機能の強化を図る。	20,581	共助社会づくり課	145
(3)	彩の国市民活動サポートセンター運営事業	NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施。新たに市民活動コーディネーターを設置するなど市民活動支援機能の強化を図る。	10,081	共助社会づくり課	146
(3)	NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業 【再掲No.43】	NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」及び「共助スタイル」の運営	1,680 【再掲】	共助社会づくり課	147
(3)	・NPO活動促進助成事業 ・共生SDGs地域応援事業	NPO基金への県民や企業からの寄附を原資に、県内NPO法人の先駆的な取組に対して助成する。 企業等のCSR活動やSDGsへの取組とNPOとの協働を推進する。 ・企業等からの相談 ・企業等のCSRの取組紹介	11,703	共助社会づくり課	148
(3)	(1) 女性起業家支援事業（創業・ベンチャー支援事業費の一部） (2) 創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費（創業・ベンチャー支援事業費の一部） 【再掲No.102】	(1) ・女性によるビジネスプランコンテストの開催 ・女性創業支援チームによる集中支援 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 (2) ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応 ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催	47,316 【再掲】	産業支援課	149
(3)	中小企業制度融資事業費（起業家育成資金） 【再掲No.103】	県制度融資において、新たに開業しようとする者等に対して事業に必要な資金を融資するため、「起業家育成資金」を設けている。	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 100億円 【再掲】	金融課	150
(3)	小規模事業経営支援推進費のうち、青年部・女性部活動事業費 【再掲No.104】	県内商工会・商工会議所女性部における研修会、講習会、交流会を通して、女性の地域リーダーとしての意識高揚を図る。女性部独自の広報誌の発行を通して、情報交換及び女性部のPRを図る。	2,700 【再掲】	産業労働政策課	151

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ－１ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 施策の基本的な方向
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
 - (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
 - (4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
 - (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (6) ストーカー行為などへの対策の推進
 - (7) 人身取引対策の推進
 - (8) 売買春への対策の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	私立学校人権教育推進費	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	375	学事課	152
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費	DV防止教育指導者研修会の実施 1回 中高校生向けデートDV防止啓発パンフレットの作成・配布	36,742	人権・男女共同参画課	153
(1)	非行防止強化期間の設定及び非行防止教室の開催	県内（さいたま市を除く）の公立小・中・高等学校を対象に、 (1) 非行防止強化期間の実施（5月1日から7月31日まで） ・取組内容 「非行防止強化期間の周知及び協力依頼」等 (2) 非行防止教室の実施 ・取組内容 「暴力行為の防止について」等	－	生徒指導課	154
(1)	教職員等の研修の充実	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育（学校教育）担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会	671	人権教育課	155
(1)	少年非行防止対策の推進	・学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止教室を実施する。 ・生徒の非行が問題化した中学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施する。	409	少年課	156
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費【再掲No.153】	県政出前講座「ドメスティック・バイオレンスのない社会に！」の実施	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	157
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	DVフォーラムの実施（11月）	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	158
(1)	ストーカー・DV対策の推進	関係機関との連携を図るための研修会等に参加する。	－	人身安全対策課	159
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	相談窓口案内カード、DV防止パンフレットの作成、広報物を用いた周知 県広報紙や県ホームページを活用した広報・啓発活動の実施	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	160
(1)	「男女平等意識を高める校内研修資料」の作成及び活用	・男女平等教育推進委員会を年間3回実施し、学校教育における男女平等教育の指導方法・内容の研究を行い、「男女平等意識を高める校内研修資料」を作成する。 ・各学校において研修資料を活用することで、教職員の男女平等教育に対する意識啓発、資質向上を図る。	－	人権教育課	161
(1)	ストーカー・DV対策の推進	リーフレット等を活用した啓発活動の実施を図る。	－	人身安全対策課	162
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	・女性相談員（会計年度職員）3人配置 ・県相談機関によるDV相談の実施 ・ウェブチャット相談の実施 週3回	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	163

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	被害者相談・カウンセリングの実施	・犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。	—	警務課	164
(1)	警察安全相談体制の強化	・警察安全相談係へ女性の警察職員や会計年度任用職員を積極的に配置し、女性からの相談に配慮した体制の確立に努める。	—	生活安全総務課	165
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	・DV被害者支援担当者研修の開催 (研修1 2日間×2回、研修2 1日間×1回) ・DV被害者支援実務者新任研修の開催(2日間×1回) ・被害者支援体制会議の開催 1回	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	166
(1)	母子・父子自立支援員設置費の一部	ひとり親家庭に対する自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員に対し、資質向上を目的とした研修を実施する。	220	少子政策課	167
(1)	市町村児童相談体制強化事業	市町村職員に対し研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び適切な対応の強化を図る。	17,863	こども安全課	168
(1)	DV被害者支援担当者研修会への参加	・DV被害者支援研修会への積極的な参加 継続的にDV「被害者支援研修会に参加し、関係機関との更なるネットワークの構築を図る。	—	警務課	169
(1)	警察安全相談専従員研修	・警察安全相談専従員研修を開催し、警察安全相談業務に必要な知識と相談対応要領等の習得に努める。	—	生活安全総務課	170
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	DV対策関係機関連携会議の開催 2回	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	171
(1)	犯罪被害者支援推進協議会会員との連携	・県及び地区犯罪被害者推進協議会の開催による関係機関との連携強化 県協議会については、途切れのない支援が可能なネットワークを醸成する。 地区協議会については、担当者の意識改革をするなどして活動を活性化する。	—	警務課	172
(1)	県民相談相互支援ネットワーク連絡会議	・各機関との相談窓口を持つ行政機関が互いの情報を共有して連携を図り、県民の立場に立った相談業務の推進を図る。	—	生活安全総務課	173
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	県相談機関によるDV相談の実施	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	174
(1)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.35】	電話相談・面接相談・専門相談・インターネット相談・その他(グループ相談等)	2,277 【再掲】	人権・男女共同参画課	175
(1)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 ・性犯罪被害者支援の充実強化 ・市町村支援の強化 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援体制機能強化事業 ・犯罪被害者支援のための広報啓発事業	・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成 ・市町村研修会等の実施 ・彩の国犯罪被害者支援ワンストップ支援センター啓発ポスター(浦和レッズコラボ)制作 ・広報啓発事業 ・犯罪被害者支援 県民のつどい2022の開催 ・学生ボランティアの運営	27,785	防犯・交通安全課	176
(1)	被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供	・犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 ・被害者連絡制度による被害者への情報提供 被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引」の確実な配布を職員へ指導する。	314	警務課	177
(1)	自立を促す活動の場づくり事業	非行等の問題を抱え、自分の居場所がない少年に社会体験・就労体験・学び直し支援の場を提供し、社会性を身に付けながら、社会に適応できるよう立ち直りを支援する。	2,238	青少年課	178
(1)	児童相談所費ケア対策事業費(うち、心のケア対策費)	・児童の心理ケアを行う心理職員(非常勤)を各一時保護所に1人ずつ配置する。 ・精神科等の嘱託医によるカウンセリングを各児童相談所(中央児童相談所を除く)で実施する。 ・家族再統合のための治療的プログラム事業を実施する。	5,086	こども安全課	179

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	DV対応と児童虐待対応との連携強化事業費、民間団体によるDV被害者支援事業費	・DV被害者への支援を実施している民間団体に委託し、継続的な自立支援を実施 ・心理教育プログラムの実施	8,633	人権・男女共同参画課	180
(1)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 ・性犯罪被害者支援の充実強化 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援体制機能強化事業のうち、総合的対応窓口の運営 【再掲No.176】	・アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）の運営 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの運営	26,691 【再掲】	防犯・交通安全課	181
(1)	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの連携	・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの活動を広く県民に周知させるほか、被害者等が必要とする支援を早期に提供できるよう、適切かつ迅速な情報提供を実施する。	2,097	警務課	182
(1)	ストーカー・DV対策の推進	・ストーカー・DV被害者への防犯指導等を実施する。	－	人身安全対策課	183
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	医療、司法専門機関を構成団体としたDV対策関係機関連携会議の開催 2回	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	184
(1)	犯罪被害者支援推進協議会会員との連携 【再掲No.172】	・県及び地区犯罪被害者推進協議会の開催による関係機関との連携強化 県協議会については、途切れのない支援が可能なネットワークを醸成する。 地区協議会については、担当者の意識改革をするなどして活動を活性化する。	－	警務課	185
(1)	男女共同参画苦情処理機関の運営	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。	1,267	人権・男女共同参画課	186
(1)	防犯環境整備事業費 ・重点犯罪等抑止対策	女性向け防犯講話の実施	2,225	防犯・交通安全課	187
(1)	防犯環境整備事業費 ・重点犯罪等抑止対策 【再掲No.187】	安全・安心ネットワーク通信の発行	2,225 【再掲】	防犯・交通安全課	188
(1)	女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進	関係機関・団体等と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行う。	66	生活安全総務課	189
(1)	埼玉県青少年健全育成条例の施行	青少年健全育成条例に基づいて、有害図書等もしくは青少年の使用するスマホのフィルタリングについて、店舗へ立入調査を行う。	2,351	青少年課	190
(1)	・子供と家庭電話相談事業費 ・子供の権利擁護事業費	・公認心理士、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日（祝日及び年末年始を除く）電話相談を実施する。 ・子供の権利を著しく侵害する行為に対応するため、子どもの権利擁護委員会を運営し、子供を権利侵害から救済する。 委員 3人、調査専門員 4人 委員会開催回数 18回	4,732	こども安全課	191
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	県政出前講座「ドメスティック・バイオレンスのない社会に！」の実施	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	192
(2)	DV対策の推進	DV事案に関する関係機関との会議や研修会に参加する。	－	人身安全対策課	193
(2)	広報・啓発活動の実施	県広報誌や県ホームページを活用した広報・啓発活動の実施	－	人権・男女共同参画課	194
(2)	DV対策の推進	広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動を実施する。	－	人身安全対策課	195
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	デートDV防止カード、パンフレットの作成、広報物を用いた周知	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	196

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	知事部局との連携・協力による啓発	・男女共同参画推進センター主催のデートDV防止講座(高等学校・特別支援学校対象)、人権・男女共同参画課主催のDV防止学校教育関係者研修会への参加 ・人権・男女共同参画課と協力して作成した「デートDV防止啓発ハンドブック」(令和3年3月)の周知	—	人権教育課	197
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	市町村担当会議における配偶者暴力相談支援センター設置の呼びかけ	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	198
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	DV対策関係機関連携会議の開催 2回	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	199
(2)	児童虐待防止支援研修会の開催	児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方、DV対応機関との連携方法等について、小・中学校及び義務教育学校教員、各市町村教育委員会担当者、児童養護施設職員等を対象に研修会を行う。	50	人権教育課	200
(2)	被害者相談・カウンセリングの実施【再掲No.164】	・犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。	—【再掲】	警務課	201
(2)	DV対策の推進	関係機関と連携してDV被害者支援を行うため、関係機関連携会議、研修会等に参加する。	—	人身安全対策課	202
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	県相談機関によるDV相談の実施 ウェブチャット相談の実施 週3回	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	203
(2)	・母子・父子自立支援設置費の一部 ・母子・父子福祉センター管理運営事業費(母子・父子福祉センター管理運営事業費)	・福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行う。 ・福祉事務所に母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭の法律上の問題に対応するため弁護士による法律相談を実施する。	2,942	少子政策課	204
(2)	相談体制の充実	けいさつ総合相談センターでは、引き続き相談体制の充実を図り、DV等の相談に適切に対応していく。	—	広報課	205
(2)	犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備	・電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 ・性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。	665	警務課	206
(2)	県民相談相互支援ネットワーク連絡会議【再掲No.173】	・各機関との相談窓口を持つ行政機関が互いの情報を共有して連携を図り、県民の立場に立った相談業務の推進を図る。	—【再掲】	生活安全総務課	207
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	・DV被害者支援担当者研修の開催(研修1 2日間×2回、研修2 1日間×1回) ・DV被害者支援実務者新任研修の開催(2日間×1回) ・職務関係者研修会への講師派遣 ・被害者支援体制会議の開催 1回	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	208
(2)	精神科医によるスーパービジョンの受講	・県立精神医療センターの精神科医によるスーパービジョンの積極的な受講 代理受傷になりやすい職員の早期発見に努めるほか、積極的にスーパービジョンの受講を働きかけ、代理受傷対策を徹底する。 ・臨床心理士のための各種研修会への積極的な参加 継続的に臨床心理士を研修会へ参加させることで、実務能力の向上を図る。	225	警務課	209
(2)	警察安全相談専従員研修【再掲No.170】	・警察安全相談専従員研修を開催し、警察安全相談業務に必要な知識と相談対応要領等の習得に努める。	—【再掲】	生活安全総務課	210
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	・DV被害者支援事例対応会議の開催(7市) ・地区別事例検討会の開催(4回) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催(2回) ・被害者支援体制会議の開催(1回)	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	211
(2)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.35】	電話相談・面接相談・専門相談・インターネット相談・その他(グループ相談等)	2,277【再掲】	人権・男女共同参画課	212

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	婦人相談センター費	家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。	28,458	人権・男女共同参画課	213
(2)	児童相談所費	児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な調査、医学的・心理学的判定及びそれに基づく指導を行い、必要により、児童の一時保護を行う。	335,418	こども安全課	214
(2)	被害直後における一時避難場所確保に係る費用負担	DVの被害者等の安全確保を優先とした一時保護を図る。	736	人身安全対策課	215
(2)	民間団体によるDV被害者支援事業費、DV被害者等に対する自立支援強化事業	民間団体活動事業費補助金の交付により民間団体の活動を支援 ・自立支援サポーター養成講座の実施(3日間) ・団体スタッフフォローアップ研修会の実施(1回)	15,746	人権・男女共同参画課	216
(2)	配偶者からの暴力(DV)被害者に対する県営住宅の短期入居制度等の実施	・県営住宅の一時入居制度等により、一時的かつ緊急避難的な居住先を提供する。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、DV被害者に対する優遇措置を図る。	-	住宅課	217
(2)	DV被害者等に対する自立支援強化事業	退所後の就労による自立を支援するため、一步を踏み出すための準備講座を実施する。	1,046	人権・男女共同参画課	218
(2)	入所施設児童保護措置費	児童福祉法に基づき、児童相談所所長が要保護児童を児童福祉施設等に措置、又は里親等に委託した場合、その措置・委託に必要な費用を支弁する。	10,040,602	こども安全課	219
(2)	生活保護扶助費	福祉事務所において、DV被害者を含む要保護者に対して適正に扶助費を支給するとともに、関係機関と連携しながら自立助長のための支援を行う。	9,403,553	社会福祉課	220
(2)	子供の円滑な転編入学に向けた情報提供及び市町村教育委員会への支援	・転編入学の事由に、特別な事情(いじめ、学校不適応、家庭の事情(経済的な理由、DV、児童虐待など)、健康上の理由等)を認めている。 ・「彩の国公立高校ナビゲーション」は、インターネット及び携帯電話により、全国各地はもちろん、海外在住者にも県公立高校の転編入学の情報を提供している。	1,693	県立学校人事課	221
(2)	各種会議等における情報提供	・4月開催の学校管理・人事事務担当者会議及び5月開催の市町村教育委員会事務局職員研究協議会において情報提供を行い、適切な就学事務が行われるよう各市町村教育委員会に周知する。	-	小中学校人事課	222
(2)	DV対応と児童虐待対応の連携	・市町村担当会議におけるDV対策担当課の要保護児童対策地域協議会への参画の呼びかけ ・DV及び児童虐待に係る連携会議の実施	-	人権・男女共同参画課	223
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.153】	外国語(10か国語)を併記した啓発リーフレットや、困りごとや悩みに応じた相談窓口を掲載したガイドブックの配布	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	224
(2)	外国人総合相談センター埼玉設置事業費	・外国人総合相談センター埼玉による相談対応(週5日13言語) ・外国人相談研修会実施 ・外国人向け新型コロナウイルス相談ホットラインによる新型コロナウイルス感染症に特化した相談対応(土日祝含む24時間22言語)	22,404	国際課	225
(2)	権利擁護センター運営費(「障害者110番」運営事業)	障害者及びその家族等からの日常生活全般や人間関係に関する相談等に対し、電話相談、面接相談等により応じる。	1,934	障害者福祉推進課	226
(2)	市町村地域生活支援事業費	障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が行う意思疎通支援や移動支援などの地域生活支援事業に対して経費の一部を補助する。	1,336,900	障害者支援課	227
(2)	高齢者虐待対策事業費	民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会が多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催する。	20	地域包括ケア課	228
(2)	検挙その他の適切な措置の推進	人身安全関連事件は、社会的反響が大きく、この種事件に対する警察の捜査は非常に重要視されているが、平成31年の児童虐待捜査班設置に続いて、令和2年4月からは児童虐待指導係をデスクに置き、捜査指導及び講習等を行うなど、迅速的確な対応を図っていく。	-	捜査第一課	229
(2)	DV対策の推進	DVの被害者等の相談に対して適切に対応し、被害者の安全確保を最優先とした加害者の検挙、指導及び警告等を実施し、保護対策を図る。	-	人身安全対策課	230
(2)	災害時感染症拡大等に対する対応	災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化について周知・広報の実施 国等の通知について市町村や関係民間団体への情報提供	-	人権・男女共同参画課	231

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	相談窓口の周知	災害時や感染症拡大等においてDV相談窓口の周知のための広報啓発の実施	—	人権・男女共同参画課	232
(2)	避難所相談窓口設置の呼びかけ	災害時や感染症拡大等において国等の通知に基づき市町村等に対しDV相談窓口開設状況の周知徹底の実施	—	人権・男女共同参画課	233
(3)	適切な性犯罪捜査の推進	令和3年3月から捜査第一課に性犯罪捜査指導係が新設され、令和4年3月からは警視1人(兼務)、警部1人(兼務)、警部補3人、巡査部長1人、巡査1人と体制を強化し、臨場指導や代表者聴取、教養等に関する業務を推進する。	—	捜査第一課	234
(3)	先制・予防的活動の推進	子供や女性を対象とする性犯罪等の発生を未然に防止するため、その前兆行為と捉えられる声かけ事案や、つきまとい行為等の段階で行為者を特定して検挙又は指導・警告を行う『先制・予防的活動』を積極的に推進する。	—	生活安全総務課	235
(3)	児童相談所費ケア対策事業費(うち、児童虐待防止アピール事業)	・児童虐待の早期通告などの重要性を周知するための啓発活動を実施する。 ・子どもへの暴力防止プログラムを実施する。	3,609	こども安全課	236
(3)	防犯環境整備事業費・重点犯罪等抑止対策【再掲No.187】	女性の安全・安心ネットワーク参加団体の拡大	2,225【再掲】	防犯・交通安全課	237
(3)	防犯指導による自主防犯意識の醸成	防犯指導班「ひまわり」による防犯指導 ・幼稚園・保育園等における連れ去り被害防止、人形劇を実施する。 ・女性を対象とした性犯罪被害防止教室など、自主防犯意識の醸成を図るための講話を実施する。 ・防犯対策に関する動画を作成し、YouTube(埼玉県警察公式チャンネル)に配信する。	300	生活安全総務課	238
(3)	女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進【再掲No.189】	関係機関・団体等と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行う。	66【再掲】	生活安全総務課	239
(3)	DV対策の推進	性暴力防止セミナーの実施	—	人権・男女共同参画課	240
(3)	安心して被害を届けられる環境づくり・女性の警察官による事情聴取	令和3年から性犯罪に関する教養(専科)を年1回から2回に増やしたことから、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の徹底について引き続き指導を実施する。	—	捜査第一課	241
(3)	被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供【再掲No.177】	・犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 ・被害者連絡制度による被害者への情報提供 被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引」の確実な配布を職員へ指導する。	314【再掲】	警務課	242
(3) (4)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 ・性犯罪被害者支援の充実強化 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援体制機能強化事業のうち、総合的対応窓口の運営【再掲No.181】	・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの運営	26,691【再掲】	防犯・交通安全課	243
(3)	犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備【再掲No.206】	・電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 ・性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。	665【再掲】	警務課	244
(3)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 ・性犯罪被害者支援の充実強化【再掲No.176】	・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成 ・アイリスホットラインでのオンライン(Zoom)支援の運用開始	22,633【再掲】	防犯・交通安全課	245

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用支出	・検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用の確実な支出 被害者等の経済的負担を軽減するため、各種費用の公的負担を確実に実施する。 ・職員に対する公的負担制度の周知徹底 警察署等に対する巡回指導、教養等を実施し、職員に公費負担制度の周知を図る。	6,461	警務課	246
(3)	被害者連絡制度	・被害者連絡制度の積極的な推進 被害者等に対して事件の捜査状況等について積極的に情報提供を実施するほか、被害者連絡制度の重要性を職員へ周知させるとともに、被害者連絡を確実に実施させる。	—	警務課	247
(3)	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの連携 【再掲No.182】	・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの活動を広く県民に周知させるほか、被害者等が必要とする支援を早期に提供できるよう、適切かつ迅速な情報提供を実施する。	2,097 【再掲】	警務課	248
(4)	私立学校人権教育推進費 【再掲No.152】	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	375 【再掲】	学事課	249
(4)	非行防止に向けた取組	・非行防止教室の実施 非行防止教室のテーマとして「命の大切さ、性非行・わいせつ等」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施する。	—	生徒指導課	250
(4)	性に関する指導普及推進事業	・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施（年3回） ・「知識を活用する保健学習—性に関する指導編・感染症編—」、 「新・なるほど保健学習」（県教育委員会作成）を活用した指導法研修会の実施（県内1会場） ・小・中・高等学校別授業研究会（県内3会場）	277	保健体育課	251
(4)	児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ対策等の推進	・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取組みを推進する。	—	少年捜査課	252
(4)	休日夜間児童虐待通告対応力強化事業費	各市町村へ啓発ポスター等資料を送付する。	100	こども安全課	253
(4)	犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備 【再掲No.206】	・電話（フリーダイヤル）、面接による被害相談の適切な受理 被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 ・性犯罪相談ダイヤル（フリーダイヤル）の周知の徹底 あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。	665 【再掲】	警務課	254
(4)	青少年の非行・被害防止全国強調月間	青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動（街頭配布）を実施。	—	青少年課	255
(4)	出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する広報啓発活動の推進	小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、出会い系サイトの利用禁止やSNSサイトの適正利用に関する広報啓発活動を継続的に推進する。	—	サイバー犯罪対策課	256
(4)	少年保護総合対策の推進	学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象としたインターネットセキュリティ教室を含む非行防止教室を実施する。	409	少年課	257
(4)	少年保護総合対策の推進	若年層を対象とした性暴力被害について、被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施する。	—	少年課	258
(4)	アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害に対する予防啓発活動等の推進	アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害を予防するための広報啓発活動及び相談窓口の周知を推進する。	—	保安課	259
(4)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施 国が作成した性暴力被害に対する予防啓発資料の掲示	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	260

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(4) (6)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 ・性犯罪被害者支援の充実強化 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援体制機能強化事業 ・犯罪被害者支援のための広報啓発事業 【再掲No.176】	・アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）の運営 ・性暴力被害者支援看護職（SANE）の養成 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの運営 ・広報啓発事業 ・犯罪被害者支援 県民のつどい2022の開催 ・彩の国犯罪被害者支援ワンストップ支援センター啓発ポスター（浦和レッズコラボ）制作 ・学生ボランティアの運営	27,704 【再掲】	防犯・交通安全課	261
(4)	女性の貧困問題支援事業 【再掲No.31】	・困難を抱える若年女性のための人材育成（調査・研究）	564 【再掲】	人権・男女共同参画課	262
(5)	労働教育講座開催運営費 【再掲No.137】	・労働セミナーの実施 (1) 勤労者向けセミナー 10回 (2) 事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数。	820 【再掲】	多様な働き方推進課	263
(5)	労働相談推進事業費 【再掲No.138】	・労働相談の実施	417 【再掲】	雇用労働課	264
(5)	セクシュアル・ハラスメントに対する相談体制の整備及び充実	・セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員の意識啓発と、苦情相談に対応するため、各所属に2人ずつセクシュアル・ハラスメント防止推進員を設置 ・セクシュアル・ハラスメント防止推進員が各職場において未然防止や苦情相談の対応を行えるよう、ハラスメント防止推進員研修を実施 ・自治人材開発センターによる研修（新規採用職員研修等）を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解を深める。 ・人事課及び職員健康支援課等にハラスメント苦情相談窓口を設置 ・弁護士にメールで相談できる外部相談窓口を設置 ・ハラスメントになり得るような言動について、匿名で通報できるハラスメント防止のための「お知らせ箱」を職員ポータル上に設置	141	人事課	265
(5)	セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備	・各所属でセクシュアル・ハラスメント防止推進員2人を指定するとともに、外部相談窓口を設置することで相談体制を整える。 ・推進員にハラスメント等の理解を深めてもらうため、研修を実施する。	—	教育局総務課	266
(5)	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	・ハラスメント相談員を指定した相談体制の確立 ・ハラスメント相談員に対する研修の実施 ・ハラスメント相談窓口の周知徹底	—	警務課	267
(5)	私立学校人権教育推進費 【再掲No.152】	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	375 【再掲】	学事課	268
(5)	学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	・令和4年4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施。 ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修（N字型研修）を行うことで、教職員の意識啓発及び研修の充実を図る。	—	県立学校人事課	269
(5)	学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修を繰り返し行うこと（N字型研修）について、引き続き市町村教育委員会に働きかける。 ・令和4年4月1日から5月31日までを「年度当初教職員事故防止強化運動期間」、令和4年10月1日から11月30日までを「秋の教職員事故防止強化運動期間」として、各学校において教職員不祥事根絶のための取組を実施するよう、引き続き市町村教育委員会を通して働きかける。	—	小中学校人事課	270
(5)	学校内における相談体制の充実	各県立学校に、苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会（「相談員等」という。）を置き、ハラスメントに関する苦情相談への対応や、防止推進を実施。	—	県立学校人事課	271
(5)	学校内における相談体制の充実	各学校に置かれている、苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会を中心として、ハラスメントに関する苦情相談に対応することや、ハラスメント防止推進を図る研修を実施すること等について、引き続き市町村教育委員会に働きかける。	—	小中学校人事課	272

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(5)	相談体制整備の促進	令和4年4月1日より、介護保険法でもハラスメント等の相談に対応する担当者をあらかじめ定めることが義務付けられたため、周知及び指導の強化を図る。 また、社会福祉施設等からの相談に対し適切な対応を講じる。	－	高齢者福祉課	273
(5)	社会福祉施設等指導費、介護事業者指導事業費	社会福祉施設などに対する実地指導や苦情通報などを通じてハラスメントが認められた場合、施設に対しては是正の指導を実施する。	－	福祉監査課	274
(5)	アスリートに対するセクシャル・ハラスメントの防止	(公財)埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付けている。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに、同協会と連携しながらハラスメントの防止に努める。	－	スポーツ振興課	275
(5)	LGBTQ支援事業	・企業においてLGBTQについての正しい理解が進むよう、オンライン研修を実施する。 ・LGBTQが働きやすい職場づくりに向けた企業におけるLGBTQに関する取組を支援するため、企業から個別に相談を受け付ける。	20,007	人権・男女共同参画課	276
(5)	・労働教育講座開催運営費 ・職場環境改善支援事業 【再掲No.137】	労働セミナーの実施 ・勤労者向けセミナー 10回 ・事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数。 ・職場のハラスメント対策強化月間の実施(12月)	820 【再掲】	多様な働き方推進課	277
(5)	男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲No.186】	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。	1,267 【再掲】	人権・男女共同参画課	278
(6)	ストーカー対策の推進	ストーカー被害者等の相談に対して適切に対応し、被害者の安全確保を最優先とした検挙措置や保護対策を図る。	－	人身安全対策課	279
(6)	相談体制の充実 【再掲No.205】	けいさつ総合相談センターでは、引き続き相談体制の充実を図り、DV等の相談に適切に対応していく。	－ 【再掲】	広報課	280
(6)	犯罪被害相談体制の充実	犯罪被害相談の受理、カウンセリングの実施 犯罪被害者のニーズに応じた対応をするため、性犯罪相談ダイヤル(ハートさん)を24時間で運用するほか、犯罪被害者支援室における被害者相談フリーダイヤルを運用し、必要に応じて面接やカウンセリングを実施するなど相談体制の充実を図る。	－	警務課	281
(6)	警察安全相談体制の強化	警察安全相談係へ女性の警察職員や会計年度任用職員を積極的に配置し、女性からの相談に配慮した体制の確立に努める。	－	生活安全総務課	282
(6)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	・県相談機関によるDV相談の実施 ・相談、保護機能の充実	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	283
(6)	被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供 【再掲No.177】	・犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 ・被害者連絡制度による被害者への情報提供 被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引」の確実な配布を職員へ指導する。	314 【再掲】	警務課	284
(6)	ストーカー対策の推進	・ストーカー加害者に対する精神医学的アプローチ等にかかる制度を積極的に推進し、同種事案の再発防止に努める。 ・ストーカー被害者に対し携帯用緊急通報装置(ココセコム)を貸与して安全確保の徹底を図る。	1,423	人身安全対策課	285
(6)	普及活動の推進	・広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動を実施する。	－	人身安全対策課	286
(7)	人身取引事犯に対する適切な対応の推進	・人身取引事犯の早期把握に努めるため、リーフレットやポスターを各警察署及び関係機関に配布して相談窓口を周知するとともに、人身取引被害者を認知した場合は、適切な保護、支援を図りつつ取締りを推進する。	－	保安課	287
(7)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	相談員の資質向上研修の実施	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	288

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(7)	犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備 【再掲No.206】	・電話（フリーダイヤル）、面接による被害相談の適切な受理 被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 ・性犯罪相談ダイヤル（フリーダイヤル）の周知の徹底 あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。	665 【再掲】	警務課	289
(7)	婦人相談センター費 【再掲No.213】	家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。	28,458 【再掲】	人権・男女共同参画課	290
(7)	被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供 【再掲No.177】	・犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 ・被害者連絡制度による被害者への情報提供 被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引」の確実な配布を職員へ指導する。	314 【再掲】	警務課	291
(7)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	外国語（10か国語）を併記した啓発リーフレットの配布	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	292
(7)	婦人相談センター費 【再掲No.213】	家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。	28,458 【再掲】	人権・男女共同参画課	293
(7)	国籍国の大使館、出入国在留管理局との連絡調整	事件認知時には、被疑者の検挙及び被害者の保護を迅速に行えるよう関係機関との連絡調整を実施する。	—	国際捜査課	294
(8)	インターネットを利用したわいせつ事犯対策の推進	インターネット上の違法、有害情報をサイバーパトロール等で早期に把握し、インターネットに関連した事件の取締りを推進する。	—	少年捜査課	295
(8)	悪質な風俗関係事犯の取締りの強化	女性の性を売り物にする悪質な風俗店等を中心に、売春防止法等に基づく取締りを実施する。	—	保安課	296
(8)	人権の尊重意識啓発	国が作成した人身取引に対する予防啓発資料の掲示	—	人権・男女共同参画課	297
(8)	子供の権利擁護事業費	・子どもの権利擁護委員会のPRのため、カードを260,000枚作成し、県内の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生に配布する。	4,430	こども安全課	298
(8)	人権教育実践報告会の開催	「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、以下の5地区で人権教育実践報告会を開催することで、人権教育の実践の場を提供し、人権教育の充実を図る。 ・東部地区 ・西部地区 ・南部地区 ・北部地区（児玉・大里） ・北部地区（秩父）	2,026	人権教育課	299
(8)	少年保護総合対策の推進 【再掲No.258】	若年層を対象とした性暴力被害について、被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施する。	— 【再掲】	少年課	300
(8)	婦人相談センター費 【再掲No.213】	家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。	28,458 【再掲】	人権・男女共同参画課	301
(8)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	・DV被害者支援担当者研修の開催 （研修1 2日間×2回、研修2 1日間×1回） ・DV被害者支援実務者新任研修の開催（2日間×1回） ・地区別事例検討会の実施（4回）	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	302
(8)	SNSを活用した児童虐待相談事業 【再掲No.82】	子育ての悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	49,421 【再掲】	こども安全課	303

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

○施策の基本的な方向

- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
- (2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (3) 障害者、外国人、LGBTQ などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	(1) 高等技術専門学校訓練等推進事業費の一部 (2) 産学官連携による在職者訓練 (3) 委託訓練事業費の一部 【再掲No.90】	(1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。 (3) 介護分野の職業訓練を実施。	2,039,046 【再掲】	産業人材育成課	304
(1)	委託訓練事業費の一部 【再掲No.90】	託児サービス付き職業訓練を実施。	2,039,046 【再掲】	産業人材育成課	305
(1)	高等技術専門学校の募集・広報活動 【再掲No.101】	高等技術専門学校においてオープンキャンパス（体験付き、施設見学会、入校相談会）を実施。	— 【再掲】	産業人材育成課	306
(1)	働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.47】	働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。	248,325 【再掲】	人材活躍支援課	307
(1)	埼玉しごとセンター推進事業 【再掲No.94】	・キャリアコンサルティングの実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 ・企業面接会の実施	190,391 【再掲】	雇用労働課	308
(1)	女性の貧困問題支援事業（シングルマザー等への支援） 【再掲No.95】	・生き方セミナー（年8回） ・グループ相談会（年8回）	4,363 【再掲】	人権・男女共同参画課	309
(1)	若者自立支援センター埼玉運営事業	・専門カウンセラーによる就業に向けたカウンセリング実施 ・セミナーやグループワーク、しごと体験プログラム等 ・親・家族セミナーの開催 ・就職氷河期世代向け有償型就業体験	21,585	雇用労働課	310
(1)	労働教育講座開催運営費 【再掲No.137】	・労働セミナーの実施 (1) 勤労者向けセミナー 10回 (2) 事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数。	820 【再掲】	多様な働き方推進課	311
(1)	・ひとり親家庭福祉推進事業費 ・母子・父子福祉センター管理運営事業費（就業支援専門員設置事業） ・ひとり親家庭自立支援事業費 ・児童扶養手当給付費 ・母子父子寡婦福祉資金貸付費 【再掲No.75】	・ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業（市町村補助）(5) 生活向上事業（市町村補助）(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (8) ひとり親家庭スタートアップ支援事業 ・支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である（公財）埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催する。 ・ポケットブック「まいたま」へひとり親家庭に関する情報を掲載し、スマホを活用した情報発信を行う。 ・家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給する。 ・就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施する。 ・母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図る。	2,926,553 【再掲】	少子政策課	312
(1)	乳幼児医療費支給事業 【再掲No.76】	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。	2,703,559 【再掲】	国保医療課	313

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費【再掲No.78】	母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施（介護分野、事務分野、IT分野など）	32,002【再掲】	産業人材育成課	314
(1)	女性の貧困問題支援事業【再掲No.31】	・女性の貧困問題講演会（7月）	564【再掲】	人権・男女共同参画課	315
(1)	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援等事業）	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援等事業） 町村部において、現に生活に困窮し、生活保護となるおそれのある生活困窮者に対し、その人に応じた支援を行い、自立の促進を図る。	121,854	社会福祉課	316
(1)	・生活困窮者自立支援事業（学習支援事業） ・学習支援促進事業（ジュニア・アスポート事業） ・学習支援促進事業（中学生・高校生支援の充実・強化事業）	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業） 学習支援促進事業（ジュニア・アスポート事業） 学習支援促進事業（中学生・高校生支援の充実・強化事業） 町村部において、生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象に学習支援を実施し、貧困の連鎖を断つ。	148,617	社会福祉課	317
(1)	ケアラー総合支援事業（令和3年事業名：家族介護者等支援強化事業）	ケアラー支援のための各種施策を推進するため、今後の支援のあり方や具体的支援の内容について有識者会議で検討する。 〈埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議〉 ・委員数：15人（男性7人、女性8人） ・開催回数：2回程度 ・検討内容：ケアラーへの支援内容 等	16,041	地域包括ケア課	318
(1)	学校におけるヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーの専門家及び元ヤングケアラーを講師として招聘し、児童生徒、教職員、保護者等に向けた出張授業を実施する。また、教職員がヤングケアラーに関する授業を行う際に参考となる指導案等を載せた指導資料を作成し、学校関係者のヤングケアラーについての理解の促進を図る。	2,925	人権教育課	319
(1)	住宅居住支援推進事業費（住宅確保要配慮者居住支援事業）	子供（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者、DV被害者等の民間賃貸住宅への入居を支援するため、埼玉県安心支援ネットワークへの補助等を行う。	374	住宅課	320
(2)	ホームページ等による情報提供	公民館等で実施している事業や取組について情報収集し、ホームページ等で広く提供する。	—	生涯学習推進課	321
(2)	シニアの活躍の場の拡大事業	元気なシニアが自分の希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すため、県内企業等に対し、シニアの活躍の場の拡大を働き掛ける。 ・定年の廃止や働きやすい職場づくりなどに取り組む企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定する。また、宣言企業のうち、70歳以上まで働ける制度のある企業を「シニア活躍推進宣言企業プラス」に認定する。 ・70歳以上まで働ける制度を導入する企業に助成金を支給する。 ・セミナーやホームページ等でシニア活躍の先進事例の普及や情報発信をする。	68,537	人材活躍支援課	322
(2)	創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費、ベンチャー成長支援事業費、埼玉ベンチャークラブ事業費（創業・ベンチャー支援事業費の一部）【再掲No.102】	(1) ・女性によるビジネスプランコンテストの開催 ・女性創業支援チームによる集中支援 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 (2) ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応 ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催	47,316【再掲】	産業支援課	323
(2)	シニアの多様な働き方支援事業	県内9か所において、シニアをはじめとする全ての求職者を対象に、就職相談から職業紹介まで一体的に実施する。 ※さいたま市、所沢市、草加市、川越市、春日部市、加須市、深谷市、秩父市、伊奈町	211,765	人材活躍支援課	324
(2)	埼玉未来大学等運営による高齢者活動支援事業【再掲No.46】	埼玉未来大学を運営する（公財）いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援する。	89,718【再掲】	共助社会づくり課	325
(2)	高齢者の社会活動支援（大学の開放授業講座の推進）	協定を締結した県内22、近隣1の計23大学と協力して、55歳以上の方々を対象に、大学の授業を受ける機会を提供する。	—	高齢者福祉課	326
(2)	市町村地域支援事業促進事業費	地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行う。 ・地域包括支援センター職員入門研修 1回 ・市町村職員管理職・地域包括支援センター長合同研修 1回	2,276	地域包括ケア課	327

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	後期高齢者医療対策費	埼玉県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し必要な負担金を交付する。	83,941,104	国保医療課	328
(2)	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	・特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をする。 ・各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施する。	1,920	健康長寿課	329
(2)	介護予防普及促進事業	介護予防全体研修 1回 介護予防事業ブロック別研修 2回	1,642	地域包括ケア課	330
(2)	民間事業者と連携した高齢者生活支援事業	・ブラチナ・サポート・ショップ情報システム運用 ・企業向けセミナー 1回 ・企業と市町村の情報交換会 1回	10,393	地域包括ケア課	331
(2)	介護すまいる館事業	高齢者の自立の促進と介護する家族の負担の軽減を図るため、介護すまいる館において、福祉用具の展示・販売を行うとともに、使用方法等の相談に応じた。	12,511	高齢者福祉課	332
(2)	住宅リフォーム普及促進事業費	・住宅リフォーム専門相談窓口を設置する。(月2回) ・県ホームページで住宅改修に関する情報提供を行う。	860	住宅課	333
(2)	高齢者虐待対策事業費【再掲No.228】	民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会が多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催する。	20 【再掲】	地域包括ケア課	334
(2)	(1) 消費者啓発事業費 (2) 消費者行政活性化事業費 (3) 高齢者等見守り促進事業費	(1) 消費者情報の提供 啓発資料の作成 消費生活講座等の開催 (2) 消費者団体研修会の開催 (3) 高齢者等見守り促進事業 消費者被害防止サポーター活動推進事業 高齢者等の消費者被害防止フォーラム	21,590	消費生活課	335
(3)	発達障害総合支援センター事業費	人材育成事業 ・発達障害に早期に気づき適切な支援ができる人材を育成する。 また、身近な地域で専門性の高い支援ができる人材を育成する。 親支援事業 ・発達障害の子供を持つ親が同じ親の立場で相談に応じるペアレントメンターの養成を行い、親(家族)同士で支援できる体制を構築する。 ・子供の発達等で子育てに悩んでいる親を対象に臨床心理師等による相談を実施する。	13,022	障害者福祉推進課	336
(3)	障害者地域支援体制整備事業	地域で暮らす障害児者の支援体制の促進を図るため、市町村の基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援の協議の場の設置を広域的に支援する。	1,246	障害者支援課	337
(3)	障害者雇用総合サポートセンター運営事業	【障害者雇用総合サポートセンターにおける支援】 ○雇用開拓 ・企業経営者等へ雇用を要請 ・企業での障害者の短期雇用体験を実施 ○企業支援 ・障害者雇用の具体的な提案とアドバイス、企業ネットワークの構築と運営、企業等からの相談 ・企業に対する精神障害者の雇用提案等を雇用アドバイザーと精神保健福祉士のチーム支援により実施 ○職場定着支援 ・企業への職場適応援助者(ジョブコーチ)の派遣 ・地域就労支援機関のスキルアップ支援 ・ICT活用型教育訓練を実施 【その他の支援】 ・障害者雇用優良事業所認証 ・就労支援センター職員等向け研修の実施(ジョブ・サポーター研修) ・障害者就職面接会の開催 ・障害者ワークフェアの開催	188,281	雇用労働課	338
(3)	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	・一人一人の教育的ニーズに応じた支援や、特別支援教育推進のための基盤整備への取組を実施する。 ・小、中、高それぞれの段階における支援 ・特別支援学校のセンター的機能の充実 ・人材育成・指導力向上のための研修会の開催	15,901	特別支援教育課	339

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	障害者差別解消推進事業費	障害者差別解消法に基づき、障害者差別に係る相談窓口の設置運営、障害者差別解消支援地域協議会の運営、県民への普及啓発を行う。	5,146	障害者福祉推進課	340
(3)	障害者虐待防止・権利擁護研修事業	障害者虐待防止法及び虐待禁止条例に基づき、障害者虐待に対応するための支援及び普及啓発を行うとともに、市町村及び障害福祉サービス事業所等の職員の専門性強化を図るための研修を実施する。	3,217	障害者支援課	341
(3)	外国人総合相談センター埼玉設置事業費【再掲No.225】	・外国人総合相談センター埼玉による相談対応（週5日13言語） ・外国人相談研修会実施 ・外国人向け新型コロナウイルス相談ホットラインによる新型コロナウイルス感染症に特化した相談対応（土日祝含む24時間22言語）	22,404【再掲】	国際課	342
(3)	「埼玉県外国人の生活ガイド」情報提供事業	・9か国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語（一部））による「埼玉県外国人の生活ガイド」の作成（情報更新） ・ホームページで公開 ・市町村等への周知	960	国際課	343
(3)	日本語学習支援事業	・日本語教室空白地域解消や地域日本語教室の課題解決のための専門家派遣 ・日本語学習を支援する人材育成研修の実施	3,739	国際課	344
(3)	グローバル人材育成センター埼玉事業	日本人学生及び外国人留学生の留学前から留学後の就職までをサポートする拠点を運営する。 また、外国人留学生による出前講座を子ども食堂等で開催するほか、高校生を対象に県内日本語教室でのボランティア体験を実施する。	42,989	国際課	345
(3)	海外ビジネス展開支援事業	海外に展開する県内企業の人材確保を支援するため、以下の事業を実施。 ・日本語学校と連携し、県内企業とタイ人・ベトナム人等留学生との就業マッチング事業を開催。	112	企業立地課	346
(3)	LGBTQ支援事業【再掲No.276】	・県内大学及び大学生と連携し、親世代をはじめとする県民への理解促進を図る。 ・誰にも相談できずに悩んでいるLGBTQ当事者やその家族等から、電話やSNSで相談を受けつける窓口を設置する。	20,007【再掲】	人権・男女共同参画課	347
(3)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.35】	電話相談・面接相談・専門相談・インターネット相談・その他（グループ相談等）	2,277【再掲】	人権・男女共同参画課	348
(3)	LGBTQ支援事業【再掲No.276】	・学識経験者や当事者支援団体の者等で構成される「埼玉県性の多様性に関する施策推進会議」において、県の制度や取組について検討する。 ・企業においてLGBTQについての正しい理解が進むよう、オンライン研修を実施する。 ・LGBTQが働きやすい職場づくりに向けた企業におけるLGBTQに関する取組を支援するため、企業から個別に相談を受け付ける。 ・LGBTQに関する取組を行う県内企業の取組状況を、県が定める指標により見える化する。	20,007【再掲】	人権・男女共同参画課	349
(3)	LGBTQ支援事業【再掲No.276】	・企業においてLGBTQについての正しい理解が進むよう、オンライン研修を実施する。 ・LGBTQが働きやすい職場づくりに向けた企業におけるLGBTQに関する取組を支援するため、企業から個別に相談を受け付ける。	20,007【再掲】	人権・男女共同参画課	350
(3)	①ノンストップバス導入促進事業 ②みんなに親しまれる駅づくり事業【再掲No.62】	①県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行う。 ②ノンストップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をする。 ③エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助する。（2市2駅2施設）	42,300【再掲】	交通政策課	351

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	福祉のまちづくり普及推進事業費	(1) 埼玉県福祉のまちづくり普及啓発事業 ①障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施 ・公共施設、商業施設等にポスター配布 ・彩の国だより、ラジオ等での広報 ②民(NPO、福祉団体等)との協働による福祉のまちづくりの普及啓発 ・各種イベントのブース出展等による啓発活動 (2) 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会の開催 (年2回開催予定)(委員12人中4人女性)	2,360	福祉政策課	352
(3)	道路整備事業への技術支援	誰もが安心して安全に利用できる道路整備事業への技術支援	—	県土整備政策課	353
(3)	・バリアフリー安全対策費 ・電線地中化(道路)整備費	「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」に基づき、歩道の段差解消や無電柱化など歩行空間の改善、道路のバリアフリー化を推進している。	815,068	道路環境課	354
(3)	自転車歩行者道整備費など4事業	無電柱化や歩道の整備などにより、全ての人々が安全で安心して利用できる道路整備を推進している。	3,495,050	道路街路課	355
(3)	公園等建設費	地域の特色を活かしながら県民のニーズに対応した公園整備の実施。 誰もが安全で快適に利用できる公園施設の充実。	1,529,690	公園スタジアム課	356
(3)	建築基準法等施行費	・福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び指導 ・バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例の運用による建築物のバリアフリー化	—	建築安全課	357
(3)	ユニバーサルデザイン推進事業	・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 ・ユニバーサルデザイン推進研修会の開催 ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年)	774	文化振興課	358
(4)	・男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.24】 ・女性の貧困問題支援事業 【再掲No.31】	・開設20周年記念イベント開催(6月)(男女共同参画週間記念事業に位置付け) ・多様性を考える男女共同参画講演会(10月) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催(2月) ・女性の貧困問題講演会(7月)	2,524 【再掲】	人権・男女共同参画課	359
(4)	国際交流事業費	姉妹友好提携5州(メキシコ州、山西省、クイーンズランド州、オハイオ州、ブランデンブルグ州)との友好関係を基軸に、県民を主体とする国際交流の促進を図る。	66,389	国際課	360
(4)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.24】	・With You さいたまフェスティバルの開催(2月) ・With You さいたまフェスティバル講演会 ・東日本大震災による県内避難者の交流会「さいがい・つながりカフェ」	1,960 【再掲】	人権・男女共同参画課	361
(4)	彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク	県内の、国際交流や国際協力を行う団体が活動を展開する上で、それぞれが有する課題等について、相互に情報交換や協働活動を行うことにより、各団体の活動の効率化を図る。	—	国際課	362
(4)	環境科学国際センター事業費	国際協力・国際交流推進のため、海外から研究員等を受け入れる。受入れに当たっては、男女の区別なく受け入れる。	140,601	環境政策課	363

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ－3 生涯を通じた男女の健康支援

- 施策の基本的な方向
- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
 - (2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - (4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
 - (5) 医療分野における女性の参画拡大
 - (6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.24・No.35】	・多様性を考える男女共同参画講演会(10月) ・電話相談・インターネット相談	4,237 【再掲】	人権・男女共同参画課	364
(1)	ウェルカムベイビープロジェクト(普及啓発)、不妊症・不育症支援ネットワーク事業	若い世代に対し、妊娠・不妊に係る正しい知識の普及啓発を行うとともに、子供を望む夫婦に対し、早期に不妊検査や不妊治療を受診する意識の向上を図る。	17,161	健康長寿課	365
(1)	県民健康福祉村運営費	健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報を収集・提供する。	179,120	健康長寿課	366
(1)	性に関する指導普及推進事業 【再掲No.251】	・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(年3回) ・「知識を活用する保健学習－性に関する指導編・感染症編－」、 「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場)	277 【再掲】	保健体育課	367
(2)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.35】	電話相談・面接相談・専門相談・インターネット相談・その他(グループ相談等)	2,277 【再掲】	人権・男女共同参画課	368
(2)	ライフステージに応じた健康づくりへの支援 【再掲No.329】	・特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をする。 ・各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取り組みを実施する。 ・各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。	1,920 【再掲】	健康長寿課	369
(2)	県民健康福祉村運営費 【再掲No.366】	健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報を収集・提供する。	179,120 【再掲】	健康長寿課	370
(2)	にんしんSOS相談事業	予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる窓口「にんしんSOS埼玉」を開設し、学校や医療機関等と連携しながら妊娠期から子育て期まで継続支援を行う子育て世代包括支援センター等関係機関へつなげ、予期せぬ妊娠の世代間連鎖を断ち切るための相談業務を実施する。	15,623	健康長寿課	371
(2)	思春期保健事業	助産師会埼玉県支部に委託し、思春期の身体や予期せぬ妊娠の防止、自己決定のためのロールプレイングなどを学ぶとともに、思春期保健関係者の連携のための研修を行う。	1,080	健康長寿課	372
(2)	性に関する指導普及推進事業 【再掲No.251】	・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(年3回) ・「知識を活用する保健学習－性に関する指導編・感染症編－」、 「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場)	277 【再掲】	保健体育課	373
(2)	青少年の非行・被害防止全国強調月間 【再掲No.255】	青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施。	－ 【再掲】	青少年課	374
(2)	薬物乱用防止対策推進指導費	・不正大麻けし撲滅運動 ・ダメ。ゼッタイ。普及運動 ・麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動 ・薬物乱用防止教室への講師派遣 ・各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施 ・保健所等による薬物乱用者や家族等からの相談受付	11,337	業務課	375

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(2)	依存症対策事業費	・薬物依存症の回復支援施設への相談業務委託、補助 ・アルコール健康障害相談窓口チラシの配布 ・ホームページでの啓発 ・妊婦の飲酒防止啓発リーフレットの作成、配布	2,454	疾病対策課	376
(2)	薬物乱用防止教育研修会	公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施 年1回	75	保健体育課	377
(2)	埼玉県小中学校食育指導力向上授業研究協議会	小・中学校における教職員の食に関する指導力の向上のための協議会を実施(県内5会場で実施)。 ・望ましい食習慣の形成を図るための授業の公開 ・指導方法の工夫・改善を図るための研究協議や講演会等 ・学習指導案集を、県内公立小、中、高等学校、特別支援学校、その他関係団体等に1,300部配布する。	401	保健体育課	378
(2)	母子保健体制強化事業	各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。	—	健康長寿課	379
(2)	高齢出産や妊娠中に働く女性への支援	各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。	—	健康長寿課	380
(2)	埼玉版ネウボラ推進事業【再掲No81】	妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能拡充を図る。	268,995【再掲】	健康長寿課	381
(2)	・安心できるお産環境支援事業費 ・救急医療対策費 ・周産期医療体制整備費	(1) 母体・新生児搬送コーディネーター事業 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を運営する。 (2) 母体救命コントロールセンター運営事業 脳血管疾患などの重篤な合併症や出産後の大量出血など救命を必要とする妊産婦を受け入れるなどにより、必要な救命措置を行う。 (3) 周産期医療対策事業費 ・周産期医療関係者の育成研修事業 ・新生児心肺蘇生法研修プログラム実施事業 (4) 周産期医療施設運営費補助 各周産期医療施設の運営費の一部を補助する。 (5) 新生児搬送用保育器管理事業	1,087,375	医療整備課	382
(2)	埼玉版ネウボラ推進事業【再掲No81】	産後うつ病の予防や早期発見等のため、産後の訪問事業等を行う市町村に対し助成する。	268,995【再掲】	健康長寿課	383
(2)	健康長寿埼玉プロジェクト推進事業	生涯にわたる健康を支援するため、働き世代からの健康づくりを推進する施策を実施する。	328,758	健康長寿課	384
(2)	ライフステージに応じた健康づくりへの支援【再掲No329】	・特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をする。 ・各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施する。	1,920【再掲】	健康長寿課	385
(2)	小児・AYA世代におけるがん対策推進事業費	目的：長期生存が可能となった小児がん・AYA世代の妊孕性(にんようせい)を温存し、将来子供を育む可能性を残すことでがんとの共生を推進する。 内容：妊孕性温存療法に要する費用の一部助成。妊孕性の温存に関する普及啓発など。 対象：43歳未満(所得制限なし) 効果：将来子供を産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもって治療に取り組める。 (※妊孕性の温存とは、若年がん等に対する治療により、将来妊娠の可能性が消失しない様に生殖能力を温存するという考え方)	28,208	疾病対策課	386
(2)	母子保健体制強化事業	各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。	—	健康長寿課	387
(2)	歯科口腔保健推進事業	病院等施設での口腔アセスメント実施時、必要に応じて口腔機能向上のための訓練(口腔機能低下症の評価のための検査を含む)を実施する。(歯科口腔保健推進事業のうち、地域在宅歯科医療推進体制整備事業における取組)	138,880	健康長寿課	388
(2)	食育推進計画重点項目推進事業	「食育」の観点からフレイル予防に向けた普及啓発を図る。	2,071	健康長寿課	389
(2)	健康長寿計画推進事業	健康増進計画「埼玉県健康長寿計画」の進捗管理をし、外部有識者等による検討会議において評価検討を行う。	309	健康長寿課	390
(3)	エイズ対策総合推進事業費	・エイズなどの性感染症に関する正しい知識の県民への普及啓発 ・保健所やエイズホットラインでの相談対応 ・保健所での性感染症検査の実施	12,870	感染症対策課	391

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	性に関する指導普及推進事業【再掲No.251】	・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(年3回) ・「知識を活用する保健学習-性に関する指導編・感染症編-」, 「新・なるほど保健学習」(県教育委員会作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場)	277 【再掲】	保健体育課	392
(3)	青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.255】	青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施。	- 【再掲】	青少年課	393
(3)	薬物依存症家族教室等	・薬物依存症家族教室の運営。令和4年度は4クール(各4回)実施予定。 ・精神保健福祉相談の実施。依存症本人または家族等からの来所相談を実施する。	305	障害者福祉推進課	394
(3)	依存症対策事業費	・薬物依存症の回復支援施設への相談業務委託、補助 ・国作成のリーフレットの配布(保健所や薬物依存症専門医療機関等)	2,280	疾病対策課	395
(3)	薬物乱用防止対策推進指導費【再掲No.375】	・危険ドラッグ販売疑いの店舗への監視指導 ・危険ドラッグ販売インターネットサイトの監視 ・危険ドラッグ販売インターネットサイトを対象とした買上検査 ・自動車教習所及び運転免許センターでの啓発活動(ポスター掲示依頼) ・地域の防犯ボランティアを活用した啓発活動 ・不動産業界団体との連携による啓発活動(ポスター掲示依頼) ・「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定	11,337 【再掲】	業務課	396
(3)	薬物乱用防止教育研修会【再掲No.377】	公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施 年1回	75 【再掲】	保健体育課	397
(3)	薬物乱用対策の推進	末端乱用者の取締りを徹底するとともに、県民が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるため、関係機関との緊密な連携を図りながら広報啓発・薬物乱用防止教育に取り組む。	-	薬物銃器対策課	398
(3)	母子保健体制強化事業	ホームページや母子健康手帳を活用して、喫煙が妊婦へ及ぼす健康の影響についての情報提供を行う。	-	健康長寿課	399
(4)	自殺予防相談支援事業費(自殺ハイリスク地向け自殺対策事業・普及啓発事業)	自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)にトレーニングチャンネルやデジタルサイネージ等による広報を集中的に実施する。また、ホームページやSNSを活用し、相談窓口の周知を図る。	2,483	疾病対策課	400
(4)	・労働教育講座開催運営費 ・職場環境改善支援事業【再掲No.137】	・労働セミナーの実施 ①勤労者向けセミナー 10回 ②事業者向けセミナー 7回 ・職場のメンタルヘルス対策強化月間の実施(11月)	820 【再掲】	多様な働き方推進課	401
(4)	労働相談推進事業費【再掲No.138】	働く人のメンタルヘルス相談の実施	417 【再掲】	雇用労働課	402
(4)	相談窓口の周知	課のホームページに各種相談窓口の情報を掲載。また、各種セミナーで相談窓口の案内チラシを配布。	-	多様な働き方推進課	403
(4)	県民相談費	県民相談総合センター(来所及び電話相談) ・職員相談(行政相談、その他民事に係る相談) ・弁護士相談(民事・家庭問題) ・司法書士相談 出張法律相談 春日部、川越及び熊谷の各地方庁舎で弁護士相談を実施	3,798	県民広聴課	404
(4)	自殺予防相談支援事業費(暮らしとこころの総合相談会)	弁護士、司法書士による多重債務や失業等の生活相談と、精神保健福祉士等によるこころの相談を併せて行う包括支援相談会を年48回(月4回)、JACK大宮を会場として実施する。	12,085	疾病対策課	405
(4)	地域精神保健対策費	・保健所の保健師・精神保健福祉士による面接相談及び訪問相談を実施する。 ・保健所が嘱託する精神科医師による精神保健相談を実施する。	3,742	疾病対策課	406
(4)	自殺予防相談支援事業費	自殺予防に資する相談や啓発に取り組む民間団体に対し補助することで団体の活動を支援する。	3,800	疾病対策課	407
(4)	相談体制整備	精神保健福祉センターにおいて、大切な人を自死で亡くされた家族等の相談に応じ、心のケアに努める。	-	疾病対策課	408
(4)	自助グループ活動支援	自死遺族のケアを目的とした自助グループの活動についてホームページでの情報提供、リーフレットの配布等を通じて活動を支援する。	-	疾病対策課	409

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(5)	女性医師就業支援事業	・女性医師就業支援相談窓口運営事業 「埼玉県女性医師支援センター」の運営 ・女性医師代替職員活用事業費補助	13,650	医療人材課	410
(5)	若手医師キャリア形成支援事業	・個別のキャリア形成支援プログラムを作成(24人分)	1,582	医療人材課	411
(5)	新人看護職員定着支援事業費	・新人看護職員研修事業費補助 ・新人看護職員合同研修 19回実施予定 ・新人看護職員指導者研修 10回実施予定	73,343	医療人材課	412
(5)	看護職員就業支援事業費【再掲No.58】	未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会：28回予定	32,499【再掲】	医療人材課	413
(5)	助産師出向支援導入事業	・助産師出向支援導入事業協議会の開催 3回実施予定 ・コーディネーターを配置	2,102	医療人材課	414
(5)	男女共同参画基本計画の普及促進【再掲No.25】	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方や施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図る。	871【再掲】	人権・男女共同参画課	415
(6)	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	・性別に関わらず、スポーツ参加を促進するため、一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動の場や手軽にスポーツが始められる環境づくりを推進する。 ・多種目、多世代、多志向である総合型地域スポーツクラブが、性別を限定しない教室やイベント開催する。	5,304	スポーツ振興課	416
(6)	県民総合スポーツ大会開催事業	・性別に関わらず、県民のスポーツ参加を促進するため、多様なスポーツ・レクリエーションの機会を提供する。 ・県民参加型のスポーツフェスティバル等を開催し、性別に関わらず、県民がスポーツに触れる機会を提供する。	7,344	スポーツ振興課	417
(6)	総合型地域スポーツクラブ活性化事業【再掲No.416】	多種目、多世代、多志向の特徴をもつ総合型地域スポーツクラブが、身近なところで、性別を問わずスポーツができる環境づくりができるよう支援する。	5,304【再掲】	スポーツ振興課	418
(6)	スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業	体力・運動能力に優れた素質を持つ県内児童生徒を発掘し、発掘した児童生徒や県内トップアスリートに対して、年代や性別に応じてスポーツ科学を活用した育成環境を提供することにより、将来オリンピックなどの国際大会で活躍し、県民に夢と感動を与えるトップアスリートを誕生させることを目的に実施。	31,809	スポーツ振興課	419
(6)	スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業【再掲No.419】	アスリートサポートとして、女性特有の課題を抱える女子選手や指導者に対し、専門スタッフによる総合的なサポートを行い、競技力向上を支援する。	31,809【再掲】	スポーツ振興課	420
(6)	アスリートに対するセクシャル・ハラスメントの防止【再掲No.275】	(公財)埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付けている。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに、同協会と連携しながらハラスメントの防止に努める。	—【再掲】	スポーツ振興課	421
(6)	女性スポーツ指導者の育成	(公財)埼玉県スポーツ協会主催でスポーツ指導者研修会を実施。 各競技団体に対し、女性指導者の育成に努めるよう働きかける。	—	スポーツ振興課	422
(6)	運動部活動指導者の意識啓発	・運動部活動指導者講習会、体育実技指導者講習会等において、女子生徒の指導における配慮などについても触れて説明する。 ・「運動部活動指導資料(三訂版)」に、女子部員への配慮についての項目を立て、Q&A形式で盛り込み、各学校に配布したり、ホームページ上に公表。	—	保健体育課	423

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
 - (3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	地域防災計画修正費	県民の生命、身体、財産を災害から守るため、埼玉県防災会議において災害対処方法等を検討し、「埼玉県地域防災計画」に反映する。	934	災害対策課	424
(1)	「審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱」の推進【再掲No.2】	目標値である女性の委員の割合42.0%の達成に向け、登用を引き続き促進する。	— 【再掲】	人権・男女共同参画課	425
(1)	消防学校教育訓練費	消防学校における女性消防吏員に対する教育訓練	21,386	消防課	426
(1)	若者を中心とした消防団加入促進PR事業費	ショッピングモール等でのイベントによる女性消防団員活動紹介、入団広報	1,660	消防課	427
(2)	ミナナ防災（共助の取組強化）事業	・自主防災組織リーダー養成講座、ヤングリーダー養成講座等への講師派遣 ・ミナナ防災に関する普及啓発動画の作成 ・優れた活動を行った自主防災組織の表彰	12,294	危機管理課	428
(2)	県政出前講座、地域別研修	・県政出前講座（災害・防災と男女共同参画） ・地域別研修（防災）2か所	—	人権・男女共同参画課	429
(2)	減災に向けた自助と共助の促進事業	・イツモ防災講座への講師派遣 ・自主防災組織リーダー養成講座、ヤングリーダー養成講座等への講師派遣 ・優れた活動を行った自主防災組織の表彰	20,269	危機管理課	430
(2)	九都県市合同防災訓練等開催費	九都県市合同防災訓練を実施し、地域の防災力の向上、防災関係機関の相互連携の強化及び県民の防災意識の高揚を図る。	17,743	災害対策課	431
(2)	男女共同参画の視点からの防災対策	男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図る。	—	人権・男女共同参画課	432
(3)	地域防災計画修正費【再掲No.424】	県民の生命、身体、財産を災害から守るため、埼玉県防災会議において災害対処方法等を検討し、「埼玉県地域防災計画」に反映する。	934 【再掲】	災害対策課	433
(3)	男女共同参画の視点からの防災対策【再掲No.432】	男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図る。	— 【再掲】	人権・男女共同参画課	434
(3)	県政出前講座、地域別研修	・県政出前講座（災害・防災と男女共同参画） ・地域別研修（防災）2か所	—	人権・男女共同参画課	435
(3)	男女共同参画推進センター運営費【再掲No.35】	大規模災害時には、女性を対象とした相談窓口として、電話相談・インターネット相談を実施する。	2,277 【再掲】	人権・男女共同参画課	436

目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標Ⅳ－１ 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

○施策の基本的な方向

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
- (4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	「男女共同参画に関する意識・実態調査」を通じた慣行や法制度などの見直し促進	「男女共同参画に関する意識・実態調査」結果の周知を図る。	—	人権・男女共同参画課	437
(1)	「表現ガイド」の普及促進	偏りのない広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や関係機関へ周知する。	—	人権・男女共同参画課	438
(1)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.24・No.35】	・多様性を考える男女共同参画講演会（10月） ・男性相談（月2回）	4,237 【再掲】	人権・男女共同参画課	439
(1)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	・県政出前講座（①男女共同参画基礎講座・②災害・防災と男女共同参画・③知ってますかデートDV） ・デートDV防止講座（6校）	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	440
(1)	埼玉県荻野吟子賞 【再掲No.22】	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。	496 【再掲】	人権・男女共同参画課	441
(1)	・県政広報テレビ放送費 ・県政広報ラジオ放送費 ・彩の国だより発行費	・県政広報テレビ番組「いまドキッ！埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ！埼玉」30分番組 毎週土曜日（年間47回） ・県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8：15～8：25（年間236回） ・県広報紙「彩の国だより」の中で県民に対し、県政の重要施策の解説や県主催の催し物・試験の案内などの情報を分かりやすく提供。 発行部数 172万部（令和4年8月号） ※新聞折り込みにより配布のほか、市町村役場、県施設、イオン、コーププラザ、大学などに配架	458,545	広報課	442
(1)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.28】	・情報ライブラリーの運営 ・広報誌の発行 ・男女共同参画パネル貸出 ・ホームページ、SNSの充実	3,373 【再掲】	人権・男女共同参画課	443
(2)	埼玉県男女共同参画推進条例の普及促進	啓発用リーフレットや各種講座、説明会を利用し、県の男女共同参画の現状や男女共同参画社会づくりの取組、必要性の周知を実施する。	138	人権・男女共同参画課	444
(2)	男女共同参画推進センター運営費	施設の貸出を通して男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、広く県民や企業等の人材育成の場としての活用を促す。	69,108	人権・男女共同参画課	445
(2)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.35】	電話相談・面接相談・専門相談・インターネット相談・その他（グループ相談等）	2,277 【再掲】	人権・男女共同参画課	446
(2)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.153】	・DV被害者支援担当者研修の開催（研修1 2日間×2回、研修2 1日間×1回） ・DV被害者支援実務者新任研修の開催（2日間×1回）	36,742 【再掲】	人権・男女共同参画課	447
(2)	男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲No.186】	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。	1,267 【再掲】	人権・男女共同参画課	448
(3)	男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.28】	・情報ライブラリーの運営 ・広報誌の発行 ・男女共同参画パネル貸出 ・ホームページ、SNSの充実	3,373 【再掲】	人権・男女共同参画課	449

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	男女共同参画に関する年次報告書の発行	男女共同参画の推進状況と施策の実施状況をまとめた年次報告書を発行する。	413	人権・男女共同参画課	450
(3)	男女共同参画に関する意識・実態調査の結果の周知	「男女共同参画に関する意識・実態調査」結果の周知を図る。	—	人権・男女共同参画課	451
(3)	・男女共同参画推進センター運営費【再掲No.28】 ・女性の貧困問題支援事業【再掲No.31】	・困難を抱える若年女性のための人材育成(調査・研究) ・広報誌の発行(年3回) ・パネル製作・貸出	3,937【再掲】	人権・男女共同参画課	452
(3)	男女共同参画による企画・立案・実施の推進	女性支援団体等との連絡調整、事業説明を実施するとともに、市町村推進計画の策定支援を図る。	176	人権・男女共同参画課	453
(3)	配慮度評価(チェックポイント5)の実施	埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点から配慮度評価を実施する。	—	人権・男女共同参画課	454
(3)	男女共同参画推進員研修会の実施	各所属に設置された男女共同参画推進員等に対して、男女共同参画に関する基礎的な知識や、推進員としての役割等を周知するための会議を書面及び動画にて開催する。	—	人権・男女共同参画課	455
(4)	・県政広報テレビ放送費 ・県政広報ラジオ放送費【再掲No.442】	・県政広報テレビ番組「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間47回) ・県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回)	458,545【再掲】	広報課	456
(4)	男女共同参画基本計画の普及促進【再掲No.25】	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図る。	871【再掲】	人権・男女共同参画課	457
(5)	「表現ガイド」の普及促進【再掲No.438】	偏りのない広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や関係機関へ周知する。	—【再掲】	人権・男女共同参画課	458
(6)	埼玉県青少年健全育成条例の施行【再掲No.190】	青少年健全育成条例に基づいて、有害図書等もしくは青少年の使用するスマホのフィルタリングについて、店舗へ立入調査を行う。	2,351【再掲】	青少年課	459
(6)	少年保護総合対策の推進	SNSの中で最も児童買春等の性被害が多い「Twitter」上において、援助交際等を募集する書き込みや誘引する者の書き込みに対し注意喚起を実施する。	53	少年課	460
(6)	児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法に基づく売買春及び児童買春対策の推進【再掲No.252】	・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取締りを推進する。	—【再掲】	少年捜査課	461
(6)	インターネットなどを利用したわいせつ事案等の犯罪の取締り強化	関係機関と連携するなどして、インターネット上のわいせつ有害情報を早期に把握し、取締りを推進する。	—	保安課	462
(6)	インターネットを利用したわいせつ事犯対策の推進	インターネット上の違法、有害情報をサイバーパトロール等で早期に把握し、インターネットに関連した事件の取締りを推進する。	—	サイバー犯罪対策課	463
(6)	少年保護総合対策の推進【再掲No.258】	若年層を対象とした性暴力被害について、被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施する。	—【再掲】	少年課	464
(6)	アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害に対する予防啓発活動等の推進【再掲No.259】	アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害を予防するための広報啓発活動及び相談窓口の周知を推進する。	—【再掲】	保安課	465
(6)	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費【再掲No.153】	・「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施 ・国が作成した性暴力被害に対する予防啓発資料の掲示	36,742【再掲】	人権・男女共同参画課	466
(6)	青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.255】	青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施。	—【再掲】	青少年課	467

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(6)	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 ・性犯罪被害者支援の充実強化 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援体制機能強化事業 ・犯罪被害者支援のための広報啓発事業 【再掲No.261】	・アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）の運営 ・性暴力被害者支援看護職（SANE）の養成 ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの運営 ・広報啓発事業 ・犯罪被害者支援 県民のつどい2022の開催 ・彩の国犯罪被害者支援ワンストップ支援センター啓発ポスター（浦和レッズコラボ）制作 ・学生ボランティアの運営	27,704 【再掲】	防犯・交通安全課	468

目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

○施策の基本的な方向

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	私立学校人権教育推進費 【再掲No.152】	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	375 【再掲】	学事課	469
(1)	性に関する指導普及推進事業 【再掲No.251】	・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施（年3回） ・「知識を活用する保健学習－性に関する指導編・感染症編－」、 「新・なるほど保健学習」（県教育委員会作成）を活用した指導法研修会の実施（県内1会場） ・小・中・高等学校別授業研究会（県内3会場）	277 【再掲】	保健体育課	470
(1)	児童生徒の人権感覚の育成	児童生徒の人権感覚を育むため、「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の各学校での活用を推進する指導者を育成する。	174	人権教育課	471
(1)	教職員等の研修の充実 【再掲No.155】	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育（学校教育）担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会	671 【再掲】	人権教育課	472
(1)	特別活動の授業等による取組	各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付けるとともに、学級活動の授業では、男女相互の理解と協力の重要性などについて指導を行う。	—	義務教育指導課	473
(1)	男女平等教育の授業の実施、男女共同参画の視点に立った学校行事などの促進	各学校において、学習指導要領に基づき、関係教科において男女平等教育の授業を行う。また、学校行事においても、男女の区別なく参画できるよう適切に実施する。	—	高校教育指導課	474
(1)	家庭科の授業等による取組	・小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、「家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること」や「生活時間の有効な使い方を工夫し、家族に協力すること」についての学習を行う。 ・中学校の技術・家庭科（家庭分野）においては、「家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること」や「これからの自分と家族のかかわりに関心を持ち、家族関係をよりよくする方法を考えること」についての学習を行う。 ・これらを学習することで、主体的に生活をよりよくしようとする資質・能力を育成する。	—	義務教育指導課	475
(1)	男女共同参画社会の推進に向けた授業の実施	家庭科の学習指導要領に基づき、男女共同参画社会に向けた授業の充実を図る。	—	高校教育指導課	476

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(1)	教職員等の研修の充実【再掲No.155】	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会	671【再掲】	人権教育課	477
(1)	女性の貧困問題支援事業【再掲No.31】	・女性の貧困問題講演会(7月)	564【再掲】	人権・男女共同参画課	478
(1)	教職員等の研修の充実【再掲No.155】	管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校等人権教育担当者研修会	671【再掲】	人権教育課	479
(1)	教職員研修の実施	初任者研修の「人権教育の取組」や5年経験者研修・中堅教諭等資質向上研修「学校における人権教育」において、男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に関する研修を実施する。	—	義務教育指導課	480
(1)	教職員研修及び調査研究事業	男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について、初任者研修で講義を行い、正確な理解の浸透を図る。	—	高校教育指導課	481
(1)	特別支援学校各年次研修、校内研修	・年次研修や校内研修において、男女共同参画の理念や性別の定義等の人権に関する内容を含めるよう努める。 ・埼玉県教育委員会作成の「性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット」を年次研修ですべての受講者に配布して、啓発を図る。	—	特別支援教育課	482
(1)	私立学校人権教育推進費【再掲No.152】	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	375【再掲】	学事課	483
(1)	学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進【再掲No.270】	・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修を繰り返し行うこと(N字型研修)について、引き続き市町村教育委員会に働きかける。 ・令和4年4月1日から5月31日までを「年度当初教職員事故防止強化運動期間」、令和4年10月1日から11月30日までを「秋の教職員事故防止強化運動期間」として、各学校において教職員不祥事根絶のための取り組みを実施するよう、引き続き市町村教育委員会を通して働きかける。	—【再掲】	小中学校人事課	484
(1)	学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進【再掲No.269】	・令和4年4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施。 ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修(N字型研修)を行うことで、教職員の意識啓発及び研修の充実を図る。	—【再掲】	県立学校人事課	485
(2)	女性の貧困問題支援事業【再掲No.31】	・女性の貧困問題講演会(7月)	564【再掲】	人権・男女共同参画課	486
(2)	家庭教育支援推進事業【再掲No.48】	・「埼玉県家庭教育アドバイザー」養成研修の実施(8日間、40人程度を想定) ・指導者の資質向上を図るフォローアップ研修の実施(全体研修2回、地区別研修2回) ・「親の学習」プログラム集活用実践研修の実施(全8回)	2,901【再掲】	生涯学習推進課	487
(2)	学校応援団推進事業	・市町村が実施する学校応援団への支援 ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所、各2回実施 ・通信等の作成による普及・啓発 ・コーディネーター研修会の実施 ・地域学校協働活動推進フォーラムの実施	12,585	生涯学習推進課	488
(3)	女性の貧困問題支援事業(シングルマザー等への支援)【再掲No.95】	・生き方セミナー(年8回) ・グループ相談会(年8回)	4,363【再掲】	人権・男女共同参画課	489
(3)	インターネット広報推進費	ホームページ等の電磁媒体を活用して県政情報を広く提供することにより、県民に対する説明責任を全うする。	8,201	広報課	490

施策の基本的な方向	事業名等	関連事業内容	R4当初予算(千円)	担当課	No.
(3)	女性の貧困問題支援事業 〔女性の貧困〕脱却サポーターへの支援 【再掲No.19】	・女性リーダー育成講座【全9回 令和4年7月～令和5年3月】 ・女性リーダーフォローアップ講座	2,015 【再掲】	人権・男女共同参画課	491
(3)	女性の貧困問題支援事業（シングルマザー等への支援） 【再掲No.95】	・生き方セミナー（年8回） ・グループ相談会（年8回）	4,363 【再掲】	人権・男女共同参画課	492
(3)	生涯学習情報発信事業（生涯学習ステーション） 【再掲No.34】	ホームページで「男女共同参画」に関する指導者情報を提供する。	— 【再掲】	生涯学習推進課	493
(3)	科学技術教育の充実	男女共同参画の視点を踏まえ、理科の学習指導要領に沿った実験や観察を実施する。 また、国の「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を周知するとともに各種展覧会において発表する機会を設ける。	—	高校教育指導課	494
(3)	進路指導・キャリア教育研究協議会	・進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 ・4地区で開催。会場を専門高校で行い、進路指導の充実を図るために中高の連携のきっかけづくりとなる研修会とする。 男女共同参画についても触れる。 南部 10月7日（金）大宮工業高校 西部 10月4日（火）狭山経済高校 北部 10月4日（火）熊谷農業高校 東部 10月5日（水）進修館高校	32	義務教育指導課	495
(3)	県立高校キャリア教育総合推進事業	・「キャリア教育の推進」分野の中で「就職支援アドバイザーの配置」事業を実施する。 ・「就職支援アドバイザーの配置」事業では、民間企業経験のある外部人材を全日制高校41校、定時制高校16校に配置し、就業に関する相談や面接指導等の就職指導を実施する。 また、経済団体や社会保険労務士会等の協力を得ながら、キャリア教育を推進し、生徒の早期からのキャリア形成支援や企業選択に対する望ましい判断力の形成支援を実施する。	9,872	高校教育指導課	496
(3)	自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業	企業就労を希望するすべての特別支援学校高等部生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図る。 ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 ・障害者雇用促進に向けた取組	10,753	特別支援教育課	497
(3)	見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業	次代を担う子供たちの夢の実現と貧困などによる体験活動の機会の格差解消を支援するため、企業や大学等と連携し、リアルな職業体験（リアル体験教室）を提供する。 リアル体験教室 2,000人、リアル体験教室プレミアム 3,000人	4,981	青少年課	498
「埼玉県男女共同参画基本計画」関連事業における 令和4年度当初予算額合計（単位：千円） ※ 再掲を除く			260,540,436		

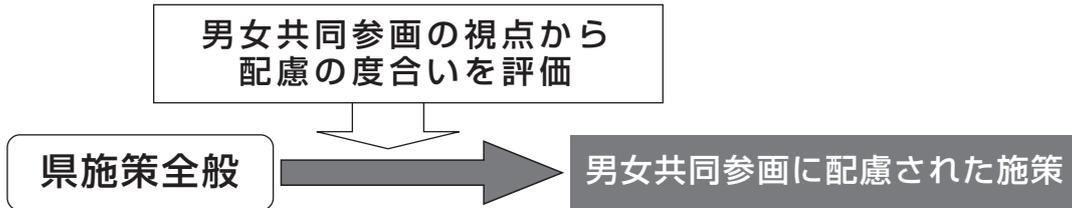
3 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「埼玉県男女共同参画基本計画」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価します。

自己チェックとして、各課は担当施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いを評価し、人権・男女共同参画課に報告をします。人権・男女共同参画課では、この結果を取りまとめ、各課にフィードバックすることで、全庁的に男女共同参画に配慮された事業の推進を図ります。

また、外部チェックとして、埼玉県男女共同参画審議会では実施状況をチェックし、意見を述べます。



(2) 評価方法及び内容

①自己チェック

ア 事業のチェック

全庁、全施策を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況についてチェックします。

【新規事業】

「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進する視点から、施策の基本的方向について施策の企画・立案時にチェックを実施します。

【埼玉県男女共同参画基本計画に関する主な事業】

実施後の状況について、「チェックポイント5^{ファイブ}」に基づきチェックを行いました。その結果については、次ページの概要のとおりです。



- 1 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
- 2 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか
または、双方が参加したか
- 3 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか
- 4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- 5 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか

イ 日常の取組（職員の意識改革・広報・県民サービス）について

【職員の意識改革】

男女共同参画の視点から、職場環境・県民サービスについて、職員が行う自己チェックを実施し、その結果を職場研修などで活用し、職員の意識改革を進めます。

【広報・県民サービスの向上】

「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用しながら、行政広報のチェックなどを行い、県民サービスの向上を図ります。

②外部チェック

「埼玉県男女共同参画基本計画」の関連事業については、令和4年3月28日に開催された埼玉県男女共同参画審議会において、審議されました。

4 令和3年度「事業のチェックポイント^{ファイブ}5」の概要

「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業について、担当課所が「チェックポイント5」に基づき自己チェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 「チェックポイント5」のチェック結果

チェックポイント5を実施した令和3年度関連事業…315事業

1	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握した	126事業 (40.0% 前年度：38.2%)
2	事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いた、または双方が参加した	211事業 (67.0% 前年度：66.9%)
3	女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をした	198事業 (62.9% 前年度：59.4%)
4	事業の方向性を男女共同参画に配慮した	150事業 (47.6% 前年度：42.7%)
5	事業の効果が女性、男性それぞれに寄与した	250事業 (79.4% 前年度：76.8%)

(2) 男女共同参画に配慮した主な内容（概要）

※＜ ＞内は事業名等。特に記載のないものは各種事業共通。

①事業の対象を男女別に把握

- ・相談件数、研修受講者（修了者）数、対象職員数、利用者数、育児休業取得者数などで、男女別にデータを把握した。
- ・男女別アンケートを実施し、ニーズの把握や今後の事業展開に役立てた。

②企画、立案、実施への男女共同参画

【県民コメントの実施】

- ・条例や計画の策定において県民コメントを実施し、男女の区別なく意見を聞いた。

【ボランティア団体・NPO等からのヒアリング】

- ・女性、男性双方の会員がいる関係団体と意見交換を行った。

【委員などにおける女性の登用】

- ・審議会、委員会、協議会、審査会等、各種会議の構成委員に女性を積極的に登用した。

【女性職員、男性職員双方による企画・立案・実施】

- ・企画会議に男女双方の職員が参加した。
- ・事業の実施や公的広報物作成では、女性職員・男性職員双方の意見を反映させた。

【女性、男性双方の県民が事業に参加】

- ・会議等の委員は性別に偏りがないように委嘱した。

③女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮

【インターネットの活用】

- ・相談、各種講座、イベント等の申込みを、パソコン・携帯電話等から電子で行うことができる。
- ・啓発資料などはいつでもホームページからダウンロード可としている。

【時間帯の配慮】

- ・事業や相談、研修会等を夜間や休日に実施したり、日中と夜間の時間帯両方を設けるなど、女性・男性双方が参加しやすいよう配慮した。

＜男女共同参画推進センター運営費＞

「With You さいたま」は月～土曜は21時まで、日曜・祝日も17時30分まで開館している。

【育児・介護への便宜】

- ・県民を対象とした講座等を実施する際には、可能な限り保育室の提供、保育士の手配などを行い、子育て世代の参加に配慮した。

【その他】

- ・エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を推進している。

④事業の方向性を男女共同参画に配慮

- ・広報物の作成、研修会の実施において、内容が男女のどちらか一方に偏ることがないように配慮した。

＜女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営＞

市町村地域防災計画修正の事前相談にあたり、男女共同参画への配慮について助言した。

＜男女共同参画推進センター運営費＞

男女共同参画の視点から男性をサポートするために、男性臨床心理士による電話相談を実施した。

⑤事業の効果が女性、男性それぞれに寄与

＜県営住宅の定期募集＞

県営住宅の定期募集の抽選において、母子・父子世帯に対する優遇措置を図り、安心して子育てを行う場を確保することができた。

＜「表現ガイド」の普及促進＞

より良い公的広報を目指した「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」（冊子）を活用し、広報物作成のガイドラインとして、より適切な表現を考える手がかりを提供した。

＜企業内保育所設置等促進事業＞

企業内保育所の設置が進むことによって、男女を問わず子育て期の従業員にとってより働きやすい職場づくりの形成に寄与した。

5 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進

【埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の概要】

男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的とした総合的な拠点施設として、平成14年4月、さいたま市に開設しました。

○事業の概要

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット、SNS（Facebook）による情報発信
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行（7月、11月、3月）
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

2 相談事業

個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の業務を行っている。

3 講演・研修事業

- (1) イベント・講座
男女共同参画の普及啓発のためのイベントや講座の開催
- (2) 市町村職員等研修
各地域での男女共同参画推進に資するため、市町村職員等対象の研修会の開催
- (3) DV防止の意識啓発
女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化と意識啓発のためのフォーラムの開催
- (4) 講師の派遣
男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を目的に、職員を研修・講座等の講師として派遣

4 自主活動・交流支援事業

- (1) 男女共同参画の活動を行う市民団体に対する自主活動発表の場の提供
- (2) ボランティア活動の支援
- (3) 東日本大震災被災者支援（避難者交流会の開催）

5 女性チャレンジ支援事業

シングルマザーや働きづらさ・生きづらさを抱えた女性を対象とした講座及びグループ相談会の開催

6 調査・研究事業

男女共同参画を推進するための調査・研究

○令和3年度事業実績

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット等による情報発信
 - ・資料数：27,920点（うち、視聴覚資料105点）
 - ・利用者数：13,067人
 - ・ホームページアクセス件数：188,917件
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行：7月、11月、3月に各7,000部を発行
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出
 - ・貸出件数：全24種を延べ59団体に貸出

2 相談事業（令和3年度相談受付状況）

- (1) 相談種類及び相談内容別受付状況 (件)

	生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	計	うち性的マイノリティに関する相談
電話相談	555	1,357	464	807	1,578	1,448	761	361	229	1,616	9,176	44
面接相談	0	1	0	2	3	0	31	0	0	1	38	0
専門相談	14	8	17	33	14	18	37	15	2	9	167	1
インターネット相談	4	1	1	20	25	1	46	5	4	7	114	0
グループ相談	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	38	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	573	1,367	482	862	1,620	1,467	913	381	235	1,633	9,533	45

※ 性的マイノリティに関する相談は、H28.8から統計を開始した。

「With You さいたま相談室」受付時間：月～土曜日 10時～20時30分

- (2) 年代別・相談内容別受付状況

下段は男性からの相談件数（再掲）

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
生き方	2 0	110 36	55 6	127 9	134 7	76 10	45 0	24 0	573 68
こころ	3 2	129 85	277 59	305 12	475 53	81 15	56 2	41 0	1,367 228
からだ・性	17 10	32 23	74 4	112 32	166 4	33 6	35 2	13 1	482 82
夫婦	0 0	22 1	180 22	257 48	233 24	115 8	44 2	11 1	862 106
家族・親族	6 0	101 26	222 12	372 28	519 14	215 26	135 3	50 3	1,620 112
人間関係	5 3	154 18	173 9	520 15	348 9	107 6	113 3	47 3	1,467 66
DV	4 0	77 13	233 21	284 40	158 18	59 3	33 0	65 4	913 99
仕事	0 0	66 24	56 5	120 8	96 0	24 6	0 0	19 0	381 43
暮らし	0 0	4 2	35 9	72 7	61 3	30 5	23 1	10 1	235 28
その他	11 9	169 106	263 64	349 47	344 29	58 13	46 3	393 45	1,633 316
計	48 24	864 334	1,568 211	2,518 246	2,534 161	798 98	530 16	673 58	9,533 1,148

(3) 男性臨床心理士による男性のための相談の状況

内 容	開 催 日	相談件数
日頃から「男は強くなければならない」、「弱音を吐いてはいけない」など、生きづらさを抱えている男性に対し、男性臨床心理士による電話相談を、通常の相談とは別に日曜日に行った。	毎月第3日曜日 11:00~15:00	110件 ((1)の件数 を含む)

(4) グループ相談会

内 容	開 催 日	相談件数
人間関係、家族、DVなどの悩みを抱えながら、なかなか周りの人に話せずにいる同じ思いを持った方たちが集まり、埼玉弁護士会有志の方々との共催でカフェ形式の相談会を行った。	6/6、12/5	38件 ((1)の件数 を含む)

3 講演・研修事業

(1) 主催イベント・講座

名 称	開 催 日	参加者数
埼玉150周年記念・男女共同参画週間講演会 「諦めない力～あなたへのエール～」	6/27	215人
男女共同参画で取り組む防災セミナー	9/11	110人
女性の貧困問題講演会「コロナ禍で追い込まれる女性たち」	10/23	117人
女性リーダー育成講座（全9回） ※第2回は動画（オンデマンド配信）により実施 ※右記9回のほか希望者のみの補修1回（10人参加）実施	8/7、8/16~30 （オンライン配信）、 9/11、10/23、 11/6、12/11、 1/15、2/6、 3/12	176人
メンズプロジェクト講演会「男同士が語る 働きやすい職場って!？」	11/6	85人
多様性を考える男女共同参画講演会「性の多様性ってなんだろう？ ～LGBTQを含むみんなが平等な社会について考えよう～」	12/11	145人
女性リーダー育成講座フォローアップ講座	12/11	10人
With You さいたまフェスティバル講演会	2/6	142人
女性リーダー育成講座成果報告会	3/12	6人

※ 参加者数には配信動画視聴（申込）者を含む。

(2) 市町村職員研修

名 称	開 催 日	参加者数
市町村男女共同参画担当職員初任者研修 ※新型コロナウイルス感染症拡大により資料配布のみ	4/23	中止
市町村男女共同参画担当職員専門研修（女性の貧困問題講演会同時開催）	10/23	16人
市町村男女共同参画担当職員課題別研修会（全8回）	—	112人

※ 参加者数には配信動画を視聴（申込）した職員を含む。

(3) DV防止啓発等

名 称	開 催 日	参加者数
性暴力防止セミナー（さいたま市共催） ※オンライン講座	7/28 （～8/6配信）	246人 （配信登録者数）
DV防止フォーラム2021	11/14	46人
デートDV防止講座	10～2月 （全5回）	1,892人

(4) 県立小児医療センターとの共催講座

名 称	開 催 日	参加者数
県民のための医療セミナー2021 「いま知っておきたい！ 家庭でできる感染症対策 ～新型コロナやインフルエンザから『お子さんを守る』ために～」	11/27	24人

(5) 埼玉弁護士会との共催講座

名 称	開 催 日	参加者数
女性のための法律講座&相談会	11/8	19人
女性のための法律講座&相談会	3/2	24人

(6) 公益財団法人埼玉県母子寡婦連合会（R4.3.1～埼玉県ひとり親福祉連合会）との共催事業

名 称	開 催 日	参加者数
ひとり親のためのPC教室 （①パワーポイント実践、②ワード基礎・応用、③エクセル初級・中級）	①9/26、27 ②11/3、4 ③1/30、31	①26人 ②22人 ③24人

(7) 県産業支援課との共催事業

名 称	開 催 日	参加者数
埼玉県女性経営者支援セミナー	2/8	30人

(8) 講師の派遣（県政出前講座）

ア 対象

市町村職員、民生委員・児童委員、教職員、大学生、高校生、一般市民等

イ 内容・回数

男女共同参画基礎講座 32回

災害・防災と男女共同参画 17回

知っていますか？デートDV 17回

4 自主活動・交流支援事業

(1) 市民団体の活動発表の場の提供

名 称	開 催 日	参加者数
With You さいたまフェスティバル	2/4~6	23団体

(2) ボランティア活動の支援

名 称	登録者数
With You さいたまサポートスタッフの登録 (活動内容：センター事業の補助、情報ライブラリー通信の編集、自主企画イベントの運営など)	8人

(3) 東日本大震災被災者支援

テーマ	開 催 日	参加者数
埼玉県内避難者交流会「さいがい・つながりカフェ」	毎月第2、第4木曜日	各回15人程度

5 女性チャレンジ支援事業

名 称	開 催 日	参加者数
シングルマザー等女性のための「生き方セミナー」	9月~3月 (年7回)	91人
シングルマザー等女性のためのグループ相談会 「ママ・カフェ」	9月~3月 (年7回)	60人
働きづらさ生きづらさを抱えた女性のための 「将来計画設計講座」	9月~3月 (年9回)	56人

6 調査・研究事業

令和3年度「埼玉県男女共同参画推進センターの今後の実施事業のあり方についての研究」

7 その他

国立大学法人埼玉大学との共催事業「ユース×ジェンダープロジェクト@埼玉大学」 参加学生11人

○令和4年度事業計画

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット、SNS (Facebook) による情報発信
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行：7月、11月、3月に各7,000部を発行
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

2 相談事業

名 称	開 催 日
With You さいたま電話相談	月～土曜日 10時～20時30分
男性臨床心理士による男性のための電話相談	毎月第1・3日曜日 11時～15時
グループ相談	年3回

3 講演・研修事業

(1) イベント・講座

名 称	開 催 日	定 員
With You さいたま開設20周年イベント ・記念講演・男女共同参画週間講演会 ・トークセッション	6/25	80人
女性リーダー育成講座（全9回）	7/23、8/20、 9/24、10/22、 11/19、12/17、 1/14、2/5、 3/11	24人
女性の貧困問題講演会 「若年女性支援の『これから』を考える」	7/23	90人
多様性を考える男女共同参画講演会「おとなの性教育」	10/22	90人
女性リーダー育成講座フォローアップ講座	12/17	—
With You さいたまフェスティバル講演会 「これからの男の子とおとなたちへ」	2/5	90人
女性リーダー育成講座成果報告会	3/11	90人

(2) 市町村職員研修

名 称	開 催 日	定 員
市町村男女共同参画担当職員初任者研修	4/22	—
市町村男女共同参画担当職員専門研修 （女性の貧困問題講演会同時開催）	7/23	—
市町村男女共同参画担当職員課題別研修会（全6回）	講演会同時開催	—
市町村男女共同参画担当職員地域研修会	県内2か所	—

(3) DV防止の意識啓発

名 称	開 催 日	定 員
性暴力防止セミナー（さいたま市共催） ※オンライン講座	8/2～8/28	—
DV防止フォーラム	11/13	70人
デートDV防止講座	7月～12月（全5回）	—

(4) 共催講座

名 称	開 催 日	定 員
女性経営者支援セミナー（県産業支援課と共催）	①6月 ②2月	30人
女性のための法律講座&相談会（埼玉弁護士会と共催）	①11月 ②3月	①45人 ②45人
県民のための医療セミナー（県立小児医療センターと共催）	12/3	40人

(5) 講師の派遣（県政出前講座等）

随時実施（4月～3月）

4 自主活動・交流支援事業

(1) 市民団体の活動発表の場の提供

名 称	開 催 日
With You さいたまフェスティバル	2/3～5

(2) ボランティア活動の支援

名 称	登録者数
With You さいたまサポートスタッフの登録 （活動内容：センター事業の補助、情報ライブラリー通信の編集、自主企画イベントの運営など）	8人

(3) 東日本大震災被災者支援

テーマ	開 催 日	参加者数
埼玉県内避難者交流会「さいがい・つながりカフェ」	毎月第2、第4木曜日	各回15人程度

5 女性チャレンジ支援事業

名 称	開 催 日	定 員
シングルマザーや働きづらさ生きづらさを抱えた女性のための「生き方セミナー」	8月～3月（年8回）	各回18人
シングルマザーや働きづらさ生きづらさを抱えた女性のためのグループ相談会	8月～3月（年8回）	各回12人

6 調査・研究事業

困難を抱えた若年女性への支援について

6 女性キャリアセンター

○事業の概要

平成20年5月、県がさいたま市内に設置した、女性のための就業支援施設。個別相談、就職支援セミナー、職業紹介、職場におけるステップアップや業務スキル向上などに役立つ各種セミナー等により、女性の就業・定着・両立・キャリアアップを総合的に支援する。

○令和3年度事業実績

1 面談相談・電話相談

内 容	実 績
働くための条件整備、就業希望条件の整理、求人情報の紹介をトータルで支援した。また、働く女性のキャリアアップや就業継続に関する相談に対応した。 【電話相談】1回20分 月～金曜日 10時～16時30分 【面談相談】1回45分 月～土曜日 10時～16時15分	【電話相談】 1,327件 【面談相談】 4,911件

2 各種セミナーの実施

内 容	実 績
就職を希望する女性のために、応募書類の書き方や面接対策など、就職活動に役立つセミナーや業務体験・企業説明会を実施した。 また、働く女性に対して「働く女性応援講座」を開催した。	173回・4,547人

3 在宅ワーカーの育成、マッチング支援

内 容	実 績
子育て期の女性が働きやすい「在宅ワーク」という働き方を広めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援した。	セミナー等 3,134人

○令和4年度事業計画

1 面談相談・電話相談

内 容
働くための条件整備、就業希望条件の整理、求人情報の紹介をトータルで支援する。また、働く女性のキャリアアップや就業継続に関する相談に対応する。 【電話相談】1回15分 月～金曜日 10時～16時30分 【面談相談】1回45分 月～土曜日 10時～16時15分

2 各種セミナーの実施

内 容
就職を希望する女性のために、応募書類の書き方や面接対策など、就職活動に役立つセミナーや業務体験、企業説明会を実施する。 また、働く女性を対象に「働く女性応援講座」「女性管理職向け研修」を開催する。

3 在宅ワーカーの育成、マッチング支援

内 容
子育て期の女性が働きやすい「在宅ワーク」という働き方を広めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援する。

7 埼玉県荻野吟子賞



埼玉県では、本県出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子（おぎのぎんこ）」にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をしているなど、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所の方々に「埼玉県荻野吟子賞」を贈っています。

この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。（令和3年度に「さいたま輝き荻野吟子賞」から名称変更）

■ 対象者

個人・団体部門	県内に在住（勤・学）若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体
いきいき職場部門	県内に所在し、女性の能力活用、男女の職域拡大又は仕事と子育て、家庭生活との両立支援など、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

○●●●●●○○○ 令和3年度受賞者 ○●●●●●○○○

個人・団体部門

※敬称略、経歴等は原則として応募時のもの

◎大賞

佐藤 麻里子（有）佐藤酒造店 杜氏

（有）佐藤酒造店杜氏。大学在学中に、彩の国酒造り学校で酒造りを学び、平成27年に実家である（有）佐藤酒造店に入社。酒造りは男性が行うものという考えが強い酒造業界において、県内初の女性杜氏となり酒造りの責任者として蔵人を率いる。2019年、2020年には全国燗酒コンテストで金賞を受賞。

日本酒需要が低迷する中、女性や若い世代のニーズに応える酒造りに取り組み、自ら新商品の開発やデザインも手掛ける。（越生町在住）

サイタマ・レディース経営者クラブ

女性経営者異業種交流団体。県が実施した「レディース・トップ・スクール」の修了生が集い昭和62年に設立。都道府県レベルとしては全国初の女性経営者・幹部による異業種交流グループ。

女性経営者・起業家育成に向け、勉強会や講演会、異業種交流を実施し、女性活躍を推進。

若い世代の育成にも尽力し、県内大学の「ダイバーシティ」を学ぶ講義や県内高校の経営を学ぶ授業への協力を行っている。（越谷市）

◎奨励賞

山守 瑠奈（京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所 助教）

京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所 助教。海洋生物の生態・環境保全を研究。

女性の少ないフィールド科学分野において先駆的な研究に取り組み、多数の功績を収めている。（2020年度日本学術振興会育志賞、2021年度日本ベントス学会奨励賞など）

中高生に対し、性別を問わずフィールド科学分野に興味を持ってもらえるよう、出前授業や講演・交流会等に積極的に参加している。（朝霞市出身）

いきいき職場部門

※五十音順

有限会社福祉ネットワークさくら（さいたま市浦和区）

福祉サービス事業。子供が小さいうちは非常勤パートとして、子供の手が離れたら再び正社員に、そして管理職といった働き方が可能。柔軟な働き方制度の導入は、ライフステージの変化による離職を防いでいる。

業務上必要な資格取得に係る受講料も会社が負担。女性のための多くの取組が今では男性にとっても活用しやすい制度となり、男女ともに働きやすい職場環境を提供している。

株式会社矢口造園（北本市）

造園土木工事業、公園管理。女性の少ない造園業界において、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組み、女性の新規採用や正社員登用に繋げている。

独自の業務管理システムを導入し、業務の効率化を図り残業時間を大幅に削減するなど仕事と家庭の両立を支援。また、家庭の事情に応じて柔軟な勤務時間も設定が可能。業界で必要な資格を会社負担で取得でき、女性社員が多く資格を得て現場で活躍している。

第3部

市町村における 男女共同参画施策の 推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定や基本計画の策定など、その推進状況がわかるように概要を掲載しました。(令和4年4月1日現在)

- 1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況
- 2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）
- 3 審議会等委員への女性の登用状況
- 4 自治体職員の状況
- 5 市町村における女性の参画マップ

1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況

(令和4年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画に関する条例			男女共同参画の推進に関する計画 (令和4年4月1日現在で有効なもの)		女性活躍推進法との関係	苦情処理体制
	条例名称	公布日	施行日	計画名	計画期間(年度)		
さいたま市	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	H15.3.14	H15.4.1	第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	H31~R5	1	有
川越市	川越市男女共同参画推進条例	H13.12.21	H13.12.21	第六次川越市男女共同参画基本計画	R3~R7	1	有
熊谷市	熊谷市男女共同参画推進条例	H17.10.1	H17.10.1	第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン	H31~R10	1	—
川口市	川口市男女共同参画推進条例	H24.3.27	H24.4.1	第2次川口市男女共同参画計画(改訂)	H30~R4	1	有
行田市	行田市男女共同参画推進条例	H19.3.30	H19.4.1			0	—
秩父市				2017デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画)	H29~R8	1	—
所沢市	所沢市男女共同参画推進条例	H16.9.24	H17.1.1	第4次所沢市男女共同参画計画	H31~R10	1	有
飯能市	飯能市男女共同参画推進条例	H27.12.18	H28.4.1	第5次飯能市男女共同参画プラン	H30~R4	1	有
加須市	加須市男女共同参画推進条例	H23.7.7	H23.7.7	第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」	R4~R12	1	—
本庄市				第3次本庄市男女共同参画プラン	H30~R4	1	—
東松山市	東松山市男女共同参画推進条例	H18.3.27	H18.4.1	第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画)	R3~R7	1	—
春日部市	春日部市男女共同参画推進条例	H18.12.18	H19.4.1	第2次春日部市男女共同参画基本計画	H30~R4	1	—
狭山市	狭山市男女共同参画推進条例	H27.6.29	H27.6.29	第5次狭山市男女共同参画プラン	R4~R8	1	—
羽生市				第3次羽生市男女共同参画基本計画	H31~R10	1	—
鴻巣市	鴻巣市男女共同参画推進条例	H23.12.27	H24.3.10	このす男女共同参画プラン	R2~R9	1	—
深谷市	深谷市男女共同参画推進条例	H26.9.30	H27.1.1	第3次深谷市男女共同参画プラン	H30~R4	1	—
上尾市	上尾市男女共同参画推進条例	H19.3.27	H19.4.1	第3次上尾市男女共同参画計画~デュエットプラン21~	R3~R7	1	有
草加市	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	H16.9.17	H16.10.1	草加市男女共同参画プラン2021	R3~R7	1	有
越谷市	越谷市男女共同参画推進条例	H17.3.31	H17.7.1	第4次越谷市男女共同参画計画	R3~R13	1	有
蕨市	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	H15.3.27	H15.6.1	蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)後期計画	H31~R5	1	—
戸田市	戸田市男女共同参画推進条例	H28.9.30	H28.10.1	第五次戸田市男女共同参画計画	H31~R10	1	有
入間市	入間市男女共同参画推進条例	H22.3.29	H22.4.1	第5次いるま男女共同参画プラン	R4~R8	1	—
朝霞市	朝霞市男女平等推進条例	H15.3.24	H15.4.1	第2次朝霞市男女平等推進行動計画	H28~R7	1	有
志木市	志木市男女共同参画推進条例	H14.6.24	H14.7.1	第6次志木市男女共同参画基本計画	R3~R7	1	有
和光市	和光市男女共同参画推進条例	H16.12.21	H17.4.1	第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	R3~R12	1	有
新座市	新座市男女共同参画推進条例	H12.6.15	H12.7.1	第3次にいざ男女共同参画プラン	H28~R2	1	—
桶川市	桶川市男女共同参画推進条例	H14.3.28	H14.4.1	桶川市第四次男女共同参画基本計画	H31~R5	1	有
久喜市	久喜市男女共同参画を推進する条例	H22.9.30	H22.9.30	第2次久喜市男女共同参画行動計画	H30~R4	1	有
北本市	北本市男女共同参画推進条例	H18.3.31	H18.7.1	第五次北本市男女行動計画	H30~R4	1	—
八潮市	八潮市男女共同参画推進条例	H15.12.25	H16.4.1	第4次八潮市男女共同参画プラン	H28~R7	1	有
富士見市	富士見市男女共同参画推進条例	H20.6.13	H20.7.1	富士見市男女共同参画プラン(第4次)	R3~R12	1	—
三郷市	三郷市男女共同参画社会づくり条例	H18.9.27	H19.1.1	第5次みさと男女共同参画プラン	R3~R7	1	有

市町村名	男女共同参画に関する条例			男女共同参画の推進に関する計画 (令和4年4月1日現在で有効なもの)		女性活躍推進法との関係	苦情処理体制
	条例名称	公布日	施行日	計画名	計画期間(年度)		
蓮田市				はずだ男女共生プラン2025	H28～R7	0	—
坂戸市	坂戸市男女共同参画推進条例	H16.6.24	H16.7.1	第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)	R4～R8	1	—
幸手市	幸手市男女共同参画を推進する条例	H29.3.17	H29.6.1	第5次幸手市男女共同参画プラン	R3～R8	1	有
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	H22.3.24	H22.4.1	つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)	R4～R8	1	—
日高市	日高市男女共同参画推進条例	H28.12.22	H29.1.1	第5次日高市男女共同参画プラン	R3～R7	1	有
吉川市	吉川市男女共同参画推進条例	H15.12.18	H16.4.1	第4次吉川市男女共同参画基本計画	R4～R13	1	有
ふじみ野市	ふじみ野市男女共同参画推進条例	H27.6.23	H27.10.1	ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	H30～R12	1	有
白岡市				第5次白岡市男女共同参画プラン	R4～R8	1	—
伊奈町				第3次伊奈町男女共同参画プラン	R4～R13	1	—
三芳町				みよし男女共同参画プラン	H28～R5	2	—
毛呂山町				第三次もろやま男女共同参画プラン	H27～R6	1	—
越生町				越生町男女共同参画プラン(第4次計画)	R3～R7	1	—
滑川町				第3次滑川町パートナーシッププラン	R4～R13	1	有
嵐山町	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	H16.3.9	H16.4.1	第4次嵐山町男女共同参画プラン	R4～R8	1	—
小川町				おがわ男女共同参画推進プラン(第4次)	R4～R8	1	—
川島町	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	H25.3.29	H25.4.1	第2次川島町男女共同参画推進計画	R3～R12	1	—
吉見町				第三次吉見町男女共同参画プラン	H26～R5	0	—
鳩山町				(改定) 鳩山町男女共同参画計画	H30～R4	1	—
ときがわ町				第3次ときがわ町男女共同参画プラン	R4～R13	1	—
横瀬町				第3次横瀬町男女共同参画プラン	R2～R5	1	—
皆野町				第3次皆野町男女共同参画プラン	R4～R7	1	—
長瀨町				第3次長瀨町男女共同参画プラン	R2～R5	1	—
小鹿野町				第2次小鹿野町男女共同参画計画	H31～R10	1	—
東秩父村				みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	R3～R10	1	—
美里町				美里町男女共同参画推進プラン	R4～R8	1	—
神川町				神川町男女共同参画プラン	H25～R4	0	—
上里町	上里町男女がともに輝く町づくり条例	H15.5.1	H15.6.1	第3次かみさと男女共同参画推進プラン	H31～R5	1	—
寄居町				寄居町男女共同参画推進プラン2020	R2～R10	1	—
宮代町				第3次宮代町男女共同参画プラン	R4～R13	1	—
杉戸町				すぎと男女共同参画プラン(第5次)	R3～R7	1	—
松伏町	松伏町男女共同参画推進条例	H15.9.25	H16.4.1	松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」	R2～R6	1	有
計	39			62		—	22

※ 「女性活躍推進法との関係」 … 《2: 個別、1: 一体、0: 未整備》

2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）

（令和4年4月1日現在）

市町村名	総議員数（人）		女性比率 （%）	女性 市町村長数 （人）	副市町村長数（人）		女性比率 （%）	自治会長数（人）		女性比率 （%）	市町村防災会議委員（人）		女性比率 （%）
		うち 女性数				うち 女性数			うち 女性数			うち 女性数	
さいたま市	60	12	20.0	0	3	0	0.0	861	72	8.4	80	9	11.3
川越市	36	8	22.2	0	2	0	0.0	291	21	7.2	43	5	11.6
熊谷市	30	6	20.0	0	2	0	0.0	363	13	3.6	50	7	14.0
川口市	42	11	26.2	0	2	0	0.0	232	11	4.7	63	8	12.7
行田市	20	3	15.0	0	1	1	100.0	185	13	7.0	36	5	13.9
秩父市	21	2	9.5	0	1	0	0.0	80	1	1.3	48	3	6.3
所沢市	31	8	25.8	0	1	0	0.0	281	27	9.6	48	6	12.5
飯能市	19	6	31.6	0	1	0	0.0	134	3	2.2	52	2	3.8
加須市	27	9	33.3	0	1	0	0.0	179	1	0.6	55	6	10.9
本庄市	21	5	23.8	0	1	0	0.0	85	0	0.0	39	4	10.3
東松山市	21	3	14.3	0	1	0	0.0	121	3	2.5	33	4	12.1
春日部市	30	4	13.3	0	0	0	0.0	198	8	4.0	33	3	9.1
狭山市	22	4	18.2	0	1	0	0.0	119	6	5.0	38	7	18.4
羽生市	14	1	7.1	0	1	0	0.0	75	0	0.0	30	6	20.0
鴻巣市	26	8	30.8	0	1	0	0.0	234	18	7.7	39	4	10.3
深谷市	24	4	16.7	0	1	0	0.0	200	1	0.5	52	4	7.7
上尾市	30	6	20.0	0	1	0	0.0	114	3	2.6	33	4	12.1
草加市	26	5	19.2	0	1	0	0.0	118	7	5.9	35	7	20.0
越谷市	32	10	31.3	0	1	0	0.0	379	24	6.3	40	5	12.5
蕨市	18	6	33.3	0	0	0	0.0	37	3	8.1	35	5	14.3
戸田市	26	5	19.2	0	1	0	0.0	47	1	2.1	35	3	8.6
入間市	22	5	22.7	0	1	0	0.0	119	6	5.0	36	9	25.0
朝霞市	24	7	29.2	0	1	0	0.0	82	12	14.6			
志木市	14	2	14.3	0	1	0	0.0	38	2	5.3	34	3	8.8
和光市	17	5	29.4	1	1	0	0.0	102	10	9.8	33	7	21.2
新座市	26	12	46.2	0	1	0	0.0	61	15	24.6	41	9	22.0
桶川市	19	4	21.1	0	1	0	0.0	78	2	2.6	29	2	6.9
久喜市	27	8	29.6	0	1	0	0.0	254	15	5.9	43	7	16.3
北本市	20	6	30.0	0	1	0	0.0	111	6	5.4	42	7	16.7
八潮市	21	8	38.1	0	1	0	0.0	44	2	4.5	38	12	31.6
富士見市	21	5	23.8	0	1	0	0.0	55	1	1.8	31	4	12.9
三郷市	24	7	29.2	0	2	0	0.0	127	7	5.5	37	6	16.2

市町村名	総議員数(人)		女性比率 (%)	女性 市町村長数 (人)	副市町村長数(人)		女性比率 (%)	自治会長数(人)		女性比率 (%)	市町村防災会議委員(人)		女性比率 (%)
	うち 女性数	うち 女性数			うち 女性数	うち 女性数		うち 女性数	うち 女性数				
蓮田市	20	6	30.0	0	1	0	0.0	94	7	7.4	21	0	0.0
坂戸市	19	4	21.1	0	1	0	0.0	154	9	5.8	33	5	15.2
幸手市	15	4	26.7	0	1	0	0.0	107	11	10.3	36	2	5.6
鶴ヶ島市	18	4	22.2	0	1	0	0.0	80	11	13.8	30	5	16.7
日高市	16	2	12.5	0	1	0	0.0	79	4	5.1	30	5	16.7
吉川市	20	5	25.0	0	1	0	0.0	95	4	4.2	35	9	25.7
ふじみ野市	21	6	28.6	0	1	0	0.0	58	7	12.1	33	5	15.2
白岡市	18	4	22.2	0	1	0	0.0	45	0	0.0	33	1	3.0
伊奈町	15	3	20.0	0	1	0	0.0	22	1	4.5			
三芳町	15	6	40.0	0	1	0	0.0	14	1	7.1	27	4	14.8
毛呂山町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	69	13	18.8			
越生町	11	5	45.5	0	1	0	0.0	29	0	0.0	31	3	9.7
滑川町	13	2	15.4	0	1	0	0.0	15	0	0.0	24	1	4.2
嵐山町	13	3	23.1	0	1	0	0.0	35	0	0.0	25	8	32.0
小川町	16	2	12.5	0	1	0	0.0	76	0	0.0	30	4	13.3
川島町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	80	5	6.3			
吉見町	14	3	21.4	0	1	0	0.0	75	5	6.7			
鳩山町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	19	1	5.3	28	2	7.1
ときがわ町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	49	0	0.0	34	1	2.9
横瀬町	10	2	20.0	0	1	0	0.0	23	0	0.0	29	2	6.9
皆野町	12	1	8.3	0	1	0	0.0	37	0	0.0	24	0	0.0
長瀨町	9	1	11.1	1	1	0	0.0	27	1	3.7	26	2	7.7
小鹿野町	12	0	0.0	0	1	0	0.0	67	0	0.0	26	0	0.0
東秩父村	8	1	12.5	0	1	0	0.0	21	0	0.0	20	0	0.0
美里町	11	1	9.1	0	1	0	0.0	23	0	0.0	21	3	14.3
神川町	12	3	25.0	0	1	0	0.0	23	0	0.0	18	2	11.1
上里町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	92	2	2.2			
寄居町	16	3	18.8	0	1	0	0.0	67	0	0.0	36	0	0.0
宮代町	14	3	21.4	0	1	0	0.0	76	4	5.3	37	2	5.4
杉戸町	15	4	26.7	0	1	0	0.0	45	1	2.2	38	5	13.2
松伏町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	80	6	7.5	23	3	13.0
計	1,254	285	22.7	2	67	1	1.5	7,180	407	5.7	2,029	247	12.2

3 審議会等委員への女性の登用状況

(原則令和4年4月1日現在*)

市町村名	審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入)						審議会等及び委員会等における登用状況											
	目標値 (%)		審議会等の数	総委員数 (人)		目標における現状値 (%)	地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会等における登用状況 (A)			地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会等における登用状況 (B)			(A+B)					
	目標年度	うち女性委員数		審議会等の数	総委員数 (人)		女性比率 (%)	委員会等の数	総委員数 (人)	女性比率 (%)	審議会等の数	総委員数 (人)	女性比率 (%)					
さいたま市	42	R5	152	2,111	727	34.4	93	1,552	519	33.4	6	113	18	15.9	99	1,665	537	32.3
川越市	40	R7	66	913	272	29.8	66	913	272	29.8	6	35	5	14.3	72	948	277	29.2
熊谷市	40	R5	54	586	174	29.7	48	551	168	30.5	6	35	6	17.1	54	586	174	29.7
川口市	35	R7	59	2,368	638	26.9	53	2,338	634	27.1	6	30	4	13.3	59	2,368	638	26.9
行田市	40	R12	47	647	171	26.4	47	647	171	26.4	6	34	6	17.6	53	681	177	26.0
秩父市							26	360	65	18.1	6	44	6	13.6	32	404	71	17.6
所沢市	40	R9	74	1,162	344	29.6	63	833	234	28.1	6	36	7	19.4	69	869	241	27.7
飯能市	30	R4	55	539	129	23.9	45	504	124	24.6	6	35	5	14.3	51	539	129	23.9
加須市	40	R7	34	489	148	30.3	27	442	136	30.8	6	32	5	15.6	33	474	141	29.7
本庄市	30	R6	33	453	101	22.3	33	453	101	22.3	6	60	8	13.3	39	513	109	21.2
東松山市	30	R7	73	805	253	31.4	50	535	147	27.5	5	24	8	33.3	55	559	155	27.7
春日部市	50	R4	70	875	265	30.3	63	791	224	28.3	6	37	6	16.2	69	828	230	27.8
狭山市	40	R8	44	585	192	32.8	44	585	192	32.8	6	30	8	26.7	50	615	200	32.5
羽生市	31.1	R5	57	955	281	29.4	50	908	272	30.0	6	27	4	14.8	56	935	276	29.5
鴻巣市	35	R9	40	520	149	28.7	40	520	149	28.7	5	26	5	19.2	45	546	154	28.2
深谷市	30	R4	48	723	181	25.0	23	493	125	25.4	6	56	9	16.1	29	549	134	24.4
上尾市	40	R7	61	764	217	28.4	46	601	182	30.3	6	37	5	13.5	52	638	187	29.3
草加市	40	R4	60	691	224	32.4	40	493	158	32.0	6	31	4	12.9	46	524	162	30.9
越谷市	35	R12	74	1,252	413	33.0	59	1,143	383	33.5	6	47	7	14.9	65	1,190	390	32.8
蕨市	40	R5	47	709	297	41.9	41	479	188	39.2	6	25	8	32.0	47	504	196	38.9
戸田市	40	R9	52	564	153	27.1	47	547	149	27.2	5	17	4	23.5	52	564	153	27.1
入間市	35	R8	47	664	207	31.2	47	664	207	31.2	6	38	3	7.9	53	702	210	29.9
朝霞市	45	R7	55	690	230	33.3	55	690	230	33.3	6	37	9	24.3	61	727	239	32.9
志木市	40	R7	28	283	74	26.1	28	283	74	26.1	6	29	6	20.7	34	312	80	25.6
和光市	50	R12	28	334	102	30.5	27	334	102	30.5	6	28	7	25.0	33	362	109	30.1
新座市	40	R4	56	647	228	35.2	45	617	223	36.1	6	30	5	16.7	51	647	228	35.2
桶川市	40	R5	39	496	128	25.8	39	496	128	25.8	5	25	6	24.0	44	521	134	25.7
久喜市	40	R4	54	783	304	38.8	48	747	298	39.9	6	36	6	16.7	54	783	304	38.8
北本市	40	R4	40	423	117	27.7	32	360	109	30.3	5	32	7	21.9	37	392	116	29.6
八潮市	40	R7	67	845	289	34.2	61	814	280	34.4	6	31	9	29.0	67	845	289	34.2
富士見市	40	R12	38	490	155	31.6	35	470	146	31.1	6	31	5	16.1	41	501	151	30.1
三郷市	37	R7	34	418	137	32.8	34	418	137	32.8	6	34	7	20.6	40	452	144	31.9

※ 調査時点は原則として令和4年4月1日であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

市町村名	審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入)						審議会等及び委員会等における登用状況											
							地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況(A)						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況(B)					
	目標値(%)	目標年度	審議会等の数	総委員数(人)	うち女性委員数	目標における現状値(%)	審議会等の数	総委員数(人)	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等の数	総委員数(人)	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等の数	総委員数(人)	うち女性委員数	女性比率(%)
蓮田市	30	R7	37	337	115	34.1	37	337	115	34.1	6	36	5	13.9	43	373	120	32.2
坂戸市	40	R8	48	515	142	27.6	43	501	128	25.5	6	27	6	22.2	49	528	134	25.4
幸手市	35	R2	23	275	74	26.9	23	275	74	26.9	6	37	3	8.1	29	312	77	24.7
鶴ヶ島市	40	R7	25	412	143	34.7	25	412	143	34.7	5	23	5	21.7	30	435	148	34.0
日高市	45	R7	42	486	204	42.0	35	401	169	42.1	6	30	10	33.3	41	431	179	41.5
吉川市	40	R13	37	404	129	31.9	28	321	90	28.0	6	35	8	22.9	34	356	98	27.5
ふじみ野市	40	R5	47	560	188	33.6	41	527	186	35.3	6	33	2	6.1	47	560	188	33.6
白岡市	30	R8	66	1,055	305	28.9	23	262	59	22.5	6	30	6	20.0	29	292	65	22.3
伊奈町	35	R6	27	270	88	32.6	27	270	88	32.6	6	27	3	11.1	33	297	91	30.6
三芳町	30	R5	29	293	92	31.4	29	293	92	31.4	6	24	4	16.7	35	317	96	30.3
毛呂山町	30	R6	18	189	55	29.1	16	155	43	27.7	5	19	6	31.6	21	174	49	28.2
越生町	35	R4	6	81	23	28.4	6	81	23	28.4	6	27	6	22.2	12	108	29	26.9
滑川町	35	R13	23	262	56	21.4	18	235	49	20.9	5	27	7	25.9	23	262	56	21.4
嵐山町	35	R7	22	263	75	28.5	22	263	75	28.5	5	29	6	20.7	27	292	81	27.7
小川町	33.3	R7	29	337	90	26.7	24	308	83	26.9	5	28	7	25.0	29	336	90	26.8
川島町	40	R7	35	233	69	29.6	18	206	64	31.1	5	24	4	16.7	23	230	68	29.6
吉見町	30	R4	15	148	30	20.3	10	117	26	22.2	5	31	4	12.9	15	148	30	20.3
鳩山町	30	R4	31	355	101	28.5	25	322	94	29.2	6	33	7	21.2	31	355	101	28.5
ときがわ町	35	R3	36	382	106	27.7	9	120	28	23.3	5	30	4	13.3	14	150	32	21.3
横瀬町	50	R5	29	269	56	20.8	23	244	51	20.9	6	26	5	19.2	29	270	56	20.7
皆野町	20	R4	6	30	6	20.0	11	128	15	11.7	6	30	6	20.0	17	158	21	13.3
長瀨町	20	R5	19	188	45	23.9	19	188	45	23.9	6	29	3	10.3	25	217	48	22.1
小鹿野町	25	R5	8	136	14	10.3	7	111	14	12.6	6	29	5	17.2	13	140	19	13.6
東秩父村	25	R10	19	247	40	16.2	12	151	36	23.8	5	23	3	13.0	17	174	39	22.4
美里町	30	R6	14	161	24	14.9	14	161	24	14.9	6	37	6	16.2	20	198	30	15.2
神川町	30	R9	23	217	65	30.0	16	188	62	33.0	6	29	3	10.3	22	217	65	30.0
上里町	40	R5	24	244	54	22.1	18	214	50	23.4	6	30	4	13.3	24	244	54	22.1
寄居町	30	R10	30	251	38	15.1	24	223	35	15.7	6	28	3	10.7	30	251	38	15.1
宮代町	30	R8	24	327	72	22.0	24	327	72	22.0	6	30	8	26.7	30	357	80	22.4
杉戸町	40	R7	33	438	115	26.3	23	299	70	23.4	6	30	2	6.7	29	329	72	21.9
松伏町	40	R6	24	208	57	27.4	18	178	49	27.5	6	30	8	26.7	24	208	57	27.4
計			2,535	33,357	9,971	29.9	2,123	29,399	8,679	29.5	364	2,063	367	17.8	2,487	31,462	9,046	28.8
広域圏で設置している審議会等							10	407	156	38.3	4	12	1	8.3	14	419	157	37.5
計							2,133	29,806	8,835	29.6	368	2,075	368	17.7	2,501	31,881	9,203	28.9

4 自治体職員の状況

(令和4年4月1日現在)

市町村名	職員総数 (A+B)			係長級以上の役付職員数 (A)						一般職員数 (B)		
	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)	うち課長級以上の管理職員数			(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)
							(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)			
さいたま市	9,598	3,878	40.4	4,764	1,537	32.3	890	200	22.5	4,834	2,341	48.4
川越市	2,272	894	39.3	594	156	26.3	149	19	12.8	1,678	738	44.0
熊谷市	1,328	415	31.3	729	196	26.9	112	11	9.8	599	219	36.6
川口市	4,641	1,932	41.6	1,891	674	35.6	345	53	15.4	2,750	1,258	45.7
行田市	539	147	27.3	232	30	12.9	77	2	2.6	307	117	38.1
秩父市	707	329	46.5	383	154	40.2	141	35	24.8	324	175	54.0
所沢市	2,126	931	43.8	885	367	41.5	188	28	14.9	1,241	564	45.4
飯能市	600	243	40.5	293	88	30.0	75	11	14.7	307	155	50.5
加須市	703	290	41.3	400	140	35.0	78	13	16.7	303	150	49.5
本庄市	575	236	41.0	267	91	34.1	58	7	12.1	308	145	47.1
東松山市	818	355	43.4	316	92	29.1	114	16	14.0	502	263	52.4
春日部市	1,970	876	44.5	795	175	22.0	206	32	15.5	1,175	701	59.7
狭山市	886	371	41.9	437	169	38.7	104	16	15.4	449	202	45.0
羽生市	411	143	34.8	168	31	18.5	49	4	8.2	243	112	46.1
鴻巣市	697	336	48.2	349	138	39.5	100	21	21.0	348	198	56.9
深谷市	1,058	324	30.6	528	111	21.0	97	6	6.2	530	213	40.2
上尾市	790	268	33.9	601	195	32.4	200	35	17.5	189	73	38.6
草加市	1,944	1,004	51.6	599	207	34.6	188	32	17.0	1,345	797	59.3
越谷市	3,077	1,428	46.4	975	310	31.8	266	40	15.0	2,102	1,118	53.2
蕨市	645	273	42.3	198	51	25.8	73	7	9.6	447	222	49.7
戸田市	965	361	37.4	348	73	21.0	104	17	16.3	617	288	46.7
入間市	916	410	44.8	409	134	32.8	99	14	14.1	507	276	54.4
朝霞市	781	330	42.3	290	68	23.4	81	10	12.3	491	262	53.4
志木市	388	168	43.3	184	72	39.1	72	14	19.4	204	96	47.1
和光市	442	196	44.3	261	92	35.2	56	9	16.1	181	104	57.5
新座市	868	484	55.8	323	160	49.5	85	16	18.8	545	324	59.4
桶川市	443	194	43.8	184	52	28.3	68	10	14.7	259	142	54.8
久喜市	908	380	41.9	351	71	20.2	117	17	14.5	557	309	55.5
北本市	451	236	52.3	173	58	33.5	37	4	10.8	278	178	64.0
八潮市	615	282	45.9	206	60	29.1	75	9	12.0	409	222	54.3
富士見市	612	257	42.0	253	92	36.4	64	8	12.5	359	165	46.0
三郷市	963	367	38.1	345	78	22.6	104	17	16.3	618	289	46.8

市町村名	職員総数 (A+B)			係長級以上の役付職員数 (A)						一般職員数 (B)		
	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)	うち課長級以上の管理職員数			(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)
							(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)			
蓮田市	491	218	44.4	199	61	30.7	77	22	28.6	292	157	53.8
坂戸市	585	239	40.9	225	49	21.8	79	8	10.1	360	190	52.8
幸手市	341	148	43.4	141	37	26.2	43	4	9.3	200	111	55.5
鶴ヶ島市	377	179	47.5	179	53	29.6	45	7	15.6	198	126	63.6
日高市	365	129	35.3	216	50	23.1	40	2	5.0	149	79	53.0
吉川市	216	53	24.5	141	35	24.8	41	5	12.2	75	18	24.0
ふじみ野市	654	295	45.1	225	59	26.2	59	6	10.2	429	236	55.0
白岡市	378	152	40.2	150	29	19.3	37	6	16.2	228	123	53.9
伊奈町	352	130	36.9	164	49	29.9	53	9	17.0	188	81	43.1
三芳町	286	113	39.5	86	20	23.3	29	5	17.2	200	93	46.5
毛呂山町	243	96	39.5	106	25	23.6	22	1	4.5	137	71	51.8
越生町	83	21	25.3	36	6	16.7	13	3	23.1	47	15	31.9
滑川町	118	45	38.1	43	10	23.3	13	1	7.7	75	35	46.7
嵐山町	140	51	36.4	62	17	27.4	16	3	18.8	78	34	43.6
小川町	252	104	41.3	97	31	32.0	18	3	16.7	155	73	47.1
川島町	160	68	42.5	74	18	24.3	15	2	13.3	86	50	58.1
吉見町	178	61	34.3	98	24	24.5	17	2	11.8	80	37	46.3
鳩山町	120	44	36.7	45	6	13.3	12	1	8.3	75	38	50.7
ときがわ町	132	57	43.2	63	20	31.7	12	1	8.3	69	37	53.6
横瀬町	89	24	27.0	52	15	28.8	17	4	23.5	37	9	24.3
皆野町	97	39	40.2	45	18	40.0	12	1	8.3	52	21	40.4
長瀨町	77	30	39.0	42	15	35.7	9	1	11.1	35	15	42.9
小鹿野町	164	62	37.8	83	27	32.5	22	3	13.6	81	35	43.2
東秩父村	39	15	38.5	25	9	36.0	9	1	11.1	14	6	42.9
美里町	104	36	34.6	34	12	35.3	11	3	27.3	70	24	34.3
神川町	120	46	38.3	74	29	39.2	17	2	11.8	46	17	37.0
上里町	185	78	42.2	66	25	37.9	21	3	14.3	119	53	44.5
寄居町	271	75	27.7	93	23	24.7	23	3	13.0	178	52	29.2
宮代町	217	101	46.5	91	15	16.5	14	0	0.0	126	86	68.3
杉戸町	324	163	50.3	145	43	29.7	25	1	4.0	179	120	67.0
松伏町	193	61	31.6	95	21	22.1	16	0	0.0	98	40	40.8
計	51,088	21,271	41.6	21,926	6,773	30.9	5,309	846	15.9	29,162	14,498	49.7

5 市町村における女性の参画マップ

(1) 男女共同参画に関する条例を制定している市町村（令和4年4月1日現在）

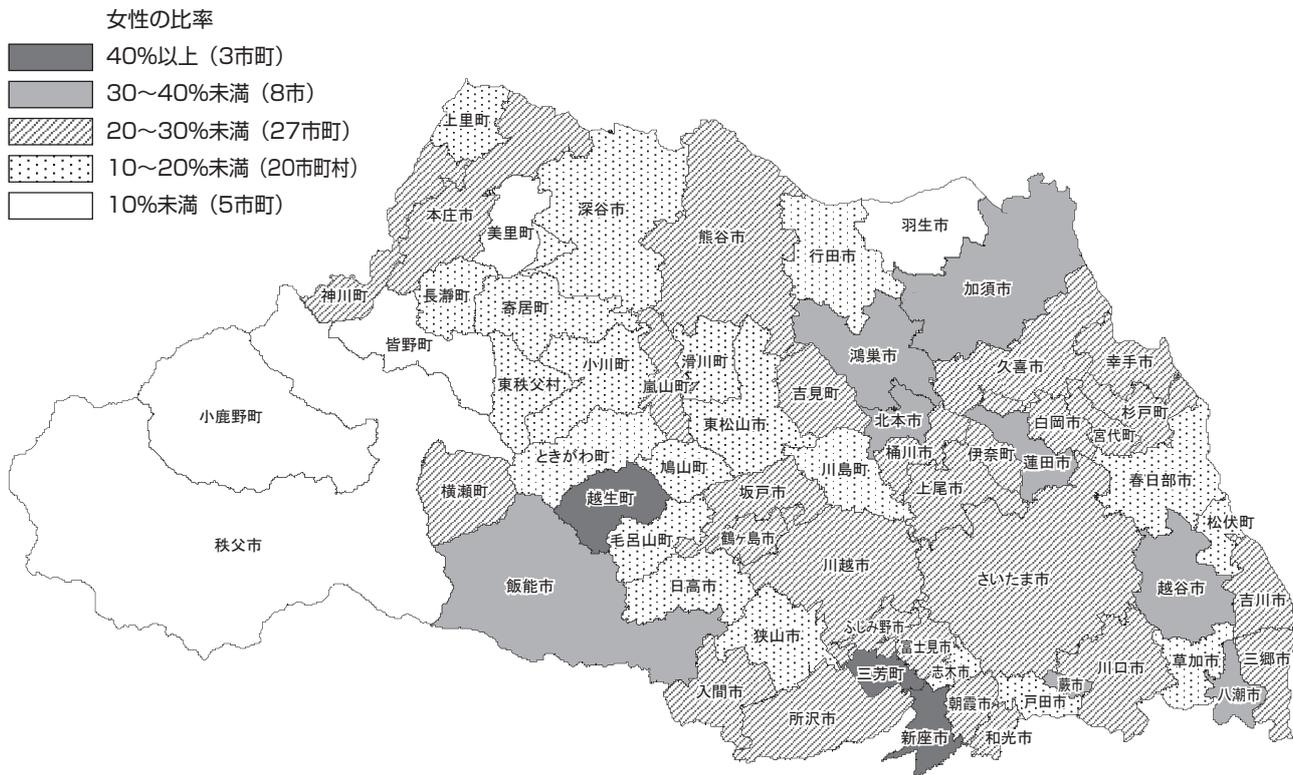


(2) 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターの設置状況（令和4年4月1日現在）

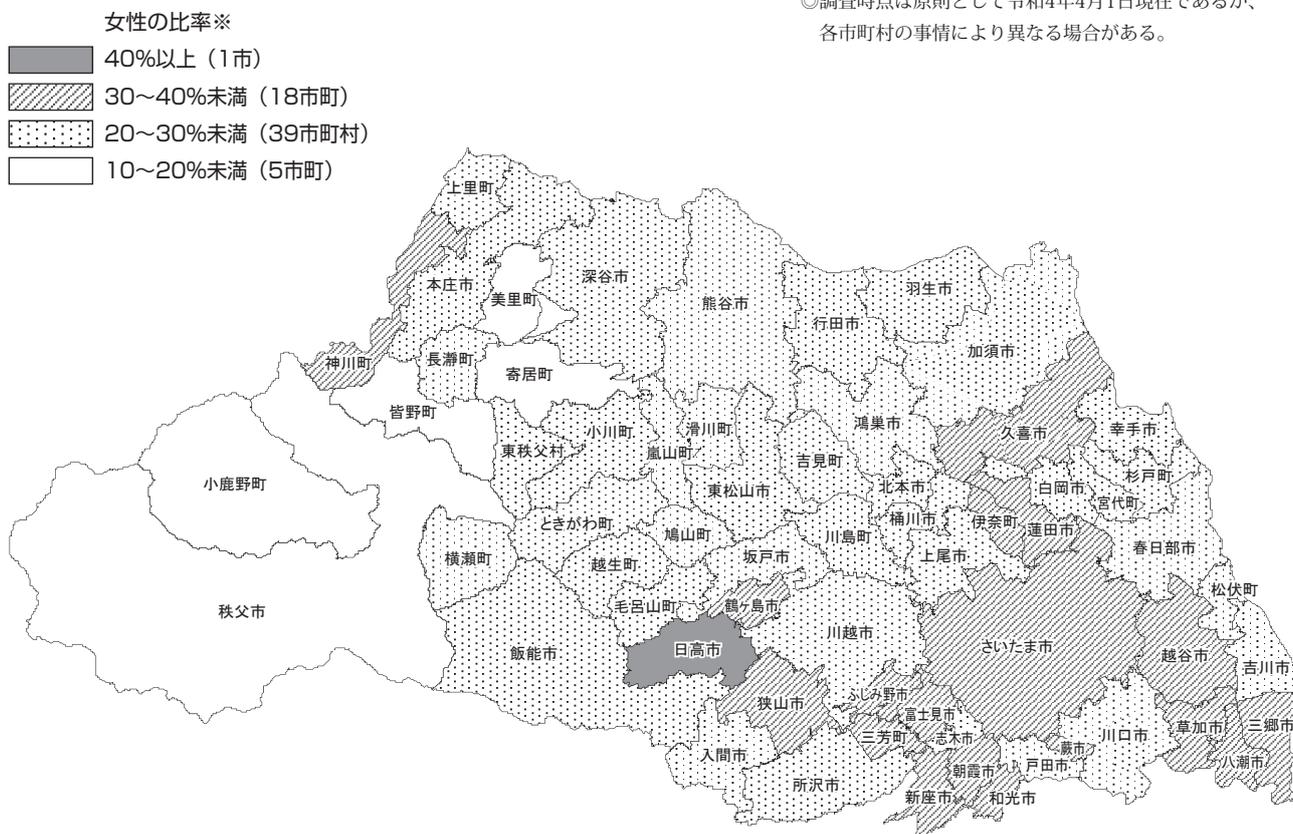


※国の機関
国立女性教育会館 (NWECC)

(3) 市町村議会における女性議員の割合（令和4年4月1日現在）



(4) 地方自治法に基づく審議会等（委員会含む）の女性の登用状況（令和4年4月1日現在）



※広域圏で設置している審議会等の委員数は除いた比率

第3部

市町村における男女共同参画施策の推進状況

第4部

資料編

- 1 総合的な推進体制の整備
- 2 県における審議会等の女性の登用状況
- 3 男女共同参画に関する年表
- 4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧
- 5 埼玉県男女共同参画推進条例

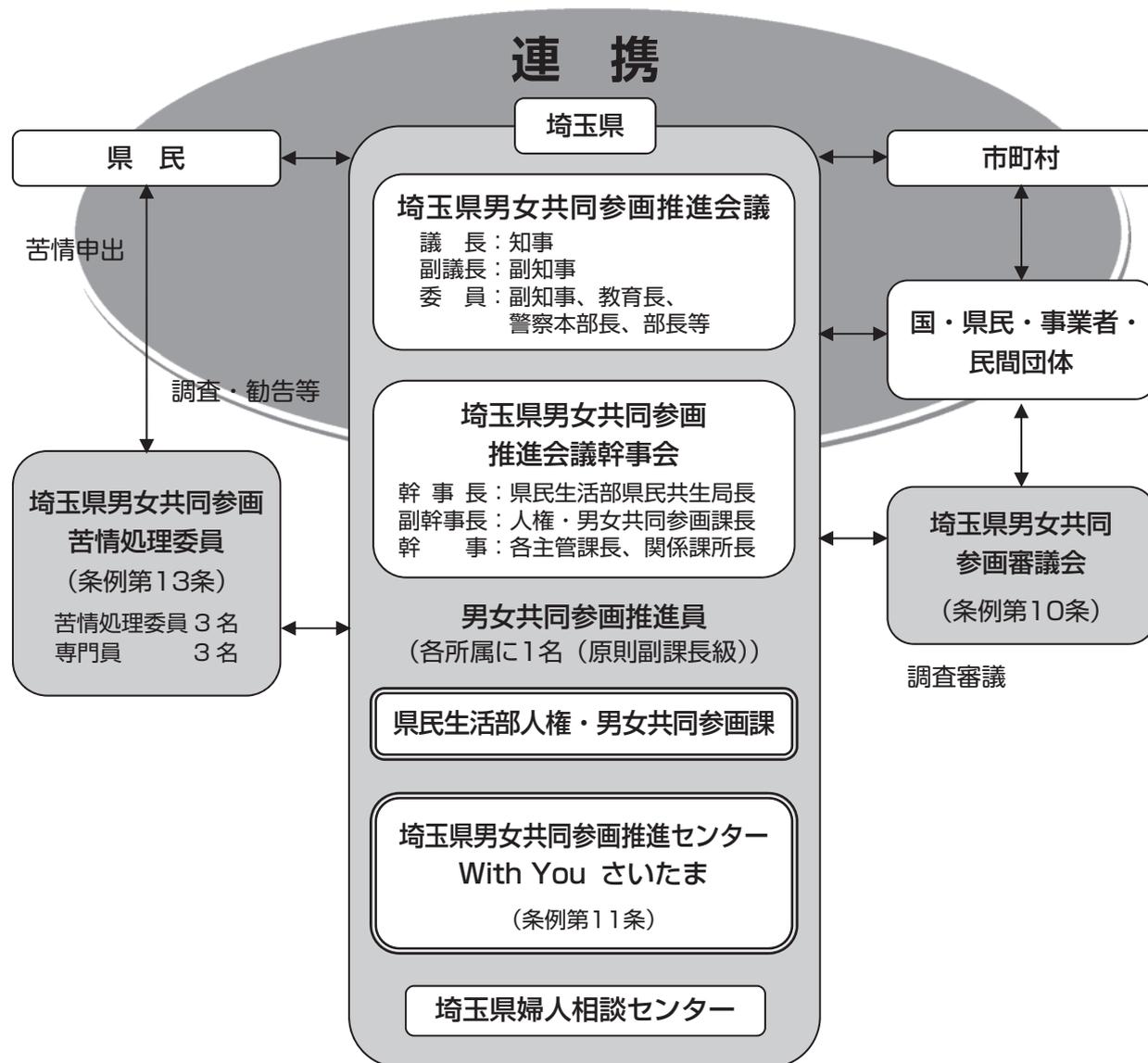
第4部

資料編

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

あらゆる分野への幅広い男女共同参画の推進に向け、総合的に計画を実施していくために、埼玉県男女共同参画推進会議、幹事会、また各所属に1名ずつ男女共同参画推進員を設置し、全庁的に取り組みます。



(2) 埼玉県男女共同参画審議会の意見の反映

男女共同参画の推進に関する審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、①情報収集・提供、②相談、③講座・研修、④自主活動・交流支援、⑤女性チャレンジ支援などの各事業を行うことにより、県の施策を実施し、並びに県民・事業者及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

(4) 苦情処理制度の運用

苦情を適切かつ迅速に処理するため、より一層、関係機関と有機的な連携を図っていきます。また、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 県における審議会等の女性の登用状況（令和4年4月1日現在）

	審議会等名称	委員数（人）	女性数（人）	女性比率
1	埼玉県固定資産評価審議会	10	4	40.0%
2	埼玉県本人確認情報保護審議会	5	2	40.0%
3	埼玉県国土利用計画審議会	16	9	56.3%
4	埼玉県土地利用審査会	7	4	57.1%
5	埼玉県公務災害補償等審査会	3	1	33.3%
6	埼玉県公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0%
7	埼玉県職員健康審査会	9	1	11.1%
8	埼玉県公益法人認定等審議会	5	4	80.0%
9	埼玉県行政不服審査会	9	2	22.2%
10	埼玉県私立学校助成審議会	13	4	30.8%
11	埼玉県私立学校審議会	14	6	42.9%
12	埼玉県情報公開審査会	9	4	44.4%
13	埼玉県個人情報保護審査会	6	3	50.0%
14	埼玉県青少年健全育成審議会	14	6	42.9%
15	埼玉県スポーツ推進審議会	16	7	43.8%
16	埼玉県消費生活審議会	15	10	66.7%
17	埼玉県男女共同参画審議会	17	11	64.7%
18	埼玉県交通安全対策会議	29	13	44.8%
19	埼玉県国民保護協議会	42	3	7.1%
20	埼玉県防災会議	72	17	23.6%
21	埼玉県環境審議会	20	7	35.0%
22	埼玉県環境影響評価技術審議会	18	8	44.4%
23	埼玉県公害審査会	10	4	40.0%
24	埼玉県社会福祉審議会	19	5	26.3%
25	埼玉県介護保険審査会	15	5	33.3%
26	埼玉県障害者施策推進協議会	20	9	45.0%
27	埼玉県児童福祉審議会	16	9	56.3%
28	埼玉県子どもの権利擁護委員会	3	2	66.7%
29	埼玉県障害児通所給付費等不服審査会	7	4	57.1%
30	埼玉県障害者介護給付費等不服審査会	7	4	57.1%
31	埼玉県精神医療審査会	33	7	21.2%
32	埼玉県地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0%
33	クリーニング師試験委員	8	4	50.0%
34	製菓衛生師試験委員	7	4	57.1%
35	埼玉県後期高齢者医療審査会	9	4	44.4%
36	埼玉県国民健康保険審査会	9	4	44.4%
37	埼玉県国民健康保険運営協議会	15	2	13.3%
38	埼玉県精神保健福祉審議会	16	8	50.0%
39	埼玉県感染症診査協議会	40	11	27.5%
40	埼玉県地方薬事審議会	15	9	60.0%

	審議会等名称	委員数(人)	女性数(人)	女性比率
41	埼玉県医療審議会	18	6	33.3%
42	埼玉県救急医療機関審査会	8	3	37.5%
43	埼玉県小児慢性特定疾病審査会	10	1	10.0%
44	埼玉県指定難病審査会	7	0	0.0%
45	埼玉県がん登録審議会	3	0	0.0%
46	埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	5	2	40.0%
47	埼玉県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
48	埼玉県職業能力開発審議会	10	7	70.0%
49	埼玉県種苗審議会	9	4	44.4%
50	埼玉県森林審議会	15	7	46.7%
51	埼玉県建設工事紛争審査会	15	7	46.7%
52	埼玉県土地収用事業認定審議会	7	3	42.9%
53	埼玉県水防協議会	15	1	6.7%
54	埼玉県都市計画審議会	22	5	22.7%
55	埼玉県開発審査会	7	3	42.9%
56	埼玉県景観審議会	13	6	46.2%
57	埼玉県建築審査会	7	3	42.9%
58	埼玉県建築士審査会	5	2	40.0%
59	埼玉県宅地建物取引業審議会	5	2	40.0%
60	埼玉県教職員健康審査会	15	4	26.7%
61	埼玉県地方産業教育審議会	8	5	62.5%
62	埼玉県いじめ問題調査審議会	5	1	20.0%
63	埼玉県障害児就学支援委員会	20	11	55.0%
64	埼玉県教科用図書選定審議会	20	9	45.0%
65	埼玉県社会教育委員	20	12	60.0%
66	埼玉県生涯学習審議会	20	12	60.0%
67	埼玉県立図書館協議会	13	6	46.2%
68	埼玉県文化財保護審議会	18	7	38.9%
69	埼玉県立歴史と民族の博物館協議会	17	8	47.1%
70	埼玉県立近代美術館協議会	12	5	41.7%
71	埼玉県留置施設視察委員会	8	3	37.5%
72	警察署協議会	432	202	46.8%
73	埼玉県教育委員会	5	2	40.0%
74	埼玉県公安委員会	5	1	20.0%
75	埼玉県選挙管理委員会	4	0	0.0%
76	埼玉県監査委員	4	0	0.0%
77	埼玉県人事委員会	3	1	33.3%
78	埼玉県労働委員会	15	3	20.0%
79	埼玉県収用委員会	7	1	14.3%
80	埼玉県内水面漁場管理委員会	13	3	23.1%
		1,461	587	40.2%

3 男女共同参画に関する年表

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1945 (S20)	○国連憲章採択	○衆院法改正（成年女子に参政権）			
1946 (S21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生			
1947 (S22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止			
1948 (S23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
1967 (S42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
1975 (S50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置			
1976 (S51)		○民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に） ○第1回日本婦人問題会議（労働省）	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
1977 (S52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		○埼玉婦人問題会議発足
1978 (S53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会		
1979 (S54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置		
1980 (S55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正（配偶者の法定相続分1/3→1/2）	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981 (S56)	○ILO第156号条約の採択（ILO総会）（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）				
1984 (S59)		○国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍：父系血統主義→父母両系主義）		○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	
1985 (S60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ）、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正（施行は昭和61年）			○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加
1986 (S61)				○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987 (S62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更		
1989 (H1)		○法例一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等）			
1990 (H2)	○「ナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ○ILO第171号条約（夜業に関する）採択（ILO総会）			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定	○埼玉県県民活動総合センター（伊奈町）開館

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1991 (H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ○育児休業法成立（施行は平成4年）	○婦人行政課を女性政策課に名称変更		
1992 (H4)		○初の婦人問題担当大臣設置			
1993 (H5)	○世界人権会議（ウィーン） ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）	○パートタイム労働法成立			○「埼玉女性の歩み」発行
1994 (H6)	○ILO第175号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO総会） ○国際人口・開発会議開催（カイロ）	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置			○「1994彩の国の女性」発行
1995 (H7)	○社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ○第4回国連世界女性会議開催（北京）「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准		○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996 (H8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定			○「世界女性みらい会議」開催
1997 (H9)		○労働基準法一部改正（女子保護規定の廃止等：施行は平成11年） ○男女雇用機会均等法一部改正（セクハラについての事業主配慮義務を規定：一部を除き平成11年施行）	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組		○女性センター（仮称）基本構想策定
1998 (H10)					○女性センター（仮称）基本計画策定
1999 (H11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立			○女性問題協議会：男女共同参画推進条例（仮称）答申
2000 (H12)	○女性2000年会議開催（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○スターカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	○埼玉県男女共同参画推進条例施行	○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施
2001 (H13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更		
2002 (H14)				○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）開設
2003 (H15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立			
2004 (H16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正			○女性チャレンジ支援事業開始
2005 (H17)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	○「男女共同参画基本計画（第2次）」策定			
2006 (H18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年）		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007 (H19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
2008 (H20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更		○女性キャリアセンター開設

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
2009 (H21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定	
2010 (H22)	○第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	○「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合		
2012 (H24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	○「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年度～平成28年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加
2013 (H25)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（施行は平成26年） ○「日本再興戦略」（6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる			
2014 (H26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！Tokyo2014）開催			
2015 (H27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行 ○「男女共同参画基本計画（第4次）」策定			
2017 (H29)				○「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年度～平成33年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定	
2018 (H30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行			
2019 (R1)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正			
2020 (R2)	○第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催	○「男女共同参画基本計画（第5次）」策定			
2021 (R3)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	○産業労働部ウーマノミクス課を業務内容により人材活躍支援課、多様な働き方推進課に組織変更 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更		
2022 (R4)			○県民生活部人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を新設	○「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定	

4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧（令和4年4月1日現在）

（1）国・県の機関

団体名	名称	住所・ホームページアドレス	電話番号	FAX 番号
県	埼玉県男女共同参画推進センター ウィズ ユー 「With You さいたま」	さいたま市中央区新都心2-2 (ホテルプリランテ武蔵野3・4F) ----- https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/	048-601-3111	048-600-3802
国	独立行政法人国立女性教育会館 「NWE C (ヌエック)」	比企郡嵐山町菅谷728 ----- http://www.nwec.jp	0493-62-6711	0493-62-6720

（2）市町村の機関（22市町23施設）

	団体名	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター 「パートナーシップさいたま」	さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801
2	さいたま市	男女共同参画相談室	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904
3	川越市	川越市男女共同参画推進施設	川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越3階	049-249-3777	049-249-1180
4	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター 「ハートピア」	熊谷市筑波3-202 ティアラ21・4階	048-599-0011	048-599-0012
5	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	川口市川口1-1-1 キューポ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718
6	行田市	行田市男女共同参画推進センター 「VIVA ぎょうだ」	行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310
7	所沢市	所沢市男女共同参画推進センター 「ふらっと」	所沢市寿町27-7 コンセルタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270
8	加須市	加須市女性センター	加須市中央2-4-17	0480-62-1111 (人権・男女共同参画課)	0480-62-5981 (同左)
9	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター 「ハーモニー春日部」	春日部市緑町3-3-17	048-731-3333	048-733-0071
10	狭山市	狭山市男女共同参画センター	狭山市入間川1-3-1	04-2937-3617	04-2937-3616
11	羽生市	羽生市女性センター 「パープル羽生」	羽生市南5-4-3	048-561-1681	048-562-1889
12	鴻巣市	鴻巣市市民活動センター内 男女共同参画コーナー	鴻巣市本町1-2-1 エルミここのすアネックス3階	048-577-3512	048-577-3949
13	上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112
14	草加市	草加市文化会館 図書資料室 「男女共同参画さわやかサロン」	草加市松江1-1-5 (草加文化会館内)	048-931-9325	048-936-4690
15	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター 「ほっと越谷」	越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412
16	戸田市	上戸田地域交流センター 「あいパル」	戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996
17	入間市	入間市男女共同参画推進センター	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539
18	朝霞市	朝霞市女性センター 「それいゆぶらざ」	朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524

	団体名	名称	住所	電話番号	FAX 番号
19	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー 「アソシエ」	桶川市泉1-3-28	048-788-4907	048-787-5409
20	八潮市	八潮女性サロン	八潮市大瀬1-1-1 マイナループ1階 (八潮駅前出張所内)	048-996-2159	048-995-7368
21	坂戸市	坂戸市勤労女性センター 「リーベン」	坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640
22	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター 「ハーモニー」	鶴ヶ島市大字脚折1922-7	049-287-4755	049-271-5297
23	上里町	上里町男女共同参画推進センター 「ウィズ・ユース上里」	児玉郡上里町大字七本木393	0495-35-1357	0495-34-2523

5 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
 - 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

- 第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
 - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
 - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
 - 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
 - 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
 - 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
 - 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条** 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

- 第11条** 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

- 第12条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

- 第13条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

- 第14条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

- 第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

—令和4年度版男女共同参画に関する年次報告—
みんなですすめよう男女共同参画

令和5年1月

[編集・発行] 埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課
T E L : 048-830-2921
F A X : 048-830-4755
E-mail : a2250@pref.saitama.lg.jp

男女共同参画社会づくりの総合拠点

埼玉県男女共同参画推進センター

愛称：With You さいたま（ウィズユーさいたま）

開館時間

月～土曜日 9時30分～21時

日曜・祝日 9時30分～17時30分

休館日 12/29～1/3

施設点検日（毎月第3木曜日）

主な施設内容

情報ライブラリー

交流サロン

相談室

セミナー室（有料）

授乳室、保育室のほか多目的トイレ

難聴者用補聴システムなども整備

事業内容

情報収集・提供事業

相談事業

講座・研修事業

自主活動・交流支援事業

女性チャレンジ支援

調査・研究事業

被災者支援事業

所在地

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心2-2

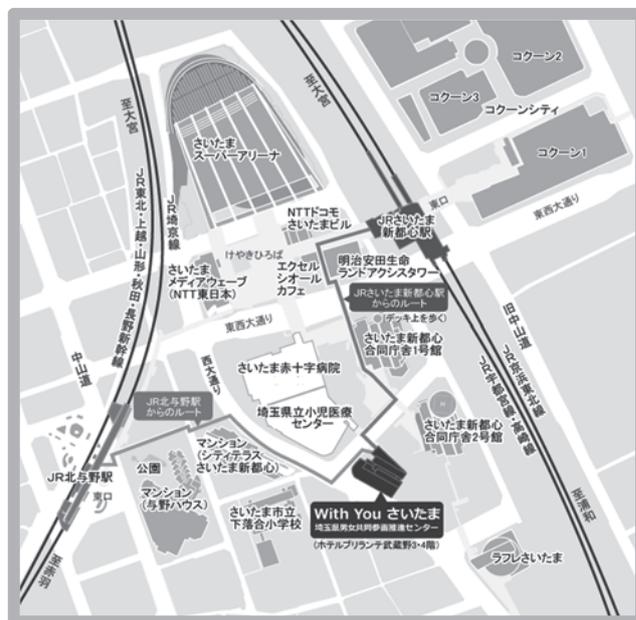
ホテルブリランテ武蔵野3・4階

TEL 048-601-3111（代表）

FAX 048-600-3802

E-mail m013111@pref.saitama.lg.jp

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>



JRさいたま新都心駅より徒歩5分

JR北与野駅より徒歩6分



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」